

令和6年（2024年）12月5日（木曜日）

第 2 号

令和6年第4回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第2号

令和6年(2024年)12月5日(木曜日)

出席委員

委員長

久保秋雄太君

副委員長

小泉真志君

今津寛史君

前田一男君

鈴木仁志君

丸山はるみ君

村田光成君

太田憲之君

白川祥二君

荒当聖吾君

梶谷大志君

三好雅君

喜多龍一君

出席委員外議員

山崎真由美君

建築局長 芥川昌久君

建設部技監 鷺尾亨君

建設企画担当局長 南里智之君

施設保全防災
担当局長 橋本雄太君

建設業担当局長 荒木政彦君

総務課長 相良修一君

建設政策課長 小笠原誠君

政策調整担当課長 和田栄二君

維持管理防災課長 寺越孝則君

建設管理課長 須田歩君

建設業担当課長 多羽田元己君

道路課長 本間広行君

高速道・市町村道
担当課長 高橋崇史君

河川砂防課長 伊藤拓郎君

都市環境課長 今井健君

公園下水道担当課長 足立浩君

建築指導課長 渡邊純一君

住宅課長 清水浩史君

住宅管理担当課長 佐々木永典君

出席説明員

建設部長 白石俊哉君

建設部建築企画監 大野雄一君

建設部次長 平館孝浩君

建設政策局長 石川博基君

土木局長 瀧川雅晴君

まちづくり局長 中尾英樹君

住宅局長 飯沼善範君

水産林務部長 岡嶋秀典君

水産林務部
森と海の未来づくり
推進監 生田泰君

水産林務部次長 渡辺敦司君

水産局長 近藤将基君

林務局長 寺田宏君

森林海洋環境局長 加納剛君

水産林務部技監 藤田瑞代君

水産基盤整備担当局長 山口知子君
森林計画担当局長 立原泰直君
成長産業担当局長 村木俊文君
総務課長 高畠研人君
企画調整担当課長 石川傑君
水産経営課長 住岡理君
漁港漁場課長 山本明宏君
漁業管理課長 高橋研司君
林業木材課長 本阿彌俊治君
林業振興担当課長 沓掛徳宗君
森林整備課長 笹岡英二君
森林海洋環境課長 佐野弥栄子君
先端技術担当課長 西恒法君
水産食品担当課長 小林成行君

農政部長 水戸部裕君
農政部長 山口和海君
食の安全・みどりの農業推進監
農政部次長 大浦正和君
食の安全・みどりの農業推進局長 鈴木章代君
生産振興局長 牧野充君
農業経営局長 小原啓吾君
農村振興局長 大西峰隆君
農政部技監 磯嶋光世君
競馬事業室長 安田貞彦君
技術支援担当局長 丸子剛史君

活性化支援担当局長 川畑恭章君
農政課長 黒島誠計君
政策調整担当課長 山根敏史君
競馬事業室参事 庄司好明君
食品政策課長 小谷馨一君
みどりの食料システム戦略室長 片岡幸治君
農産振興課長 花岡弘毅君
水田担当課長 植村一郎君
畜産振興課長 佐々木秀弥君
環境飼料担当課長 安藤邦也君
家畜衛生担当課長 小田茂樹君
技術普及課長 原俊彦君
農業経営課長 佐藤孔則君
農地調整課長 渡邊哲君
農村設計課長 榎研一君
農村計画課長 鈴木仁志君
国営調整担当課長 伊藤隆之君

議事事務局職員出席者

議事課主幹 阿部厚次君
議事課主査 土屋保真君
同 石堂知基君
同 福井宏次君
同 中村公彦君
同 馬場貴史君
同 澤田真一君

午前 10 時 開議

○久保秋雄太委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔土屋主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

村 田 光 成 委員

白 川 祥 二 委員

であります。

○久保秋雄太委員長 まず、本分科会における審査日程等についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、お手元に配付の審査日程及び質疑・質問通告のとおり取り進めることとし、あわせて、委員外議員山崎真由美君から、本分科会に出席し、建設部及び教育委員会所管部分について発言したい旨の申出がありますので、それぞれ、委員の質疑並びに質問終了時にこれを許可することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保秋雄太委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に掲載する)

○久保秋雄太委員長 それでは、議案第1号、第2号、第32号、第34号及び第35号を一括議題といたします。

1. 建設部所管審査

○久保秋雄太委員長 これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

三好雅君。

○三好雅委員 おはようございます。

質問の通告に従いまして、順次質問してまいります。まず最初に、建築物省エネ法及び建築基準法の改正についてお伺いをしたいと思います。

令和4年6月に公布されました、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律は、令和7年4月に全面施行を迎え、原則、新築される全ての建築物について省エネ基準への適合が義務化されるほか、建築基準法では、一戸建て住宅などの木造建築物について、構造安全性に係る取扱いが変わるなど、建築業界に大きな影響を与える可能性があると同っておるところであります。

脱炭素化の促進などを着実に進めるためには、設計事務所や工務店などの事業者と行政庁など審査側の双方が的確に対応していくことが重要となります。そこで、円滑な法施行に向けた道の対応等について、順次伺ってまいります。

初めに、このたびの脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の概要についてお伺いをいたします。

このたびの法改正では、従来の建築物省エネ法や建築基準法がどのように改正をされたのか、概要を伺います。

○久保秋雄太委員長 建築指導課長渡邊純一君。

○渡邊建築指導課長 法改正の概要についてであります。住宅、建築物の省エネ対策などを強力に進めるため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、いわゆる建築物省エネ法及び建築基準法が改正されたところでございます。

建築物省エネ法では、建物の断熱性能や設備機器によるエネルギー消費量に関する基準が規定されておりまして、現在は、住宅以外の建築物で、床面積が300平方メートル以上の新築などにおいて基準への適合が義務づけられておりますが、このたびの法改正で、原則、全ての建築物に対象が拡大されたところでございます。

また、建築基準法では、断熱材の増加や新たな設備の設置など、省エネ化に伴う建築物の重量化に対応するため、構造基準が見直されましたほか、一定規模を上回る建築物の建築確認手続きにおきまして審査項目が追加されたところでございます。

○三好雅委員 そういうもろもろの改正の中で、新たに省エネ基準義務化の対象となる建築物は、現在、道内でどの程度あり、義務化によってどのような影響があるのか、次に伺いたいと思います。

○渡邊建築指導課長 省エネ基準への適合義務化の影響についてであります。道などが建築確認を行った令和4年度の実績を基に、省エネ基準への適合が必要となる建築物を推計いたしますと、その割合は、法改正により、約12%であったものが約90%となるところでございます。

道が令和5年度に実施したアンケート調査では、法改正により義務化の対象となる建築物のうち、約75%が省エネ基準を上回る性能を有しているとの回答があったものの、基準適合により、建築費用が増加する場合もあると考えているところでございます。

また、建築確認申請に添付が必要な図面や書類の作成、手続などの負担の増加が見込まれますことから、設計事務所などの事業者と行政庁などの審査機関の双方に影響があると考えているところでございます。

○三好雅委員 この事業者と審査機関の双方に影響があるということではありますが、一定規模の建築物の建築確認において審査項目が追加されるとのことです。

具体的なこの改正内容について、さらに伺いたいと思います。

○渡邊建築指導課長 審査範囲の見直しについてであります。建築基準法では、一定規模以下の建築物の新築や増築工事については、建築確認申請の審査において、建築士が設計した場合、構造安全性、建築設備などの一部の項目について審査を省略することとされております。

現在は、審査省略の対象となる木造建築物の規模は、平家または2階建てで床面積が500平方メートル以下とされておりますが、改正により、平家で床面積が200平方メートル以下に対象が縮小されるところでございます。

○三好雅委員 平家または2階建てで床面積が500平方メートル以下だったものが、今度は、平家で床面積が200平方メートル以下に審査省略の対象が縮小されるということですが、道に対して、新築工事の建築確認申請のある建築物のうち、現在は審査省略の対象で来年度から見

直しをされるものは何件程度あるのか、また、今回の改正によってどのような影響があるのか、伺いたいと思います。

○渡邊建築指導課長 新築工事への影響についてであります、道が建築確認を行った実績で推計いたしますと、令和5年度に審査を省略した455件のうち、法改正により審査省略の対象外となるものは231件となるところでございます。

審査対象の規模の見直しでは、法律上求められる性能や仕様などの基準は変わらないものの、確認申請に添付が必要な図面や書類が増えることなどにより、事業者と審査側双方の業務量の増加が想定されるところでございます。

○三好雅委員 先ほど来、御答弁のありました、申請に添付が必要な図面や書類が増えると、事業者と審査側の双方の業務量の増加が想定をされるということでもあります。

大規模なリフォームにおいても確認申請が必要となりまして、空き家の活用などが進みにくくなるのではという懸念の声も聞かれるところであります。リフォーム工事で新たに確認申請が必要となるのはどのような場合なのか、次に伺いたいと思います。

○渡邊建築指導課長 リフォーム工事についてであります、2階建てや床面積200平方メートルを超える木造建築物が見直しの対象となっております、建築物の主要部分である外壁や屋根などのリフォーム工事に関して、サイディングなどの外装材や屋根ふき材のみを張り替えるものは引き続き確認申請は不要であります、外壁工事の例を挙げますと、下地材や断熱材などを含めて全て取り替える工事で、その工事範囲が壁の面積の過半に及ぶ場合には申請が必要とされております。

○三好雅委員 工事範囲が壁の面積の過半に及ぶ場合には確認申請が必要となってくるということではありますが、今回の法改正によってリフォーム工事にどのような影響があると見込まれるのか、特に工事費がどの程度増加することになるのか、伺いたいと思います。

○渡邊建築指導課長 リフォーム工事への影響についてであります、今回の法改正により、法律上、求められる性能や仕様などの基準は変わらないことから、工事費の増加などの影響は想定されないものの、建築確認申請が必要となるリフォーム工事においては、申請に必要な図面や書類の作成などに係る負担が見込まれるところでございます。

○三好雅委員 工事費の増加などの影響はないと想定されるが、申請に必要な図面作成などに係る負担があるのではないかと、そういうようなお話であったというふうに思います。

今回の法改正によって、リフォーム工事においては様々な経費がかかるようになり、せっかくの脱炭素化や空き家住宅の有効活用等が進みづらくなるのが懸念されることとなります。掛かり増しとなるこの経費の一部を支援することも検討する必要があると考えますが、道は、こうした施主側のコスト増といった課題にどのように対応する考えなのか、伺いたいと思います。

○久保秋雄太委員長 住宅局長飯沼善範君。

○飯沼住宅局長 リフォーム工事への影響の緩和についてであります、確認申請が必要なリフォーム工事においては、申請に必要な図面や書類の作成経費など施主の負担の増加も考えられま

【第2分科会 12月5日 第2号】

すが、道では、昨年7月に住まいのゼロカーボン化推進事業を創設し、省エネリフォームを対象に、市町村が行う補助に対して、その2分の1を上限に最大25万円の補助を行っているところであり、今後、より多くの市町村に補助事業を活用いただけるよう周知を図り、施主の負担軽減に努めてまいります。

○三好雅委員 それでは、次に、道は、木造建築物の構造基準について、積雪影響を考慮した見直しを行うため、本定例会に、北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例案を提出しています。

この条例の改正内容とその影響について伺いたいと思います。

○渡邊建築指導課長 条例改正についてであります。建築基準法では、これまで、木造建築物の構造上、必要な壁の長さや柱の太さについて、建築物を、軽い屋根、重い屋根の二つに区分し算定するよう定めておりましたが、建築物の仕様の実況に応じて算定するよう改正されたところでございます。

このため、道では、積雪の多い地域においては、積雪荷重の影響を付加して算定するよう、条例案を提出したところでございます。

法の改正により、事業者は、建設する地域の積雪量などの実況に応じて必要な壁や柱の寸法を計算することとなり、業務量の増加が想定されるところでございます。

○三好雅委員 区分をまたさらに細かくして算定をするということでもあります。

設計事務所や工務店などの事業者の皆さんが、この省エネ基準の適合義務化や木造建築物に係る見直しに対応するため、新たな知識や技術の習得が求められているほか、必要な手続も増え、業務量の増加が懸念をされるところであります。

道では、この事業者への影響緩和にどのように取り組もうとしているのか、伺いたいと思います。

○飯沼住宅局長 事業者への支援についてであります。道では、令和4年の改正法の公布後、事業者向けの講習会を開催するなど、法改正の内容の周知や新たな基準等に対応する技術力向上に努めてきたところでございます。

今年度は、北海道建築士事務所協会と連携して、参考設計例を用いた実践的な解説などを行う、法改正に伴う実務者講習会を全道5か所で開催したほか、振興局が開催する会議などを通じて情報提供などを行っております。

今後は、円滑な法施行に向けて、年度内に木造住宅の構造設計マニュアルを作成するほか、北海道建築士会と連携して、全道19か所で申請図書の具体的な作成方法について解説する講習会を開催するなど、事業者支援に努めてまいります。

○三好雅委員 それでは、審査側のお話であります。

確認申請の審査を行う行政庁や民間機関においても大きな影響が出ると考えますが、この改正法に的確に対応しつつ迅速な審査が求められるところでありますけれども、道はどのようにお取り組みをされるのか、伺いたいと思います。

○飯沼住宅局長 審査側の対応についてではありますが、法改正に伴い、業務量の増加が見込まれる中、的確かつ迅速な審査が行えるよう、行政庁間の連携や、審査側のさらなるスキルアップが重要と考えているところでございます。

このため、道では、審査を行う行政庁や民間機関で構成する全道建築行政連絡会議を定期的開催し、改正内容等に関する最新の情報を提供してきたほか、条例で定める木造建築物の構造基準の見直しに当たっては、各行政庁の実務者レベルによるワーキンググループを設置し、全道で統一的な取扱いとなるよう協議を行ってきたところでございます。

今後は、審査技術のさらなる向上を図るため、審査を担当する職員を対象に、省エネ基準への適合性の確認や構造審査演習といった実践的な研修を実施するなど、全道で法改正に的確に対応した迅速な審査が行われるよう取り組んでまいります。

○三好雅委員 この省エネ基準への適合は、ゼロカーボン北海道の実現に向けて非常に重要な課題であります。また、行政庁が構造安全性などを審査することも、建築物の安全を確保する上で重要と考えるところであります。

今回の法改正の内容が多岐にわたることから、事業者側、審査側の双方が適切に対応していくことが求められますが、改正法の円滑な施行に向け、道では今後どのように取組を進めていくのか、伺いたいと思います。

○久保秋雄太委員長 建設部建築企画監大野雄一君。

○大野建設部建築企画監 今後の取組についてではありますが、このたびの建築物省エネ法及び建築基準法の改正は、建築物の脱炭素化の推進や安全性の確保に寄与するものであり、ゼロカーボン北海道の実現に向けても極めて重要と考えております。

道では、これまで、事業者向けの講習会を開催するなど、必要な知識の習得や技術力の向上に向けた支援に取り組むとともに、審査を行う行政庁間の連携や審査側のスキルアップにも取り組んできたところでございます。

法施行が目前に迫る中、引き続き、講習会や研修などを開催するとともに、こうした取組を通じてもお情報が行き届いていない事業者に対しまして、申請書類の作成方法などを個別に支援する建築士サポートセンターを、建築士事務所協会と連携して、来年1月に新たに設置するなど、事業者団体、行政庁などとの連携により、改正法の円滑な施行に向け取り組んでまいります。

○三好雅委員 このたびの建築物省エネ法や建築基準法の改正に関してお伺いをしてまいりましたが、GX推進のためにも、空き家の有効活用を図る意味でも、省エネ改修の促進は重要な政策テーマであると考えているところでございます。

省エネ改修促進に向けては様々な課題があると考えますが、中でも、施主にとって大幅なコスト増となることは、省エネ改修を進める上において特に大きな課題となりますが、具体的な答弁がありませんでした。この件に関しては、改めて知事に見解を伺いたいと思いますので、委員長、お取り計らいをよろしくお願ひしたいと思います。

【第2分科会 12月5日 第2号】

次に、建設工事従事者の安全等の確保について伺いたいと思います。

道では、平成31年に策定いたしました「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画」の変更に向けた検討が進められており、このたび、その素案が委員会に示されたことと承知をされているところであります。そこで、検討内容などについて、数点伺います。

まず、この北海道計画策定の経緯などについてであります。

道は、平成31年3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画」を策定し、この計画に基づいて、建設工事従事者の方々の安全確保などに取り組んできたところでありますが、この計画を策定することとなった経緯や策定の背景などについて伺いたいと思います。

○久保秋雄太委員長 建設管理課長須田歩君。

○須田建設管理課長 計画策定の経緯等についてであります。建設業の果たす役割の重要性や重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず、全ての建設工事におきまして、一人親方等も含めた建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、平成28年12月に、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律、いわゆる建設職人基本法が制定され、翌年6月、国におきまして基本計画を策定したところでございます。

これを受けまして、道では、法の趣旨や道内の建設工事従事者を取り巻く状況を踏まえ、平成31年3月に北海道計画を策定したところでございます。

○三好雅委員 公共工事のみならず、全ての建設工事における従事者の安全や健康の確保を図るため策定をされたということですが、道内の建設業における労働災害の発生状況はどのようになっているのか、これまでの推移を含め、伺いたいと思います。

○須田建設管理課長 労働災害の発生状況についてであります。本道の建設業における労働災害による死亡者数は、最も多かった昭和42年の166人から長期的に減少傾向にあり、直近5年間の推移といたしましては、令和元年が20人、2年が14人、3年が20人、4年が23人、5年が6人となっているところでございます。

○三好雅委員 今の数字をお聞きすると、少しずつ長期的に減少傾向になっていると。まさにこういった計画の取組の成果なのだと思いますが、この計画に基づいて、建設工事従事者の方々の安全確保などに向け、どのような取組を実際に行ってきたのか、伺いたいと思います。

○須田建設管理課長 これまでの取組についてであります。北海道計画では、建設工事従事者の安全及び健康の確保に向け、安全衛生経費や適切な工期の確保を図ること、設計、施工等の各段階における適切な安全対策を措置すること、意識の向上や処遇の改善を図ることを基本的な方針としているところでございます。

このため、道では、本計画の趣旨に沿って、労働災害防止に向けた建設工事現場での安全性の確保や、安全衛生教育の促進、労働安全衛生規則の遵守徹底等につきまして、建設業団体等へ要請するとともに、道のホームページに掲載し、計画の周知に努めてきたところでございます。

また、道が発注する工事におきまして、施工体制や安全対策等を確認するため、建設工事安全

パトロールを実施し、必要に応じて指導などを行っているところでございます。

さらに、安全衛生経費等につきまして、元請企業が下請企業へ確実に支払っているかを確認するため、下請代金支払い状況等実態立入検査を行い、必要に応じて指導などを行っているところでございます。

○三好雅委員 こういった取組の下で、道では、この北海道計画の変更を検討していると承知をしておりますが、どのような背景があつて計画変更を行うこととしたのか、伺いたいと思います。

○須田建設管理課長 計画変更の理由についてであります。建設職人基本法では、少なくとも5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認められるときにはこれを変更しなければならないと規定されており、国では、気候変動の影響や新型コロナウイルス感染症の発生、拡大、女性、外国人労働者や高齢労働者等の人材の多様化、新・担い手3法等を踏まえた働き方改革の推進のほか、インフラ分野でのDX化など、計画策定時からの状況変化等を踏まえまして、令和5年6月に基本計画を変更したところでございます。

このため、道では、国の基本計画の変更や、本道における建設工事従事者を取り巻く状況を踏まえ、計画を見直すに至ったところでございます。

○三好雅委員 御答弁においては、国では、気候変動の影響や新型コロナウイルス感染症の発生、拡大、また、女性や外国人労働者などの人材の多様化、建設工事従事者を取り巻く状況の変化を踏まえ、国の基本計画を変更したとのこととあります。社会全体の高齢化の進展に伴い、これは建設業にかかわらずではありますが、建設業においても工事従事者の高齢化が進んでおり、労災の危険性も高まっているのではないかと考えるところであります。

道内の建設業における高齢化の状況や高齢者の労働災害の状況はどのようになっているのか、伺いたいと思います。

○須田建設管理課長 高齢化の状況等についてであります。道内建設業における就業者の年齢構成比は、令和5年におきまして、50歳以上の占める割合が57%で増加傾向にあり、高齢化が進行しているところでございます。

また、労働災害による死傷者数の割合は、50歳以上が52%を占めているところでございます。

○三好雅委員 今の御答弁からすると、年齢構成比と労災の割合というのは、それほど大きく変わっているものではないということが分かるのかなというふうに思います。

近年、建設工事従事者を取り巻く状況が変化し、従事者の高齢化も進んできている、そういうことだというふうに思いますが、このたび、道ではどのように計画を変更するのか、伺いたいと思います。

○久保秋雄太委員長 建設業担当局長荒木政彦君。

○荒木建設業担当局長 計画の変更内容についてでございますが、このたびの計画変更におきましては、新・担い手3法等を踏まえた働き方改革やインフラ分野でのDX化の推進など、建設工事従事者を取り巻く状況の変化を踏まえ、内容の充実等を図ったところであり、気候変動の影響

などによる労働者の熱中症対策や、誰もが働きやすい労働環境整備の促進のほか、高年齢労働者の転倒事故を防止するための取組などの項目を新たに追加したところでございます。

○三好雅委員 最後の質問にしたいと思いますが、そういったもろもろの状況の中でありませけれども、人口減少や高齢化が避けられない中で、引き続き、建設産業を担う人材を確保するためには、建設現場で働く方々が安心して働ける環境づくりを行うことが何よりも重要だと考えるところであります。

建設現場で働く方は、他の業種よりも事故やけがのリスクが高い仕事に従事しており、場合によっては死亡事故に至るケースもあろうかと思えます。

変更計画の素案について伺ってまいりましたが、今後どのように取り進めていくのか、また、計画変更後はどのように取り組んでいくのか、今後の対応について伺いたいと思えます。

○久保秋雄太委員長 建設部長白石俊哉君。

○白石建設部長 今後の対応についてであります。本道の建設産業が、今後も地域の安全、安心や経済、雇用などを支える重要な役割を果たしていくためには、建設工事に従事する全ての人々が安全で健康に働ける環境の整備が必要と認識をしております。

このため、道では、本道の建設工事従事者を取り巻く状況を踏まえまして、従事者の処遇の改善や健康確保対策などを盛り込んだ計画の変更素案を作成し、現在、関係団体への意見照会やパブリックコメントを実施しており、また、今月開催予定の北海道建設業審議会においても御意見を伺った上で、年度末をめどに成案とする予定でございます。

計画変更後は、引き続き、国や道、専門工事業団体等で構成する、建設業等における構造改善推進懇談会などにおきまして情報共有や連携を図りますとともに、各般の取組を着実に推進し、建設工事従事者が安心して働ける環境の整備に努め、建設産業の持続的発展に取り組んでまいります。

以上でございます。

○三好雅委員 今、御答弁いただいたように、まさに、安心して働ける環境の整備こそが、建設産業の持続的な発展、さらには、人手の確保でありますとか、いろいろな諸問題の解決につながるという思いを、ぜひ、我々とも共有していただきながら進めていただくことをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○久保秋雄太委員長 三好委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

鈴木仁志君。

○鈴木仁志委員 通告のとおり、状況や考え方についてお聞きをしたいと思っております。

初めに、道路施設の老朽化についてお聞きをいたします。

道路、橋梁、トンネルなどのいわゆる道路ストックは、人々の生活、社会経済活動を支える重要な基盤となるもので、常に安全で安心な道路サービスの提供が求められているものです。とり

わけ、近年、橋梁、トンネルの老朽化が社会問題として取り上げられており、適切な管理を行っていくことが極めて重要だと思います。

橋梁、トンネルの一般的な耐用年数は、建設後50年が老朽化の目安とも言われていると思います。令和4年度末で、道が管理するトンネルは126か所、2メートル以上の橋梁はおよそ5800橋と認識しておりますけれども、50年を超える橋梁、トンネルはどの程度存在するのでしょうか。また、10年後、20年後の状況についてもお聞きをしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 道路課長本間広行君。

○本間道路課長 老朽化の状況についてであります。道が管理する道道の橋梁とトンネルのうち、建設後50年を経過した施設の割合は、令和6年3月末時点で、橋梁が25%、トンネルが13%となっております。

また、橋梁については、10年後に47%、20年後に71%、トンネルについては、10年後に22%、20年後に42%となる見込みであります。

○鈴木仁志委員 現在、50年を超える橋梁、トンネルが、今年の3月の段階で、橋梁が25%、トンネルが13%、10年後には、橋梁で47%、トンネルで22%ということでありますけれども、これまで、橋梁、トンネルの各施設において、老朽化に起因したコンクリートの剝離あるいは陥没、落下などの現象は発生していないのでしょうか。あれば、どのような原因、起因によって起こったと診断をされているのかをお聞きしたいと思います。

○本間道路課長 コンクリートの剝離等についてであります。過去10年間に橋梁のコンクリートの剝離等が確認された件数は、平成26年度から30年度までの5年間で6件、令和元年度から5年度までの5年間で2件、合計で8件となっており、トンネルについては確認されておられません。

主な原因につきましては、凍結防止剤などに含まれる塩化物イオンによる塩害や、コンクリート中の水分が凍結膨張する凍害、コンクリート内部の化学反応による損傷などが考えられるところであります。

○鈴木仁志委員 2012年に山梨で起きたトンネルの天井板崩落事故を受けて、国は、トンネル及び橋梁などの道路施設について、管理者による5年に1度の点検を義務化したと伺っております。

2014年度から2018年度が1巡目、2019年度から2023年度までが2巡目、今年度から3巡目に入っていると認識しておりますけれども、国の方針の下、道は全ての施設についてそれぞれの期間内に点検を終えられているのか、また、点検、診断は道の職員が行うのか、あるいは、民間に委ねているのでしょうか。

あわせて、道内自治体の点検、診断の状況についてもお聞かせいただきたいと思います。

○本間道路課長 点検の状況についてであります。道では、長寿命化修繕計画に基づき、橋梁やトンネルなどの道路施設につきまして、民間コンサルタントに委託し、5年に1度の定期的な点検、診断を期間内に実施しているところでございます。

【第2分科会 12月5日 第2号】

また、道内の市町村についても、道と同様に期間内に行っており、民間コンサルタントに委託するほか、一部市町村では、職員による点検も行われているところでもあります。

○鈴木仁志委員 点検、診断については民間会社に委ねているとのことですが、民間会社においても技術者の確保が難しくなっているとも伝わっておりますし、点検は、直接、目視が基本と伺っており、点検、診断には長年の経験が必要とも聞いております。

今後も、道路施設の点検、診断は継続される以上、委託会社における技術者の確保と技術力の向上を図っていくことが、円滑な道路施設管理にとって極めて重要となると思いますけれども、どのように考えているのか、現状を含めてお聞きしたいと思います。

○本間道路課長 点検業務における技術力の確保などについてであります。道では、点検業務を民間コンサルタントに委託しており、道内の多くの市町村においても同様な状況であることから、民間コンサルタントの技術力の確保が重要と認識しているところでございます。

このため、道では、平成18年度から、民間コンサルタントの職員などを対象に、点検に関する知識と技術の習得を目的とした講習会を開催してきたところです。

また、民間コンサルタントの技術者不足に対応し、点検作業の省力化を図るため、ドローンにより写真を撮影し、AIによりコンクリートのひび割れを検出する画像計測を導入するなど、新技術の活用を進めているところでもあります。

○鈴木仁志委員 国が義務化した点検では、健全度の判定を4区分に設定していると思います。既に実施された2014年度から2018年度の点検、2巡目の2019年度から2023年度の点検において、健全判定以外の予防保全段階、早期措置段階、緊急措置段階と判定された橋梁、トンネルの件数をお聞きしたいと思います。

また、判定結果に基づいて、早期措置段階、緊急措置段階とされた施設の補修完了、着手、未着手の状況、同様に、道内の自治体管理施設の状況についてもお聞きをしたいと思います。

○本間道路課長 点検及び補修の状況についてであります。平成26年度から30年度までの5年間で行った1巡目点検では、道が管理する道道の橋梁について、予防保全段階とされる判定区分Ⅱは1611橋、早期措置段階とされる判定区分Ⅲは686橋となっており、補修等の措置状況は、判定区分Ⅲのうち、令和6年3月末時点で、着手済みは684橋であり、このうち587橋が完了しており、未着手は2橋となっているところです。

また、トンネルにつきましては、判定区分Ⅱは64か所、判定区分Ⅲは51か所であり、令和6年3月末時点で、判定区分Ⅲのトンネル全てに着手済みであり、このうち45か所が完了しているところです。

次に、市町村が管理する橋梁につきましては、判定区分Ⅱは1万75橋、判定区分Ⅲは3355橋、緊急措置段階とされる判定区分Ⅳは34橋であり、判定区分Ⅲ及びⅣの3389橋のうち、令和6年3月末時点で、着手済みは2447橋、このうち2023橋が完了し、未着手は942橋となっているところです。

また、トンネルにつきましては、判定区分Ⅱは18か所、判定区分Ⅲは20か所、判定区分Ⅳは1

か所であり、判定区分Ⅲ及びⅣの21か所のうち、令和6年3月末時点で、着手済みは19か所、このうち17か所が完了し、未着手は2か所となっているところです。

続きまして、令和元年度から5年度までの5年間で行った2巡目点検では、道が管理する道道の橋梁について、判定区分Ⅱは1811橋、判定区分Ⅲは540橋となっており、判定区分Ⅲのうち、令和6年3月末時点で、着手済みは324橋であり、このうち189橋が完了し、未着手は216橋となっているところです。

また、トンネルについては、判定区分Ⅱは70か所、判定区分Ⅲは49か所であり、判定区分Ⅲのうち、令和6年3月末時点で、着手済みは28か所、このうち13か所が完了し、未着手は21か所となっているところです。

次に、市町村が管理する橋梁につきまして、判定区分Ⅱは1万140橋、判定区分Ⅲは2676橋、判定区分Ⅳは48橋であり、判定区分Ⅲ及びⅣの2724橋のうち、令和6年3月末時点で、着手済みは1020橋、このうち467橋が完了し、未着手は1704橋となっているところです。

また、トンネルについては、判定区分Ⅱは28か所、判定区分Ⅲは11か所、判定区分Ⅳは1か所であり、判定区分Ⅲ及びⅣの12か所のうち、令和6年3月末時点で、着手済みは2か所、このうち1か所が完了し、未着手は10か所となっているところであります。

○鈴木仁志委員 ありがとうございます。

1巡目の点検段階で、道管理及び道内の自治体管理において、補修未着手の施設がかなりあるようではありますが、補修未着手の要因についてお聞きをするとともに、補修未着手の施設において、通行できない状態になっている橋梁、トンネル施設はあるのでしょうか。

道管理施設及び道内自治体管理施設の状況についてお聞きをしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 高速道・市町村道担当課長高橋崇史君。

○高橋高速道・市町村道担当課長 補修未着手の施設についてでございますが、道が管理します橋梁におきましては、地滑りや落石のおそれにより通行止めをしている区間で未着手箇所がありますほか、市町村が管理する橋梁、トンネルにおきましては、市町村の技術職員不足のほか、様々な要因などにより未着手となっている箇所があると考えられます。

また、市町村が管理する施設のうち、通行止めの措置が講じられているものは、令和6年3月末時点で、橋梁が18橋、トンネルが1か所あると承知しているところでございます。

○鈴木仁志委員 状況は分かりましたが、多いと言うべきなのか、少ないと言うべきなのか、この通行できない状態の道管理施設及び道内自治体管理施設の補修の見通しについてどう考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○本間道路課長 補修未着手施設の見通しについてでございますが、道が管理する橋梁については、通行止め区間の解消に向けた地滑り対策などの状況を踏まえ、補修等の検討を行う考えであります。

市町村が管理する橋梁、トンネルの見通しについては把握しておりません。

○鈴木仁志委員 先般の我が会派の代表格質問における防災、減災、国土強靱化への対応につい

【第2分科会 12月5日 第2号】

での質問に対して、道は、国の5か年加速化対策予算を活用し、河川の治水対策や橋梁、トンネルの老朽化対策など、緊急性や必要性の高い取組について計画的に進めていると答弁されています。

国の5か年加速化対策は2025年度をもって終了するものであり、国の後継対策が望まれるところでもありますけれども、点検、診断が義務化された2014年度からこれまでに、橋梁、トンネルの補修に要した経費を伺うとともに、老朽化が進行する中であって、今後の補修等に必要と見込まれる費用負担の推計をどのようなものだと考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 土木局長瀧川雅晴君。

○瀧川土木局長 老朽化対策の費用についてであります。道が管理する道道における橋梁やトンネルなどの補修等に要した予算は、点検、診断が義務化された平成26年度から令和5年度までの10年間で約1700億円であったところです。

近年、人件費や資材価格等が高騰していることを踏まえ、道路施設の老朽化対策に必要な予算の増加が懸念されることから、令和7年度が最終年度とされている「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了後も、継続的、安定的に予算が確保されるよう、道としては、引き続き、国土強靱化法に基づく実施中期計画の早期策定について、関係団体等と連携し、国に要望してまいります。

○鈴木仁志委員 橋梁、トンネルの老朽化に関する状況をお知らせいただきましたけれども、人口減少が進む中、極めて多くの道路施設を維持管理するために、膨大な予算と携わる人手の確保など、維持管理には困難さが増すことは避けられないと推測できますし、今後さらに、経済の成長期に整備された道路施設が老朽化することになりますが、これまでどおり全ての施設を一律に管理することは難しくなるとも考えられます。

必要性が低下した道路施設の集約化、撤去を検討していかなければならないのではとも思いますけれども、見解をお聞きして、終わりたいと思います。

○瀧川土木局長 集約などについてであります。橋梁の集約、撤去は、今後の維持管理、更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、中長期的な維持管理コストの縮減を図るための手段の一つであります。目的地までの所要時間の増加や移動経路の多重性が損なわれる場合があると認識をしております。

このため、道では、集約、撤去の検討に当たりましては、周辺道路の整備状況や代替路の有無のほか、将来的な利用状況を十分考慮し、慎重な対応が必要であると考えているところです。

○鈴木仁志委員 ありがとうございました。

次に、治水対策についてお聞きをしたいと思います。

雨の降り方が昔と変わってきたと言われております。温暖化による変動は、気象だけではなく、全国各地で、いたものがいなくなったり、いないはずのものがいるなど、動植物においても多くの事例、異変が起きていると思います。気象庁によれば、日本国内において、大雨、短時間強雨の発生頻度が増えており、逆に雨の降る日数は減少しているとのことで、今後も雨の降り方

が極端になる傾向は続くと予想されているところです。

これまで、梅雨の時期の豪雨で大きな災害を受けるのは九州や四国、本州でもせいぜい新潟県や福島県ぐらいまでかなという印象でありましたけれども、昨今、線状降水帯が北上し、秋田県や山形県で発生しているところでありまして、この北海道でも大雨の発生頻度が増えてきたようにも感じているところです。百年に一度といった現象が珍しくなくなり、温暖化の脅威を感じているところでもあります。

今年の7月23日の夜から24日にかけて、道内北部を中心として記録的な大雨となりまして、この影響で、深川多度志付近の雨竜川が氾濫したとして警戒レベル5相当と発表されました。气象台によれば、24時間の降水量は、旭川江丹別で206.5ミリ、比布町比布で172ミリ、7月としてはこの地域の観測史上最大を記録したとのことでありますけれども、この大雨による道管理河川の被害状況についてお聞きをいたします。

○久保秋雄太委員長 維持管理防災課長寺越孝則君。

○寺越維持管理防災課長 道管理河川の被害についてであります。本年7月23日から24日にかけての上川や留萌地方を中心とした大雨により、江丹別と比布の観測地点で24時間降水量が観測史上最大を更新したほか、13地点で7月における最大を更新したところであり、旭川市の江丹別川や士別市のペンケヌカンプ川などにおいて溢水し、河岸決壊や護岸の被災など、公共土木施設の被災箇所は13河川、23か所あったところでございます。

○鈴木仁志委員 今回の大雨は、上川・留萌地方を中心に多いところで200ミリを超えた地域があったわけでありましてけれども、台風ではなくて、前線や低気圧に伴う発達した雨雲によるものとのことで、幸い人的被害はないものの、お話にありましたように、士別市のペンケヌカンプ川があふれ、大豆畑が冠水をし、愛別川も水位が上昇して避難指示が出されたところですが、道が管理している河川の整備は、どの程度の規模の降雨を想定して整備されておられるのか、お聞きをします。

○久保秋雄太委員長 河川砂防課長伊藤拓郎君。

○伊藤河川砂防課長 河川整備の計画についてであります。道では、河川法に基づき、学識経験者や地元住民などの御意見を伺いながら、河川ごとに河川整備計画を策定するなどして整備を進めてきているところでございます。

この河川整備計画に用いる計画流量を定めるための降雨の規模は、対象とする地域における過去の降雨による災害の履歴のほか、守るべき人口、資産や上下流の状況などを考慮して決定しているところでございます。

○鈴木仁志委員 温暖化に伴う気温上昇により、線状降水帯あるいは台風などによる極端な大雨の頻度は間違いなく増えると言われておりますし、北海道での災害級の危険度は全国平均より高まる見通しだとも伝わっております。

国は、既に、降雨量の将来予測を基に河川流域の治水対策を見直していると聞いておりますけれども、今後の降雨量の予測に対しての道管理河川の堤防整備などの治水計画についてお聞きを

いたします。

○瀧川土木局長 今後の河川整備についてであります。近年、豪雨災害が激甚化、頻発化する中、今後、河川整備の検討に当たりましては、気候変動も考慮していくことが必要と考えております。

国では、有識者会議からの「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言を踏まえ、国が管理する1級河川において、河川整備基本方針及び河川整備計画を、順次、見直ししているところです。

道といたしましては、今後、国の取組を参考にするとともに、学識経験者からの御意見を伺いながら、気候変動を踏まえた河川整備について検討してまいります。

○鈴木仁志委員 今世紀末の道内平均の年降水量は、20世紀末と比べて1割増える可能性があり、降水量が1割増えると流量は2割増え、洪水発生頻度は2倍になるとも言われております。明らかに危険度が増すものと考えなければなりません。

先ほど、道管理河川の治水計画の考え方をお聞きいたしましたけれども、今回の雨で愛別川付近住民に対して避難指示が出されましたが、避難指示は、一般的には河川の水位を目安にした指示だと思っております。先般の能登豪雨など、短時間豪雨の発生が多発する中では、急激に水位が上昇して避難が間に合わない事例が考えられます。

あらかじめ、道管理河川において、この程度の降雨量になれば、この河川において溢水あるいは堤防決壊するという情報が事前に周知されていれば、迅速な避難につながるかと考えるところでもありますけれども、道では、これまで、避難行動につながるソフト対策をどのように行ってきたのか、お聞きいたします。

○寺越維持管理防災課長 ソフト対策についてであります。道では、これまで、住民の迅速かつ円滑な避難につながる取組として、インターネットによりリアルタイムに河川の水位情報を発信するほか、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図などの水害リスク情報の提供を行ってきたところでございます。

また、災害発生時に住民などの防災行動を時系列で整理した水害対応タイムラインを国や市町村と連携して作成しているほか、河川の水位が上昇し、氾濫の危険が高まった状況などを市町村長へ直接伝達するホットラインなどの取組を行ってきたところでございます。

○鈴木仁志委員 今年の春の新聞紙面には、道開発局が2020年に作成した想定記事が記載をされておりました。内容は、この札幌で72時間で400ミリを超える降雨があった場合、豊平川の堤防が決壊をして、決壊から2時間で薄野の交差点付近が40センチ、3時間20分でJR札幌駅前が50センチ程度、水につかるとしたものであります。札幌気象台の情報官は、一度にまとまって降ることが増える、河川はこれまでになかったようなあふれ方をするかもしれないとコメントをしているところです。

災害が発生すれば、御存じのとおり、一瞬にして人命と貴重な財産が失われることとなります。今後の気候変動の影響を踏まえ、堤防整備などのハード対策や、迅速かつ確実な避難

につながるソフト対策が極めて重要になると考えておりますが、道として、今後の治水対策をどのように進めていくのかをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○久保秋雄太委員長 建設部長白石俊哉君。

○白石建設部長 今後の治水対策についてであります。近年、全国的に豪雨災害が激甚化、頻発化しており、今後の気候変動の影響なども考慮いたしますと、河川整備はもとより、あらゆる関係者の方々が協働して、流域全体で、ハード、ソフトが一体となった治水対策を行う流域治水の取組が大変重要と認識しております。

このため、道では、河川管理者をはじめ、市町村や農業施設の管理者など、全ての関係者で構成する流域治水協議会において流域治水プロジェクトを策定し、それに基づき、流域全体で水害を防止、軽減するための対策を推進しております。

道といたしましては、引き続き、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算も最大限に活用いたしまして、堤防整備や河道掘削といった河川整備を推進することに加えまして、リアルタイムな河川の水位情報の発信や、市町村と連携して水害対応タイムラインを作成するなど、ハード、ソフト一体となった取組を進め、道民の皆様の安全で安心な暮らしの確保に努めてまいります。

以上です。

○久保秋雄太委員長 鈴木(仁)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

今津寛史君。

○今津寛史委員 今津寛史です。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、上川地域と石狩及び空知地域を結ぶ2路線について伺いたいと思います。

初めに、道道の美唄富良野線について伺います。

道道美唄富良野線は、上川地域と石狩・空知地域を最短で結ぶ路線として、地域経済の活性化や産業振興のほか、災害時での物流機能の強化などの役割を担う路線として、昭和50年に開発道路に指定され、昭和56年から国がその整備を始めました。その後、平成22年に、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律により、国から北海道へ移譲された後は、北海道が整備を進め、本年8月に全線が開通したところです。以下、道道美唄富良野線について伺います。

初めに、開通の効果についてであります。本年8月26日に開通式が行われ、私も出席をさせていただきましたが、その際、地域の方々から、この美唄富良野線の開通について大変期待する声を多く聞いてまいりました。

そこで、本路線が開通したことによる効果について、道としてどのように考えているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 道路課長本間広行君。

○本間道路課長 開通に伴う効果についてであります。美唄富良野線の開通により、南空知地域と富良野地域の短絡ルートが形成され、美唄市と富良野市の移動距離については約20キロメートル、所要時間についても約20分短縮したところでございます。

【第2分科会 12月5日 第2号】

また、開通後、美唄市内の飲食店や温泉施設の利用者が増えたという声もあり、今後、道内有数の観光地である富良野市周辺へのアクセス向上、主要農産物であるメロンや特産品であるワインなどの物流の効率化、道路網の多重化による地域の安全性の向上などといった効果が発揮されるものと考えているところであります。

○今津寛史委員 一定の効果があつたということではありますが、整備の見通しについてです。

美唄富良野線の未開通区間が開通したことにより、様々な効果があつたと思います。一部の区間において、道幅が狭く、急カーブが連続しており、バスなどの大型車両の通行に影響があると感じられた区間がありました。

今後、この道路をより効果的に活用していくためには、このような車両の擦れ違いが困難な区間などを早急に整備していくべきと考えます。この区間について、今後どのように整備していくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 土木局長瀧川雅晴君。

○瀧川土木局長 整備の見通しについてであります。美唄富良野線では、今回開通した区間より美唄側におきまして、落石などのおそれのある箇所や幅員の狭い区間が存在するなど様々な課題があり、地域からも、長年にわたり、早期整備について要望を受けているところでございます。

道といたしましては、こうした課題の解消を図るため、これまで、危険箇所の解消や道路拡幅などの事業を実施してきており、引き続き、必要な予算の確保について国に働きかけるなどして着実な整備の推進に努めてまいります。

○今津寛史委員 私からの課題認識なのですけれども、冬季の通行についてであります。

美唄富良野線の美唄ダム管理所から国道452号までの区間、約17キロメートルについては、当面の間、冬期間は通行止めとするお知らせを美唄市のホームページで確認しました。

富良野市には、北海道屈指のパウダースノーのスキー場があるほか、美唄市には、沿線に美唄国設スキー場があり、地元からは冬期間の通行開放について強い要望があります。

美唄富良野線の冬季の通行を早期に実施することは、非常に効果があり、重要と考えますが、その見通しについて伺います。

○瀧川土木局長 冬期間の通行についてであります。美唄富良野線における今回の開通区間は、豪雪地帯の山間部に位置しており、道路ののり面では雪崩の発生が懸念され、調査が必要な箇所が存在しています。

今後、詳細な調査を実施し、雪崩等の対策が必要な箇所については、雪崩予防柵などの工事を実施し、早期に冬期間の通行が可能となるよう努めてまいります。

○今津寛史委員 ありがとうございます。

続いて、道道芦別美瑛線について伺います。

本路線は、同じく、空知地域と上川を結ぶ物流・観光ルートとして、また、災害時の避難及び緊急搬送路線として機能する重要な路線です。一部には、1車線の区間や交互通行を余儀なくさ

れる橋梁があるほか、未舗装区間があることから、通行車両の安全確保のための整備が必要な状況であると考えます。以下、芦別美瑛線について伺います。

初めに、整備状況についてであります。芦別美瑛線においては、事業化となっている区間が一部あると承知していますが、未改良区間において、対面通行が可能となる幅員の確保と全線舗装化の整備を早急に進めるべきと考えます。

そこで、現在の整備の状況について伺います。

○本間道路課長 整備の状況についてであります。芦別美瑛線の全延長約27キロメートルのうち、芦別側の約6キロメートルと美瑛側の約10キロメートルについては改良済みであり、その間の約11キロメートルについては未改良となっております。

未改良区間のうち、芦別側の約6キロメートルと美瑛側の約1キロメートルについては事業化されており、今年度は、芦別側において橋梁の工事を実施しているほか、美瑛側においては工事を行うために必要な保安林解除の手続きを行っているところです。

また、残りの芦別市と美瑛町の境界付近の約4キロメートルにつきましては、地滑りの影響が予想されることから、調査を実施しているところであります。

○今津寛史委員 整備状況について伺いましたが、今後の取組についてです。

一時期、コロナ禍により観光客が減少していましたが、現在は、国内において旅行の需要がコロナ禍以前の水準まで回復するとともに、インバウンドも回復基調にあることを受け、地域では、例えば、旭川空港からレンタカーを利用した場合、美瑛町及び上富良野方面へ、また、芦別市を經由して道央各地へ、カーナビの誘導により目的地へ向かうことが予想されるため、本路線が選択され、通行する車両が増加していると伺っています。

加えて、私が居住しています美瑛町には十勝岳がありまして、噴火の周期に入っていることもあり、先ほど申し上げました災害時の避難及び緊急搬送路線としても大変重要であると考えます。

このため、芦別美瑛線の整備は、地域からの要望も強く、早期の完成が望まれているところであります。芦別美瑛線の整備について、今後どのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 建設部長白石俊哉君。

○白石建設部長 今後の取組についてであります。芦別美瑛線は、上川地域と空知地域を結ぶ広域的な幹線道路であり、圏域間や市町村間の交流拡大はもとより、観光振興を支えるほか、十勝岳噴火の際の避難路や緊急輸送路としての役割も期待されるなど、重要な路線と認識しております。

しかしながら、本路線には、幅員の狭い箇所や未舗装の区間があり、円滑な交通の確保が課題となっておりますことから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算も活用しながら整備を進めてきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、必要な予算の確保について国に働きかけるなどいたしまして、地域間の交流を支える芦別美瑛線の整備を着実に進め、安全、安心な道路交通の確保に取り

組んでまいります。

○今津寛史委員 ありがとうございます。

道央圏のみならず、地域間をつなぐ道道の整備をしっかりと進めていただきたいと申し上げまして、私の質問を終わります。

○久保秋雄太委員長 今津委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

白川祥二君。

○白川祥二委員 おはようございます。

まず初めに、住宅政策について伺います。

リフォームを手がける業者を中心に、住宅建築業界の関係者が右往左往されています。それは、来年4月から、建築確認の審査の一部を省略できる、いわゆる4号特例という措置が縮小されるのが理由です。

この建築確認の審査の一部を省略できる特例措置の縮小により、住宅の安全性が担保される利点はあるものの、新築一戸建てを諦め、中古住宅のリフォームでついの住みかを持つようとしている方や、自宅の改修を検討中の方、リフォーム業者、さらには、地方自治体の空き家対策にも影響が出てくる、このような懸念が広がっております。そこで、伺います。

一戸建て住宅をはじめ、建物は、建築基準法上、四つに区分され、1号から4号までありますが、4号建築物は、耐震強度などが保たれているかをチェックする建築確認の対象でありながら、審査が一部免除されております。

まず、この理由についてお聞かせ願います。

○久保秋雄太委員長 建築指導課長渡邊純一君。

○渡邊建築指導課長 建築確認における審査省略についてであります。建築確認を審査する行政庁の体制が限られる中で、昭和58年から、審査担当職員の負担軽減のため、一定規模以下の建築物について、国家資格である建築士が設計した場合には、新築などの建築確認において、構造安全性などの一部の規定について審査を省略することとされております。

また、建築物の省エネ化等の対策を推進するため、令和4年6月に公布された、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により、建築基準法が改正され、来年4月から審査省略の対象となる建築物の規模が見直しされるところでございます。

○白川祥二委員 次に、4号特例の措置の縮小に伴う建物の建築確認についてですけれども、先ほど三好委員がこのことについて御質問しておりますので、それについては割愛させていただきます。

次に、4号特例措置の縮小により、リフォーム費用の増加や手続の煩雑化が予想されますが、道として、リフォーム業界が直面する課題について、事業者への影響をどのように受け止め、どのように対応していくのか、伺います。

○渡邊建築指導課長 住宅リフォーム業界への影響についてであります。建築後、一定期間を

経過した住宅について、適切にリフォームを実施し、長期間活用を図ることは、脱炭素化を進める観点からますます重要になると考えております。

今回の法改正では、リフォーム工事において、法律上、求められる性能や仕様などの基準は変わらないことから、工事費の増加などの影響は想定されないものの、建築確認申請の対象となる場合は、申請に必要な図面や書類の作成など事業者の負担の増加が考えられますことから、申請図書の具体的な作成方法について解説する講習会を開催するなど、事業者に対する支援に努めてまいります。

○白川祥二委員 次に、中古住宅市場への影響について伺います。

最近、新築住宅よりも割安な中古住宅を購入し、リフォームをされる方が増えていますが、今後、4号特例措置の縮小により費用の増加が懸念されます。

道として、今後の中古住宅市場や中古住宅を購入する方への影響をどのように捉え、どのように対応していくお考えか、伺います。

○渡邊建築指導課長 中古住宅市場への影響についてであります。道内の持家のうち、中古住宅を取得した割合は増加の傾向にある中、誰もが安心して良質な住宅を取得できる中古住宅市場の形成には、事業者と購入する方の双方に改正内容などについて御理解いただくことが重要と考えております。

建築確認が必要となるリフォーム工事を行う場合には、申請に必要な図面や書類の作成などに係るコスト増が想定される一方で、行政庁の審査により、建築基準への適合が担保され、住宅の安全性の確保に資するものでございます。

このため、道では、法改正の趣旨とともに、中古住宅を購入してリフォームする際に必要となる手続など、取得に当たって注意すべき事項について、広く道民の皆様にホームページなどで情報提供をしております。

○白川祥二委員 本当に、広く道民に情報提供するというの一番重要なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、空き家の活用について伺います。

人口減や高齢化から、空き家は、賃貸・売却用、別荘などを除き、昨年10月現在、全国は385万6000戸、道内では16万3000戸にまで増えております。放置される空き家が増えれば、市街地の景観にも響くことから、道内の多くの自治体が、空き家バンクを設けて、空き家の所有者と購入希望者をつなげる取組を進めていますが、4号特例措置の縮小により空き家の活用が滞るおそれがあります。

このことについて、道は、どのように受け止め、どのように対応していくのか、伺います。

○渡邊建築指導課長 空き家の活用についてであります。道内では、人口減少や少子・高齢化に伴い、さらなる空き家の増加が懸念されておりますことから、空き家の活用を図ることは重要と考えております。

このたびの法改正により、全面的なリフォームは手続やコストの負担増となる場合もあります

【第2分科会 12月5日 第2号】

ことから、道では、北海道空き家情報バンクについて、空き家の活用を検討している方が物件のリフォームの実施状況などを容易に確認できるよう、掲載情報の見直しを検討してまいります。

○白川祥二委員 次に、建築確認の重要性と手続の簡素化について伺います。

建築確認は、建物の安全性を確保するために重要ですが、手続が煩雑化する懸念があります。建築確認手続の簡素化や迅速化について、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 住宅局長飯沼善範君。

○飯沼住宅局長 改正法の円滑な施行についてであります。改正法の円滑な施行に向けては、事業者と審査側の双方が的確に対応していくことが重要と考えており、これまで、行政庁や民間機関で構成する全道建築行政連絡会議や事業者向けの講習会において、申請が必要となる工事内容について情報共有や周知を図ってきたところでございます。

また、図面の作成に必要な事前調査など、既存住宅ならではの課題がありますことから、道では、申請図書具体的な作成方法などの取扱いについて検討しているところであり、来年1月に全道19か所で開催する建築基準法講習会でこうした取扱いについて周知してまいります。

○白川祥二委員 次に、持続可能な住宅政策について伺います。

各国の政府が地球温暖化対策について話し合う国連気候変動会議、いわゆるCOP29がつい先日開催されたばかりですが、高い省エネ基準の導入や温室効果ガスの抑制が急務となっております。

地球沸騰化とも言われる時代にあつて、持続可能な住宅政策に向けた今後の取組について所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 建設部建築企画監大野雄一君。

○大野建設部建築企画監 今後の取組についてであります。これまで、道では、高い省エネ性能と再エネを取り入れた「北方型住宅ZERO」の普及に加え、省エネ改修などを対象といたしました、住まいのゼロカーボン化推進事業の創設など、住宅分野の脱炭素化に向けて道民への周知や支援に取り組んできたところでございます。

建築物省エネ法及び建築基準法の改正は、建築物の脱炭素化の推進や安全性の確保に寄与するものであり、改正法に基づく取組を着実に進めることは、ゼロカーボン北海道の実現に向けても重要と考えております。

引き続き、道といたしましては、改正法の円滑な施行に向けた支援や、住まいのゼロカーボン化推進事業の活用促進に取り組むとともに、道民の皆様が安心してリフォームを実施できるよう、アドバイザーを派遣し、助言する制度を創設するなど、住宅分野の脱炭素化に取り組んでまいります。

○白川祥二委員 よろしく願いいたします。

次に、老朽トンネルについて伺います。

先ほど、鈴木(仁)委員からも出ておりました。私のほうからも、重複しますがけれども伺いま

す。

道内には、完成から既に半世紀が過ぎているトンネルが多く、融雪剤などの影響で、本州に比べ、劣化の速度も速く、事故を未然に防ぐための対策が急務となっていますが、建設業界の深刻な人手不足や資材価格の高騰で、多くの工事が足踏みを余儀なくされています。そこで、伺います。

報道によりますと、補修が必要な道内のトンネルは、本年3月現在で国道が全281か所の30%に当たる86か所、本年2月現在で道道が全126か所の45%に当たる57か所にも上っています。

老朽化したトンネルの安全確保は、道路利用者の命を守る上で極めて重要であり、早急な対応が求められていますが、道の所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 土木局長瀧川雅晴君。

○瀧川土木局長 トンネルの修繕についてであります。道が管理するトンネルにつきましては、トンネル長寿命化修繕計画に基づき、建設後2年以内のものなどを除いて、5年に1度の定期的な点検、診断を行っており、本年2月までに、早期に措置を講ずべき状態とされた57か所につきましては、現在、全ての修繕事業に着手しており、このうち23か所が完了し、残りの箇所についても早期完成に努めているところでございます。

道路は、道民の皆様の暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤であり、健全な状態に保つことは大変重要でありますことから、道といたしましては、引き続き、トンネルなどの長寿命化修繕計画に基づき、定期的な点検、診断とそれに基づく修繕等を実施してまいります。

○白川祥二委員 次に、資材価格や人件費が高騰する中、開発局の道路開発予算は、過去10年間、約1800億円から2000億円の横ばいで推移しております。このため、補修が必要でも、予算が足りず、5年後の次期点検までに直し切れないケースが目立ち、少しずつしか進められない状況にあります。

その状況は道も同じだと思いますが、道が管理するトンネルなどの道路施設における過去10年間の老朽化対策予算の推移をお示しいただいた上で、今後の予算の確保や効率的な運用にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○瀧川土木局長 予算の確保などについてであります。道が管理する道道における事業予算は、直近10年間はほぼ横ばいで推移している中、トンネルや橋梁などの補修等に係る予算は、平成27年度は約108億円だったものが、令和6年度には約177億円となっており、10年間で約1.6倍となっているところです。

道といたしましては、予算の効率的な運用を図るため、新技術の活用による点検の効率化などに努めながら、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算を最大限活用するとともに、5か年加速化対策後も継続的、安定的に予算が確保されるよう、国土強靱化基本法に基づく実施中期計画の早期策定について、関係団体等と連携し、国に要望するなどし、トンネルなどの老朽化への対応を着実に進めてまいります。

○白川祥二委員 しっかりと要望していただきたいと思います。

【第2分科会 12月5日 第2号】

次に、建設業界の人手不足問題についてですけれども、業界全体で働き手が減っている上、国の働き方改革では、公共工事における週休2日の取組が推進されるなど、建設業界全体で人手不足が深刻な問題となっております。

今後、老朽化したトンネル補修工事の進行にも影響が及んでいくものと考えますが、建設産業の人手不足問題の解消に向け、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 建設業担当局長荒木政彦君。

○荒木建設業担当局長 人手不足対策についてでございますが、本道の建設産業は、就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど、人材確保が厳しい状況であり、老朽化したトンネル補修工事を含む社会資本整備において重要な役割を十分に果たせなくなることが懸念されますことから、担い手の確保育成に取り組むことは重要であると認識しているところでございます。

このため、道では、昨年策定した「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」に基づき、DXの推進などによる生産性の向上、高校生との意見交換会や就業体験の実施による魅力の発信など、担い手の確保育成に向けた取組を展開しているところでございます。

道といたしましては、引き続き、関係団体などと密接に連携しながら、地域の安全、安心に欠かせない建設産業の持続的発展に向け、こうした取組を進めてまいります。

○白川祥二委員 最後になりますけれども、道として、補修効率の向上に向け、建設DXの導入にどのように取り組んでいるのか、また、建設DXの今後の取組について、道の所見をお伺いし、私の質問を終わります。

○久保秋雄太委員長 建設部長白石俊哉君。

○白石建設部長 今後の取組についてであります。道では、建設管理部発注工事における建設DX推進のため、工事の過程においてICTを活用した場合に、工事施行成績での加点評価を行うICT活用モデル工事を試行するとともに、一部の橋梁やトンネルの点検において、ドローンやタブレットを用いて画像を撮影し、AIによりコンクリートのひび割れを検出する新技術の活用を図っているところでございます。

建設現場におけるDXの活用により、業務の効率化による労働生産性の向上や、長時間労働の是正のほか、技術のデータ化、見える化によるノウハウ等の蓄積、継承など、様々な効果が期待されるところでございます。

このため、道といたしましては、引き続き、トンネル等の点検における新技術の活用など、これまでの取組を着実に進めますほか、部内に設置いたしました建設部DX検討連絡会議におきまして、ICTやAIなどのデジタル技術の活用につきまして情報共有を図りますとともに、国の取組状況や技術開発の動向などを注視しながら、建設DXの推進に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○久保秋雄太委員長 白川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

丸山はるみ君。

○丸山はるみ委員 通告に従って、お聞きしていきます。

まず、公園管理等におけるP a r k－P F Iについてですが、昨今、様々な課題が報道されておりますが、本道における道立公園の指定管理、P F I、P a r k－P F Iの現状について伺ってまいります。

道立公園の管理運営における民間活力導入の状況と、なぜ、今、P a r k－P F Iの導入を検討するに至ったのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 公園下水道担当課長足立浩君。

○足立公園下水道担当課長 民間活力導入の状況についてであります。道では、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的とし、平成18年度より、11の道立広域公園について、指定管理者制度による管理運営を実施しており、また、噴火湾パノラマパークにつきましては、ビジターセンターやオートキャンプ場などにおいて、P F I事業により管理運営を行っております。

道といたしましては、多様化する公園利用者のニーズに応えるためには、さらなる民間の資金やノウハウの活用が有効な手段と認識しておりますことから、民間事業者の意見を聞くため、本年4月より公開型の市場調査を実施した結果、一部の公園においてはP a r k－P F Iによる事業参加が可能との意見が示されたことから、その導入について検討を進めてきたところでございます。

○丸山はるみ委員 他都府県では、企業の利益を追求するあまり、樹木の伐採やベンチの撤去などの問題が発生しています。

現在、指定管理による施設の管理がどのようになっているのか、また、本道で導入を検討しているP a r k－P F Iによって、そうした問題を発生させない対策をどのように講じているのか、お答えください。

○足立公園下水道担当課長 施設の管理についてであります。道では、指定管理者との間で公園の管理に関する協定を締結し、その中で各施設等に要求する水準を定めており、これに基づき、指定管理者において管理が行われているところでございます。

また、現在、導入を検討しているP a r k－P F Iは、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には建蔽率の緩和など都市公園法の特例措置がインセンティブとして与えられるもので、公園管理者と事業者の双方にメリットがある一方で、制度の導入に当たっては、公共施設としての役割のほか、地域のニーズや環境等に十分に配慮する必要があるものと考えております。

道立公園におきましては、公園全体にP a r k－P F Iを導入するのではなく、一部の区画のみに適用するなど、今後策定する予定の公募設置等指針などにより事業者が整備管理する施設等について定めてまいります。

○丸山はるみ委員 P a r k－P F Iにおいても、協定書によって道民サービスは担保されるということによろしいですか。

○足立公園下水道担当課長 Park-PFIで整備する施設の管理についてであります、事業実施に当たりましては、道と事業者において基本協定等を締結する予定であり、その中で、事業者がカフェやレストランなどと併せて整備する広場や園路などの公園施設につきましては、指定管理業務と同様に要求する水準を定めてまいります。

○丸山はるみ委員 道の規則では、再委託は原則禁止とされており、限定された条件のみ許可されるとなっておりますが、指定管理、PFIにおける再委託の取組はどのように運用されているのか、お答えください。

○足立公園下水道担当課長 再委託についてであります、指定管理者との協定では、指定管理業務の一部の処理を他に委託し、または請け負わせようとするときは、道の承認を得なければならぬとしており、指定管理者は、毎年、道から承認を得て、電気保安業務などの専門性が高い業務において第三者に委託しているところでございます。

また、噴火湾パノラマパークにおけるPFI事業者との契約では、業務の第三者への委託について道への通知が必要とされており、一部の業務で委託を実施しているところでございます。

○丸山はるみ委員 再委託を前提とした契約は結ぶべきではないというふうに考えますが、PFIにおいて再委託を行っている委託先との契約についてはどのように考えているのか、お答えください。

○足立公園下水道担当課長 PFI事業における再委託についてであります、道では、噴火湾パノラマパークで実施しているPFI事業者との契約におきまして、施設維持管理・運営業務の全部または大部分を一括して委託してはならないと規定しており、第三者への委託について制限をしているところでございます。

○丸山はるみ委員 次に、現在、道内各地の公園において、経年劣化などにより遊具が使えない状況があります。道立公園における遊具の更新等が必要な数と更新計画についてお示しください。

○足立公園下水道担当課長 遊具の状況についてであります、更新等が必要な遊具は、滑り台など4公園で26基となっております。

道では、平成26年に策定した道立公園施設長寿命化計画に基づきまして、定期的な点検や健全度の評価を実施しており、緊急性や優先度の高いものから、順次、補修や更新に取り組んでいるところでございます。

○丸山はるみ委員 危険防止は徹底していると聞いていますけれども、利用者が公園に行って使えないという遊具を見たら、がっかりするというふうに思うのですよね。

それで、必要に応じて更新等を行っていくということですが、使用禁止となってからの更新では、やはり、使えない期間が発生することになります。そうした期間を短縮するために、どのように取り組んでいくお考えなのか、お答えください。

○足立公園下水道担当課長 遊具の管理についてであります、遊具につきましては、劣化等を早期に発見するために、指定管理者が行う日常点検のほか、専門技術者による定期点検を実施し

ているところでございます。

その結果に基づきまして、軽微な修繕により安全が確保できるものは指定管理者において修繕を行っており、劣化が著しいものにつきましては、道が補修や更新を行うなど、引き続き、遊具の適切な管理に努めてまいります。

○丸山はるみ委員 白糠町に計画されている道立公園について、現況を踏まえ、環境面への影響の認識をどのように持ち、エゾシカなど野生動物への対応をどのように考えているのか。

また、建設委員会で示された構想案では、収益エリアに、アスレチックに加えて、グランピングといった、富裕層向けとも捉えられるような施設も計画されています。単なる金もうけではなく、収益エリアを担う事業者においても、道立公園の目的達成に共に取り組む立場を明らかにするべきだと考えていますけれども、価格設定等も含めて、どのように考えているのか、お答えください。

○久保秋雄太委員長 まちづくり局長中尾英樹君。

○中尾まちづくり局長 新たな道立公園についてであります。白糠町泊別地区の道立公園候補地は、穏やかな起伏を持つ地形となっており、基本構想においては、現在の地形を生かし、極力、大規模な造成は行わないこととしており、また、候補地には、野生動物の痕跡も見られるため、現地に生息する動植物への配慮が必要と考えているところです。

基本構想においては、目指すべき公園の姿として、季節、天候に左右されずに年間を通じていつでも遊ぶことができる公園、釧路圏のみならず、全道、道外から人々が集まる観光・レクリエーション拠点、子どもからお年寄りまで幅広い世代が楽しく過ごすことができる空間を掲げており、民間事業者の公募においては、その趣旨を踏まえた提案を求めることとしております。

なお、施設ごとの利用料金については、地域の実情や公園の特性などを踏まえ、社会通念上、適正なものとして設定されることが望ましいと考えているところです。

○丸山はるみ委員 現在、公園の在り方が全国で変化しており、特に、公園を使った企業の金もうけにより、本来の公園としての機能が損なわれるケースも散見されます。

道として、今後の既存道立公園における公園の在り方について、企業のもうけ優先ではなく、道民の憩いの場としての機能を持った公園を将来にわたって維持するために、どのように取り組んでいくのか、お答えをお願いします。

○久保秋雄太委員長 建設部長白石俊哉君。

○白石建設部長 公園の在り方についてであります。道立公園は、道民の広域的なレクリエーション需要に応え、余暇活動や健康増進、子育て支援のほか、地域振興においても役割を果たしていくことが重要と認識をしております。

公園利用者のニーズが多様化する中、公園施設を適切に更新し、道立公園の質を向上させるためには、公園利用者へのアンケート調査や、指定管理者との意見交換により、利用者意見を把握しますとともに、新たな施設が必要となった場合におきましては、P a r k - P F I といった様々な事業手法の検討が必要であると考えております。

【第2分科会 12月5日 第2号】

このため、道としては、引き続き、民間のノウハウ等を活用するとともに、地域の皆様とも連携しながら、将来にわたり魅力あふれる公園となるよう取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 白糠町に計画されている道立公園については、地域の皆さんの強い要望もあるというふうに聞いておりますので、その御期待に沿えるような公園になるといいなというふうに思っております。

次の質問に行きます。

道営住宅の利便性を踏まえた家賃等の見直しについてですが、道営住宅は、住宅に困窮する人に対して低廉な家賃で住宅を供給することを目的としています。

今回、道営住宅の家賃を見直すことになった経緯と目的を伺います。

○久保秋雄太委員長 住宅管理担当課長佐々木永典君。

○佐々木住宅管理担当課長 家賃の見直しについてであります。道営住宅では、建物の立地や設備水準などによって入居の申込みが偏っており、長期的な空き家が課題となっておりますことから、入居需要を踏まえた適切な管理を行うため、昨年、住宅対策審議会へ諮問し、答申を受けたところでございます。

答申では、入居者負担の公平性の観点から、エレベーターや給湯、暖房などの設備による便益を踏まえた適切な料金とすることが適当であること、また、大都市では公共交通機関による交通アクセスのよしあしによる違いについても家賃に反映させることが望ましいとされたところであり、道としましては、答申を踏まえ、設備や立地による団地の利便性を再評価した家賃の見直しを行うところでございます。

○丸山はるみ委員 まず、道営住宅の全戸数、それから入居戸数、空き戸数、入居戸数のうち60歳以上の高齢者世帯の割合をお答えください。

また、入居を募集しているが、空き家となっている住戸の割合について、10年前と現在を比較してお示してください。あわせて、応募倍率の高い事例をお示してください。

○佐々木住宅管理担当課長 道営住宅の入居状況などについてであります。道営住宅は、昨年度末時点で2万1826戸管理しており、入居戸数は1万8028戸で、空き住戸は3798戸であり、入居世帯のうち60歳以上の高齢者世帯の割合は約55%となっているところでございます。

空き家の割合につきましては、政策空き家を除き、昨年度末では約9.7%、10年前の平成26年度末では約2.6%であり、7.1ポイント増加しているところでございます。

また、応募倍率の高い事例につきましては、札幌市内の豊平公園団地や光星第二団地など、交通アクセスがよく、立地の利便性が高い団地では100倍を超えているところでございます。

○丸山はるみ委員 100倍を超えているということで、応募の偏りだというふうにおっしゃっているのだと思います。

60歳以上の高齢者世帯が55%以上となっていて、入居待ちの空き住戸が9.7%、1割に届くかというところで、なかなか大変だなと思うのです。家賃の引上げの理由とされた道営住宅の設備には、エレベーター、オイルサーバー、共用部のLEDが挙げられていますが、これらは、昨

今、民間の集合住宅では設置されていることが一般的な設備だというふうに考えています。引上げの理由になるのかということですね。

現行の家賃算定方法についてですが、既に広さや設備、築年数を考慮して決められているはずですが。また、立地利便についても考慮の上、今のお支払いいただいている家賃が決められていると考えますけれども、その点、いかがですか。

○佐々木住宅管理担当課長 道営住宅の家賃についてであります。家賃の算定方法は、入居者の収入、立地市町村や住宅の規模、経過年数のほか、住宅の設備や立地の利便性について、国が定める基準の範囲で地方自治体が定め、算定しているところであり、このたびの見直しは、住宅対策審議会の答申を踏まえまして、住宅の設備や立地による利便性を再評価するものでございます。

○丸山はるみ委員 今、住宅の規模、経過年数のほか、設備や立地の利便性について考えて算定しているという答弁がありました。

次の質問ですが、今般の見直しにより、引上げとなる世帯数と、それから、入居戸数に占める割合をお示しください。また、引き上げられる金額の最高額と平均額の見込みも併せてお示しください。

○佐々木住宅管理担当課長 家賃の見直しについてであります。家賃の減免制度による減額を考慮せずに、令和6年10月時点で入居している約1万8000世帯で試算いたしましたところ、約48%の世帯で家賃が減額となる一方で、約42%の約7600世帯で増額となるところでございます。

また、増額となる金額が月額1000円以下である世帯は約77%、1000円を超え5000円以下は約22%、5000円を超える世帯は約1%であり、最高額は、入居収入基準を超える世帯の1万3100円、増額の平均額は約800円となっているところでございます。

○丸山はるみ委員 その増額の平均額800円をどういうふうに評価するかということなのですが、物価高が続いています。一方で、道民の収入は増えていません。利便のよい住戸の家賃は現状を維持し、利便のよくない——よくないというのは語弊があるかもしれませんが、住戸の家賃についてはさらに引下げをするという方法もあったはずだと思うのですね。

家賃を引き上げられる世帯の住民は生活が厳しくなると考えますけれども、認識を示してください。

○佐々木住宅管理担当課長 家賃の見直しによる影響についてであります。このたびの見直しにより、家賃が増額となる方々に対し、道としては、見直しの趣旨を丁寧に説明し、御理解をいただくとともに、収入が著しく低い世帯に対しましては、家賃の減免制度を積極的に周知するなど、入居者の方々の事情に応じたきめ細やかな対応が重要と考えているところでございます。

○丸山はるみ委員 丁寧な説明は当然ですが、家賃引上げによる生活の厳しさというのは解消されません。ということ指摘して、道営住宅に入居している住民への説明のスケジュールをお示しいただけますか。

○佐々木住宅管理担当課長 入居者説明についてであります。年内を目途に、全ての入居者に

対しまして見直しの概要等について文書でお知らせをしますとともに、各振興局に相談窓口を設置するほか、家賃の増額が大きい団地の入居者の方々には、来年2月までに、順次、説明会を実施することとしているところでございます。

○丸山はるみ委員 道営住宅の入居者の半数、55%が60歳以上となる中、除草とか除雪は住民が行うこととなっていて、年々、その負担が重くなってきています。見直しを求める声が上がっています。

今回、家賃が上がる事例があるのですけれども、こうしたサービス向上の見直しは行わないのでしょうか、お答えください。

○佐々木住宅管理担当課長 入居者の負担についてであります。道営住宅では、共用部の草刈りや除雪などにつきましては、北海道営住宅条例に基づきまして入居者がその費用を負担しておりますが、空き家の増加や入居者の高齢化により、草刈りや除雪といった自治会活動への影響が懸念されているところでございます。

このため、道では、住宅対策審議会の答申を踏まえまして、家賃等の見直しや道営住宅ストックの柔軟な活用による空き家の解消のほか、子育て世帯の入居促進に取り組むなど、自治会活動を含めた団地のコミュニティーの活性化に努めてまいります。

○丸山はるみ委員 やっぱり、空き家の解消が大きな課題だなと思いますが、応募の偏りについて、居住者は、毎年、収入申告をして、設備だとか立地についても勘案されて、その都度、収入と住戸の条件に見合った家賃を払っているわけですよ。駐車場料金の見直しもするというところで、個別の団地ごとに算出するというについては評価はしますが、こちらも引上げとなることについては容認し難い。

今回の家賃の見直しで、ごく一部に殺到する応募の偏り、入居の申込みの状況というのは、解消されるほどの引上げにできるのか、するのかということについてどのようにお考えですか。

○佐々木住宅管理担当課長 家賃等の見直しについてであります。道としては、このたびの見直しに当たっては、学識経験者や行政の長、入居者といった様々な立場の方に御審議いただいた住宅対策審議会での答申を踏まえまして、これまで慎重に検討をしてきたところであり、道営住宅ストックの柔軟な活用のほか、このたびの家賃の見直しは、入居者負担の公平性の確保や入居の促進、さらには、空き家の解消による良好な住環境の維持や、自治会活動など団地コミュニティーの保全といった効果が期待できると考えているところでございます。

○丸山はるみ委員 入居申込みの偏りや長期的な空き家を課題として見直しされるわけですが、この課題を解消するほどの家賃や駐車場料金の引上げというのは、道営住宅の目的から、実施できるはずがないというふうに私は考えています。とすれば、引上げされた入居者の生活を厳しくするという効果しか得られないのではないかというふうに思います。重ねて、引き上げるべきではないというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○佐々木住宅管理担当課長 家賃の見直しについてであります。このたびの団地の利便性を反映した家賃の見直しは、入居者負担の公平性の確保や入居の促進に一定の効果が期待できると考

えているところでございます。

道といたしましては、空き家の解消に向けては、家賃の見直しのほか、道営住宅の柔軟なストック活用や居住性の向上を図る改善工事を推進するなど、入居需要を踏まえた道営住宅の適切な管理に努めてまいります。

○丸山はるみ委員 入居者への影響は小さくないと思います。このことについて、知事に直接お伺いしたいと思いますので、委員長、お取り計らいをお願いいたします。

次の質問です。

地域課題に対応した道営住宅ストックの柔軟な活用についてです。

道内の52市町において、約2万1800戸の道営住宅を管理しています。今般、この事業について、道内の約850戸を対象としていると承知していますが、事業の目的について伺います。

○久保秋雄太委員長 住宅課長清水浩史君。

○清水住宅課長 道営住宅ストックの柔軟な活用についてであります。道営住宅では、近年、空き住戸が増加傾向にあり、長期間にわたる空き住戸などの既存ストックの有効活用が課題となっていることから、入居需要を踏まえた管理の在り方について、昨年、住宅対策審議会に諮問し、地域の実情に応じた柔軟な活用方法について、積極的に検討していくことが必要であると答申を受けたところでございます。

道といたしましては、この答申を踏まえ、住宅に困窮する本来の対象者の入居を阻害しない範囲でそれ以外の者に使用させることができる、いわゆる目的外使用による地域課題に対応した空き住戸の活用に係る提案について、市町村や民間事業者等に対して幅広く募集することとしたところでございます。

○丸山はるみ委員 現在でも、北海道では空き住戸の目的外使用を進めていますが、現在の利用状況について伺います。

○清水住宅課長 目的外使用の利用状況についてであります。現在、道営住宅では、能登半島地震により被災された方々、ウクライナから避難された方々を受け入れるための住宅や、地域課題に対応する活用について目的外使用を認めており、令和6年11月末時点で17戸使用されているところでございます。

このうち、地域課題に対応するものとしては、札幌市において、入居者交流会や花壇の清掃などの自治会活動への参加を要件とし、大学生が入居する住宅として4戸使用されているほか、室蘭市においては、外国人留学生を対象とした宿舎として7戸使用されているところでございます。

○丸山はるみ委員 道営住宅に現在お住まいの住民への周知や、事業の説明、住民からの意見聴取についてはどのように実施するのか、伺います。

○清水住宅課長 入居者への周知についてであります。今回の提案募集の対象としている団地の自治会には、共益費の負担や自治会への加入などを要件に活用の提案を募集することについて、事前に周知を行っているところでございます。

【第2分科会 12月5日 第2号】

また、当該団地において事業者等からの応募があった場合には、団地自治会からの意見を伺った上で事業者等を選定するとともに、事業者等が決定した場合には、提案内容等について団地自治会を通じて入居者に周知を図ることとしております。

○丸山はるみ委員 事業の対象となる団体が使用する物件の修繕や、道の許可を受けた上での改修費用を負担することになっています。しかし、使用許可期間は最大1年、年度をまたがないこととしておまして、利用する側としては使いにくいのではないかと思います。

道営住宅内での使用者の事業が継続しており、入居する道営住宅の建て替え等がないうちは、基本的に事業継続できる、使用できると考えていいのでしょうか。

また、退去時には原状回復が求められていますけれども、修繕した場合などの退去時の原状回復はどの程度求められているのか、伺います。

○清水住宅課長 継続使用等についてであります。目的外使用の期間は最大1年間としているところでありますが、入居需要等に応じて継続使用することを可能としているところでございます。

また、退去時には、原則、原状回復の上、道に返還していただくこととしておりますが、建て替えや用途廃止を予定している団地については原状回復を不要としているほか、それ以外につきましても、原状回復の内容は目的外使用を行う事業者等と協議することとしております。

○丸山はるみ委員 ぜひ、柔軟で丁寧な対応をお願いします。

使用料については、条例に基づき算定する家賃の収入分位4の額とされておまして、特別な事情のない一般階層のうち、所得が多い住民に適用される最高額の家賃となります。

空き住戸の利用促進を図るならば、使用料金は可能な限り低額にするべきだと考えますが、いかがでしょうか。そして、応募が少ない場合の対策などは考えていますか。

○清水住宅課長 使用料等についてであります。目的外使用を行う事業者等と道営住宅の入居者との公平性確保の観点から、募集要項において、原則、本来階層で最も高い収入基準である収入分位4の家賃相当分を使用料として設定しておりますが、提案内容により、その必要性や公平性などを踏まえ、別途検討することとしているところでございます。

また、空き住戸の活用に係る提案募集に当たっては、道のホームページやSNSなどの広報媒体により広く周知しているほか、庁内関係課と連携し、福祉や農林水産業などの関係団体へ情報提供を図るなど、多くの事業者等に応募いただけるよう取り組んでいるところでございます。

○丸山はるみ委員 この事業には期待するところもあるのですが、対象となっている道営住宅を見ますと、利便がいいと言えないところも結構あるということで懸念をしています。

現在入居している方の高齢化が進む中で、特に希望の多いエレベーターとオイルサーバーの設置について、この事業の対象となる道営住宅の大半で設置されていないのではないかと見受けました。

設置水準を向上させる改善工事の実施に努めているとしていますが、道営住宅におけるエレベーターとオイルサーバーの設置状況とともに、直近3年の改善状況を伺います。

○清水住宅課長 設備の設置状況等についてであります。令和5年度末時点で管理している道営住宅966棟、2万1826戸のうち、空き住棟を除く3階建て以上の住宅は789棟、2万575戸あり、このうち、エレベーターが設置されているものは233棟、8849戸、設置率は43%で、建て替えや改善事業の実施により、3年前の設置率41.4%に比べ、1.6ポイント増加したところでございます。

また、オイルサーバーについては、暖房に灯油を使用している住宅878棟、1万8093戸のうち、489棟、1万1932戸に設置されており、設置率は65.9%で、3年前の設置率62.8%に比べ、3.1ポイント増加したところでございます。

○丸山はるみ委員 特に、収入の少ない高齢の単身者にとっては、公営住宅というのは魅力的なものですけれども、高層階においてもエレベーターやオイルサーバーといった設備がなければなかなか応募しづらい状況があります。

こうした設備に加え、手すり設置などバリアフリー化を進めることで空き住戸の解消につなげるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○久保秋雄太委員長 住宅局長飯沼善範君。

○飯沼住宅局長 設備の改善についてであります。道では、道営住宅整備活用方針に基づき、長期間、維持管理する住宅について、耐久性や居住性、安全性の向上を図るため、必要な改善を計画的に実施することとしており、これまで、外壁や屋上防水の改修などの長寿命化に合わせ、オイルサーバーの設置などの居住性向上を図る設備改善のほか、エレベーターや手すりの設置といったバリアフリー化改善にも取り組んできたところであり、引き続き、こうした取組を着実に進め、誰もが安全で安心して暮らせる住まいづくりに努めてまいります。

○丸山はるみ委員 こうした設備改善をスピードアップしてほしいというのが入居者の願いだということをお伝えしておきます。

それから、築年数が古くてそうした設備もない道営住宅の住民からは、ここの道営住宅は建て替えの計画があるのだけれども、いつなのかと繰り返し問合せがあるのですね。道営住宅整備活用計画を見て説明するのですけれども、不安が解消されないのです。

計画の構成や表現の方法を工夫して、特に建て替え予定のある道営住宅に住む住民が将来の見通しを立てられるような、そういった内容にしてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○飯沼住宅局長 設備の改善などについてであります。道では、建て替えや改善工事の実施に当たっては、建設年度や劣化の程度、設備の設置状況のほか、入居者の状況などを踏まえ、全道的な見地から総合的に判断し実施しているところであり、引き続き、限られた予算の中で必要な改善を計画的に実施してまいります。

また、事業が具体化された段階で、入居者の方々に工事の内容や日程などを説明することとしており、今後とも、円滑な事業の推進に向け、入居者の方々にできるだけ早く計画をお知らせするとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。

○丸山はるみ委員 次に、高齢世帯、単身高齢世帯の住環境についてです。

11月12日、社人研が都道府県別の世帯数の将来推計を公表しまして、高齢世帯のうち、特に単身高齢世帯の増加が見込まれると。北海道の現状と今後の見込みについてお示しください。

○久保秋雄太委員長 建築指導課長渡邊純一君。

○渡邊建築指導課長 高齢世帯についてであります。2020年国勢調査では、道内の総世帯数247万世帯に対し、高齢者夫婦のみの世帯は36万3000世帯、高齢者の単独世帯は36万1000世帯であります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2030年には、総世帯数243万世帯に対し、高齢者夫婦のみの世帯は33万2000世帯、高齢者の単独世帯は42万4000世帯となる見込みであり、総世帯に占める高齢者単独世帯の割合は、14.6%から17.4%へ増加する見込みでございます。

○丸山はるみ委員 今後、高齢者単独世帯が増えるということで、高齢者が長年住んでいたアパートから退去を求められたり、経済状況が変わるなどして転居先を探すことになると、年齢だけで入居を断られると。収入が低いと、さらに大変なのですね。

そうした状況を北海道はどのように認識しているか、また、貸主としてはどのようなことに懸念を感じていると把握しているのか、お示しください。

○渡邊建築指導課長 高齢者の入居における課題についてであります。国のアンケート調査では、孤独死や死亡後の残置物処理などの入居後の課題への不安があり、単身高齢者などの要配慮者に対して大家の拒否感が大きいとされており、また、道が不動産団体と行った意見交換では、孤独死、残置物処理の対応に加え、入居中に認知症や健康問題で介護が必要になった場合の対応など、貸主側のリスクに対する不安を挙げる意見があったところでございます。

一方、入居者側の課題といたしましては、居住支援法人に対して道が実施したアンケート調査では、対象者の特性を考慮した物件や、地方部での確保が困難などといった状況が見られるなど、高齢者の入居に当たっては様々な課題があると考えているところでございます。

○丸山はるみ委員 北海道では、住宅の確保に配慮を要する者への賃貸住宅の供給促進を目的に、北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画というのがありますが、この要配慮者の対象をお示しください。

道内の居住支援協議会の数、居住支援法人のある自治体数と、全道人口に占めるカバー率、そして、セーフティネット住宅の登録戸数をお示しいただき、あわせて、実際に居住されている戸数についてもお示しください。

○渡邊建築指導課長 居住支援の状況についてであります。道では、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティネット法に基づき策定いたしました住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画において、住宅確保要配慮者として、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人や生活困窮者などを対象としております。

道内の居住支援協議会は、札幌市、旭川市、函館市、本別町の四つの市町で設立されており、全道に占める人口カバー率は49%、居住支援法人の業務区域は、札幌市、旭川市など25市町で、

カバー率は71%となっております。

また、令和6年11月末時点のセーフティネット住宅の登録戸数は1万7403戸であり、住宅確保要配慮者以外の世帯が入居中の住宅も含め、1万6362戸が入居中となっているところでございます。

○丸山はるみ委員 改正セーフティネット法の施行が来年となっております。居住支援協議会というのは、現在、四つの市町にあるのみということですが、北海道としては、今後どのように対応していくお考えでしょうか。

○渡邊建築指導課長 市町村における居住支援協議会についてであります。道では、市町村や不動産、福祉関係団体等で構成する北海道居住支援協議会において、情報共有や意見交換を行うとともに、市町村を対象とした説明会を開催するなど、設立支援に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を進めるとともに、法改正により、市町村における居住支援協議会の設置が努力義務化されたことを踏まえまして、設立の意向のある市町村に対して個別に助言を行うなど、居住支援の取組が全道各地に広がるよう働きかけを行い、地域における居住支援体制の充実に取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 費用の問題はあるかと思いますが、困っている方の相談先が増えるということはいいことだと思うので、そういう意味で期待するのですが、居住支援法人というのは北海道により指定されます。どのような基準で指定を行っているのか。

また、居住支援法人は、国や都道府県などから補助金を受けることができますが、適切に利用されているかなどの監査、監督はどのように行っているのか、お答えください。

○渡邊建築指導課長 居住支援法人への指導監督等についてであります。道では、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する基準を定め、指定に当たっては、業務実施計画の適切性や経理的・技術的基礎、役職員の構成の公正性などについて審査を行っております。

また、毎年、住宅確保要配慮者に対する支援業務に係る事業計画書及び収支予算書により事業内容を審査し、認可いたしますとともに、居住支援法人に対する指導監督要領を定めており、法令違反や支援業務の公正かつ適正な実施に支障を及ぼすおそれのある場合には、監督命令、指定の取消しなどを行うこととしているところでございます。

○丸山はるみ委員 適切な指導をお願いしたいと思います。

改正セーフティネット法施行後は、住宅確保要配慮者の一形態である高齢者の終身建物賃貸借権利の利用により賃貸契約は相続されないことや、死後の残置物処理を居住支援法人に委託可能となります。

また、居住中の見守り、安否確認など、サポート業務が追加できることになりました。貸主の不安が軽減され、必要な住民が利用可能とすること、また、セーフティネット住宅の登録が進むように周知を期待するが、いかがでしょうか。

○渡邊建築指導課長 住宅セーフティネット制度の周知についてであります。道では、高齢者

や子育て世帯など住宅の確保に配慮が必要な方々の居住の安定を図るため、セーフティネット住宅の登録促進に取り組んできておりまして、本道における居住支援の取組について、広く道民に周知し、制度の利用促進につなげるため、札幌駅前通地下歩行空間での周知イベントの開催や、居住支援法人と連携したセミナーの開催などに取り組んできたところでございます。

道といたしましては、改正法の趣旨を踏まえ、制度の利用が進みますよう、引き続き、住宅セーフティネット制度の周知に取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 国交省のホームページからセーフティネット住宅をちょっと調べたところ、小樽市では7棟19戸ありました。ちょっと少ないなと思ったのですが、高齢の低所得者が入居できそうな家賃のところは、ロフト付きの1DKとか、9畳1部屋に風呂、トイレ、台所がついただけなど、長期入居するにはあまりにも貧弱な——語弊はありますけれども、住環境と言わざるを得ないのですね。家賃低廉化や家賃債務保証料の低廉化に係る補助がありますので、この活用を大いに求めたいと思いますが、良好な住環境を提供するためには、道営住宅を含む公営住宅を増やす、あるいは、戸数を維持するなどの検討を求めますけれども、お考えをお聞かせ願います。

○久保秋雄太委員長 建設部建築企画監大野雄一君。

○大野建設部建築企画監 低所得者に対する居住支援についてであります。家賃低廉化支援及び家賃債務保証料低廉化支援は、セーフティネット住宅に入居する低額所得者に対しまして、賃貸住宅オーナーが家賃を低廉化する場合や、家賃債務保証会社が家賃債務保証料を低廉化する場合に、地方公共団体と国が協力して補助を行うものであり、道内では、現在5市町が補助制度を有しております。

道では、多くの市町村にこの制度を活用いただけるよう、地方公共団体等で組織する北海道居住支援協議会におきまして情報提供に努めてまいります。

また、公営住宅にあつては、北海道住生活基本計画におきまして、居住の安定確保を図るべき世帯の把握や、住宅ストックの状況等を勘案し、道内の公営住宅の供給目標量を設定しており、その達成に向けて、市町村と連携を図りながら、的確に供給するよう努めてまいります。

○丸山はるみ委員 やっぱり、道営住宅の果たす役割というのは大きいというふうに思うのです。今回、社人研の調査では、特に単身高齢世帯の割合が今後増加すると。加えて、単身高齢世帯では、経済的に困窮している割合が高いということも報道されていまして、今後の道営住宅の在り方については再検討をし、十分な戸数を確保すべきだと切に願うのですけれども、いかがですか。

○大野建設部建築企画監 道営住宅の供給についてであります。住生活基本計画では、計画期間内におきまして、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯である要支援世帯数を推計した上で、公営住宅の供給目標量を設定しております。

道では、5年ごとに計画の見直しを行っており、次回、令和8年度の見直しにおきましても、少子・高齢化などの社会情勢の変化等を踏まえ、的確に供給目標量を設定するとともに、その達

成に向け、市町村と連携を図りながら道営住宅の供給を進めてまいります。

○丸山はるみ委員 委員長、知事に直接、住宅政策についてお聞きしたいので、お取り計らいをお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○久保秋雄太委員長 丸山委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で委員の通告の質疑並びに質問は終わりました。

これより委員外議員の発言を許します。

山崎真由美君。

○山崎真由美議員 通告に従いまして、無電柱化の取組について質問させていただきます。

まちじゅうの至るところにある電柱ですが、電線をつないで電気を送配電するだけではなく、インターネットや電話、ケーブルテレビなどの様々な通信線をつなぐ大切なインフラの一つです。本道においても、地震や台風など大規模災害への備えや良好な景観形成など様々な効果が期待されている無電柱化は、より一層、推進する必要があると考えます。そこで、無電柱化の取組について、数点伺ってまいります。

まず、道の認識について、道は、昭和61年以降、複数回にわたってこの無電柱化に関する計画を策定し、現在は、令和3年度から7年度を期間とする北海道無電柱化推進計画に基づいて取組を進めてきていると承知をしています。

まず、道として、無電柱化を進める意義に対してどのように認識をし、取組を進めてきているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 都市環境課長今井健君。

○今井都市環境課長 無電柱化についてであります。近年頻発している地震や台風など大規模災害への備えや、観光地における良好な景観の形成、安全で快適な通行空間の確保など、様々な効果が期待されるところでございます。

このため、道では、北海道無電柱化推進計画を定め、道内各地の中心市街地や観光地などの道路におきまして無電柱化の取組を進めてきたところでございます。

○山崎真由美議員 令和3年度からの計画では、本道全域の道路では新たに約120キロメートルの無電柱化に着手をする、このうち、道管理の道路については23か所、約32キロメートルの無電柱化に着手をするとしていますが、無電柱化の対象道路の全体延長及び今年度末までに着手をする延長について伺います。

○今井都市環境課長 計画の進捗状況についてであります。道管理の道路のうち、無電柱化の対象道路の全体延長は、人口集中地区の緊急輸送道路など422キロメートルとなっております。

また、令和3年度から7年度までの計画延長32キロメートルに対し、今年度末までに着手する延長は5.2キロメートルとなっており、着手率は16.3%となる予定でございます。

○山崎真由美議員 今、現時点における着手率は16.3%と御答弁いただきました。延長にして約

5.2キロメートルと、なかなか計画どおりには進んでおりません。北海道無電柱化推進計画では、道管理の整備延長が令和2年度末までに約49キロメートル、3年度から約32キロメートル、合わせると約81キロメートルになります。仮に計画どおりに着手が進んでも、対象道路の全体延長422キロメートルに対して約19%にしかすぎません。

昭和61年から取り組んできているものの、なかなか進捗状況は芳しくないと考えますが、整備が進まない要因や課題について伺います。

○今井都市環境課長 無電柱化の課題についてであります。積雪寒冷地である本道では、積雪や凍結に対する配慮が必要であることから、整備費が高額となることに加えまして、地下埋設物の移設や地上機器の設置場所の確保など、関係機関や沿道の住民との調整に多くの時間を要することなどが、整備が進まない要因や課題と認識しているところでございます。

○山崎真由美議員 次に、実施箇所の選定について伺ってまいります。

計画には、着手予定の23か所が記載されていますが、広大な北海道においては、相当な道路延長がある中で、箇所の選定は非常に難しいものがあるかと思えます。

箇所選定に当たって、優先順位をつけることはもとより、地元の声を十分踏まえていくことや、市町村との連携が欠かせないと思えますが、具体的な箇所選定に当たっての考え方や進め方についてお伺いいたします。

○今井都市環境課長 実施箇所の選定についてであります。北海道無電柱化推進計画により優先的に推進すべき対象としている道路は、緊急輸送道路や避難路など災害の被害拡大の防止を図るために必要な道路のほか、バリアフリー基本構想に基づき、安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路、良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路などとしており、国や道、電線管理者などで構成される北海道無電柱化推進協議会におきまして、地域のニーズや他事業との連携により、事業効果の高い箇所などについて検討し、選定を行っております。

○山崎真由美議員 次に、市町村道における取組について伺ってまいります。

道内で無電柱化を進めていくに当たっては、道道のみならず、市町村道での取組も欠かせません。しかし、市町村道の道路管理者である市町村は、人員不足や経験が不足している場合もあるため、多岐にわたる関係者との調整が必要となる無電柱化を推進するには道の協力が必要です。

道は、市町村道における無電柱化を推進するに当たって、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 まちづくり局長中尾英樹君。

○中尾まちづくり局長 市町村道における取組についてであります。道では、市町村が無電柱化の推進計画を策定する際、国とも連携しながら、必要に応じて技術支援を行うほか、道が実施する各種説明会や会議などにおいて、無電柱化に関する最新情報などを市町村に提供しているところです。

また、北海道無電柱化推進協議会では、技術的な課題や疑問などへのアドバイスを行う北海道無電柱化ワンストップ相談窓口を設置しているところです。

道といたしましては、引き続き、市町村に対し幅広い助言などを行うことにより、市町村道における無電柱化の取組を支援してまいります。

○山崎真由美議員 今後の無電柱化の取組について伺います。

近年頻発している地震や台風などの大規模自然災害などへの備え、安全で快適な通行空間の確保、観光地における良好な景観の形成のためには、この無電柱化の計画は、今まで以上のスピードで推進していく必要があると考えます。

現行の計画終了を見据えて新たな計画を策定する必要があると考えますが、先ほどの答弁にありましたとおり、課題もまだ山積みです。そういったものも踏まえて、今後どのように無電柱化を進めていくのか、最後に伺います。

○久保秋雄太委員長 建設部長白石俊哉君。

○白石建設部長 今後の取組についてであります。無電柱化は、道路の防災性の向上はもとより、歩行者などの通行空間の安全性、快適性の確保や、良好な景観形成の観点に加えまして、大規模災害に備えた情報通信や電力の基盤強化にも資することから、大変重要であると認識しております。

その整備費が高額であることに加え、地下埋設物の移設や地上機器の設置場所の確保などの調整に多くの時間を要するといった課題もございます。このため、道では、低コスト手法の積極的な導入や、電柱の新設を抑制するなど、無電柱化をスピードアップする取組を行っているところでございます。

今後、こうした取組を進めるとともに、新たな計画の策定については、国の動向を注視しながら検討するなど、引き続き、無電柱化の推進に取り組んでまいります。

○山崎真由美議員 ただいま答弁いただきましたが、この着手率は、計画どおりには進んでいません。いろんな要素があると思いますが、まずは、計画期間の最後の令和7年度の国への予算要望によって大体の計画のめどというのが立つと思います。

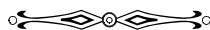
今回は、今まで以上に計画の距離が長いわけですけれども、いろんな災害もありましたし、今のこの物価の高騰でコストも高くなっている、いろんな状況があると思いますが、やむを得ない状況は省いて、住民の調整ですとか、そういったことで遅れていくことのないように、今後、国に対し、来年度の予算の獲得に向けてしっかりと取り組んで、余計なところでこの事業が遅れていかないようにしっかりと推進していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○久保秋雄太委員長 山崎議員の質疑並びに質問は終了いたしました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、建設部及び収用委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時29分休憩



午後1時30分開議

○小泉真志副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 水産林務部所管審査

○小泉真志副委員長 これより水産林務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

今津寛史さん。

○今津寛史委員 今津寛史です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、森林整備から、造林作業の省力化について、道では、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、二酸化炭素吸収能力の高い活力ある森林づくりに向け、利用期を迎えた人工林の伐採と伐採後の着実な植林により森林の若返り等を推進しています。

近年、林業従事者数は横ばいで推移していますが、そのうち、特に植付け、下刈り等の造林の従事者数は減少傾向にあり、今後も減少が続くことが懸念されます。伐採後の着実な植林には造林作業の省力化を図っていくことが重要と考えますので、以下、関連して伺います。

初めに、低密度植栽の取組についてです。

道では、造林作業の省力化を図るため、植林本数の低減を進めており、本年度からモデル的な取組を実施しているものと承知しています。その内容について伺います。

○小泉真志副委員長 森林整備課長笹岡英二さん。

○笹岡森林整備課長 低密度の植林についてであります。植林作業は、現在も人力が主体で多くの労力を要することから、限られた労働力で植林を着実に進めるためには、作業の省力化を図ることが重要です。

このため、道では、面積当たりの植林本数を減らす低密度の植林について、作業の手間が省けるほか、植え付ける苗木と苗木の間隔を広げることで保育作業についても自走式下草刈り機械などが利用できるなど、人力作業の軽減が期待されることから、その普及に取り組んでいるところです。

こうした植林方法を全道に広げるためには、地域の気象条件や傾斜などの立地条件により植え方や成長過程が異なるため、地域の実情に応じた取組が必要であり、道では、今年度、全道の全ての森林組合などに対し、各地域のモデルとなる森林の造成に向けて、ヘクタール当たりの植林本数を、杉で2000本以下、そのほかの樹種で1800本以下と、これまでの8割から9割程度に減らす取組について、来年度までにそれぞれ1か所以上実施するよう働きかけているところです。

以上です。

○今津寛史委員 こちらの低密度植栽ですが、既に取組を進めている地域がある一方で、鹿など野生鳥獣による被害や、出材量の減少などの懸念を示す声もあると伺っています。

このため、地域の理解を得ながら普及していく必要があると考えますが、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○笹岡森林整備課長 地域理解の醸成についてであります。道では、低密度の植林を促すため、本年6月から7月にかけて、市町村や森林組合等が参画する検討会議を全振興局で開催し

て、その目的や具体的な実施方法を説明し、現状と課題や今後の方向性などについて意見交換を行ったところです。

参加者からは、低密度の植林の必要性について理解を示す意見があった一方で、成長が旺盛で年輪幅が広がり強度に影響を及ぼすことや、本数が少なくなると間伐と主伐を合わせた原木の総生産量が減少すること、ネズミや鹿といった野生動物による食害などを受けると、さらに面積当たりの本数が減ることなどを危惧する声が寄せられたところです。

このため、道といたしましては、低密度の植林に対する森林組合などの理解が一層進むよう、道総研林業試験場と連携し、道内各地の先行事例や省力化の効果を取りまとめた冊子のほか、低密度の植林により懸念される強度などの材質変化をはじめ、収穫量の予測や獣害後の生育状況などに関して、研究成果を示しながら丁寧に意見交換を重ねるとともに、現地においてきめ細かな技術支援を行うなど、地域関係者の理解の下、地域の実情に応じた低密度の植林が定着するよう取り組んでまいります。

○今津寛史委員 林業労働力が限られている中で伐採後の植林を着実にを行うには、造林分野の省力化を一層進めていく必要があると考えます。

道としてどのように取り組んでいくのか、今後の取組について伺います。

○小泉真志副委員長 森林計画担当局長立原泰直さん。

○立原森林計画担当局長 今後の取組についてであります。全国に比べ人口減少が急速に進む本道において、ゼロカーボン北海道の実現にも資する森林資源の循環利用を着実に進めていくためには、多くの労力を要する植林から保育までの造林作業について、効率的な手法への見直しや機械の導入などによる省力化を図ることが重要であります。

このため、道では、引き続き、低密度の植林に対する森林組合等の理解が進むよう、丁寧な意見交換や現地での技術的な支援を行うとともに、地域のモデルとなる森林の造成を働きかけてまいります。

また、造林作業の機械化に向けて、苗木運搬用機械や自走式下草刈り機械などの導入への支援のほか、人工衛星の位置情報を用いた下草刈り機械の遠隔操作など、植林の準備から下草刈りまでの一連の作業に林業機械を最大限活用した実証結果の普及を行うなど、造林作業の省力化を一層進め、本道の豊かな森林資源を次の世代に引き継いでいけるよう積極的に取り組んでまいります。

○今津寛史委員 続いて、木育の推進について伺います。

木育は、森林や木材との触れ合いを通じて豊かな心を育むことを目的に、平成16年に北海道が提案したもので、現在では、道内各地で、市町村や教育機関、企業等による植樹・育樹活動をはじめ、木育マイスターが企業と連携した木工体験など、森林や木材に関わる幅広い取組が行われています。

また、昨年、北海道植樹の日・育樹の日条例制定から5年の節目を迎えたことを契機に、5年間で500万本の植樹、育樹を目指す「道民ひとり1本植樹・育樹運動」が展開をされているとこ

るです。

一方、木育の取組が始まって本年で20周年を迎えることとなりますが、北海道森林づくり白書によりますと、木育に取り組んでいる道民の割合は36%にとどまっており、木育活動を一層推進していく必要があると考えますので、以下、伺ってまいります。

初めに、企業の森林づくりについて伺います。

環境保全への関心の高まりなどから森林づくりに興味や関心を示す企業が増加する中、道では、企業による森林づくり活動の取組を加速するため、令和5年に企業等と連携した木育推進方策を作成しました。

方策では、企業の森林づくりの協定締結数を、令和13年度までに130件とする目標指標を掲げていますが、これまでの協定締結数の推移と、企業による森林づくり活動の実施状況について伺います。

○小泉真志副委員長 森林海洋環境課長佐野弥栄子さん。

○佐野森林海洋環境課長 企業による森林づくりについてであります。道では、環境保全に関心のある企業等による森林づくり活動を促すため、森林所有者との協定を締結した上で取組を進める「ほっかいどう企業の森林づくり」を推進しており、道のホームページに開設した特設サイトにおいて、企業等の取組事例や活動フィールドの候補地などについて積極的に情報発信を行うとともに、環境イベントなどを活用し、企業等への働きかけを行っているところです。

こうした中、昨年度は14件、今年度は11月末までに5件の協定が締結され、取組を開始した平成19年度からの協定締結数は84件と順調に増加しており、こうした企業等の方々により、全道で1086ヘクタールの森林をフィールドとして、地域住民の方々との交流を図りながら、社員への環境教育を目的とした植樹・育樹活動をはじめ、森林観察会や樹木の香り成分を抽出する体験プログラムなど、様々な取組が行われているところです。

○今津寛史委員 企業の森林づくりに対しては、活動に対する助言やサポートを行う森林づくりコーディネーターの育成に取り組んでいることと伺っています。

コーディネーターの現時点での登録者数と育成の取組状況について伺います。

○佐野森林海洋環境課長 森林づくりコーディネーターについてであります。道では、企業等による森林づくり活動を支援するため、令和4年度から、地域の林業に精通し、企業等へ活動の提案や助言を行うことができる森林づくりコーディネーターの登録、育成に取り組んでおり、これまで森林組合の職員など21名に登録いただき、育成研修会を毎年度開催してきたところです。

近年は、地域住民との植樹・育樹活動を通じた地域の活性化や、森林づくりに対する理解醸成への貢献といった企業のニーズが多様化しておりますことから、道といたしましては、森林づくりコーディネーターによる企業等と森林所有者のマッチングの際に、道内の優良事例を踏まえた助言など、活動が円滑に行われるよう支援するほか、これまでの事例を体系的に整理し、企業等からのニーズに応じた提案手法を習得できるよう育成研修会の充実を図るなど、森林づくりコーディネーターの育成を着実に進めてまいります。

○今津寛史委員 道では、令和5年度から展開している「道民ひとり1本植樹・育樹運動」を推進するために、企業による森林づくりを促進するとともに、令和6年度からは、教育関係機関等と連携し、青少年を対象とした植樹、育樹と環境教育の一体的な取組を行っています。

これまでの具体的な取組の状況について伺います。

○佐野森林海洋環境課長 青少年を対象とした植樹、育樹等の取組についてであります。道では、5年間で500万本の植樹、育樹を目指す「道民ひとり1本植樹・育樹運動」を推進するため、今年度から新たに、将来を担う青少年が森林の大切さや森林づくりに対する理解を深めることを目的に、道や市町村の教育担当部局などと連携し、植樹・育樹活動や森林環境教育に取り組む学校や保育機関に対して、苗木の提供や講師の派遣といった支援を行っているところです。

具体的には、植樹・育樹活動に合わせて、木育マイスター等が講師となり、保育園や幼稚園では森林の手入れなどを分かりやすく解説する紙芝居を、中学校では森林とSDGSに関する授業や高性能林業機械の実演見学会を行うなど、11月末までに全14振興局において34件の取組が実施されたところです。

○今津寛史委員 ただいまお話がありましたが、道では、木育活動の企画立案や指導、アドバイスなどができる人材を木育マイスターとして独自に認定をしています。

近年では、企業が木育マイスターと連携して主体的に実施するイベントも増えてきましたが、これまでの木育マイスターの認定状況について伺うとともに、企業等と木育マイスターが連携した木育活動の現状について伺います。

○佐野森林海洋環境課長 木育マイスターの認定状況等についてであります。道では、平成22年度から、木育活動の企画立案や指導、コーディネートができる人材として木育マイスターの育成に取り組み、令和5年度までに369名を認定したところであり、これまで、小売業やサービス業などの企業が、マイスターと連携の下、木製遊具を使った体験や木工教室といった年間100件を超えるイベントを開催するなど、木育活動が活発に行われているところです。

また、先月、本道発祥の木育の20周年記念イベントを札幌市で開催し、活動の歩みについてのトークセッションをはじめ、マイスターによる取組事例の発表や交流会を実施するなど、マイスターのネットワークづくりや道民の皆様との交流を行ったところであり、引き続き、こうした取組により木育活動が全道各地に広がるよう、木育マイスターの育成を積極的に進めてまいります。

○今津寛史委員 北海道発祥である木育という概念ですが、20周年を迎えて「道民ひとり1本植樹・育樹運動」をはじめ、様々な木育活動が全道各地に広がりを見せています。20周年の節目を契機に、こうした動きを加速し、森林づくりに対する道民理解をさらに促進し、道民や企業が森林づくりに参加していただけることが重要と考えます。

道としては、今後、木育の推進にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 水産林務部森と海の未来づくり推進監生田泰さん。

○生田水産林務部森と海の未来づくり推進監 今後の取組についてであります。企業や道民の

皆様の森林づくりへの理解をさらに深め、協働による森林づくりを進めるためには、木育マイスターや森林づくりコーディネーターをはじめ、企業や教育機関などとの連携を強化し、全道各地において多様な主体による木育活動の定着を図ることが重要でございます。

このため、道といたしましては、「道民ひとり1本植樹・育樹運動」の推進に向けて、引き続き、北海道植樹祭の開催など、道民の皆様が森林づくり活動を体験できる機会を積極的に提供しますとともに、教育機関等との連携の下、青少年を対象とした植樹・育樹活動や森林環境教育の充実を図るほか、森林づくりコーディネーターの育成を通じて、企業等による森林づくり活動を促進してまいります。

また、企業等と木育マイスターが連携した木育活動が全道各地で展開されるよう、木育マイスターの育成やネットワークづくりを進めるなど、本道の豊かな森林を未来に引き継いでいけるよう、今年で20年目を迎えた北海道発祥の木育の取組を一層推進してまいります。

以上でございます。

○今津寛史委員 それでは、水産分野に移ります。

初めに、海業の推進についてですが、国は、生産基本計画の柱の一つとして、漁村の活性化の推進を掲げ、豊かな自然や漁村ならではの地域資源や、既存の漁港施設を最大限活用した海業の取組を推進することとしており、昨年、漁港漁場整備法の改正によって、本年4月から、漁港施設の貸付けや水面等の占用などが可能となる仕組みが創設されたところです。

また、国では、海業に取り組むため、全国で海業の推進に取り組む地区を選定し、先事例を全国に普及するとしており、道内でも、人口減少への対応、漁村地域のにぎわいの創出を図るため、海業への期待が大きいと思われています。海業の推進に向けた道の取組について、以下、伺います。

初めに、国の選定状況についてですが、国は、海業の推進に取り組む地区をどのような目標を持って選定しているのか伺うとともに、選定された場合、国からどのような支援を受けられるのか、また、本道における選定状況についても併せて伺います。

○小泉真志副委員長 漁港漁場課長山本明宏さん。

○山本漁港漁場課長 国の取組状況などについてであります。国では、令和4年4月にスタートした現在の漁港漁場整備長期計画において、海業振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得向上を新たな重点課題の一つに位置づけ、具体的な数値目標として、令和8年度までに全国で海業の新たな取組を500件展開することを掲げております。

また、令和6年3月には、地域の取組を促進するため、先行的に海業の推進に取り組む地区として全国54地区を決定したところ、道内からは、寿都町の寿都漁港や古平町の古平漁港など8地区が選ばれており、こうした地区に対して、国は、個別に海業の推進に関する積極的な助言や情報提供などの支援を行うとされております。

さらに、国では、海業の一層の普及促進に当たり、具体的な取組内容を定めた海業事業計画の策定手法について、専門家を派遣し、開発を行い、新たな知見として全国に広めるため、海業の

推進に取り組む54地区の中から、本年4月に、実証的に海業の計画策定に取り組む地区として全国で10地区を選定したところ、道内からは古平漁港が選ばれております。

○今津寛史委員 国は、海業の事例を創出し、広く普及するため、全国から海業の推進に取り組む地区の募集、選定を行い、個別の助言など積極的に支援をしているとのことですが、中でも、道内で選定された海業の計画策定に取り組む地域では、現在どのような検討をしているのか、その状況について伺います。

○山本漁港漁場課長 選定された地区における検討状況についてであります。実証的に海業の計画策定に取り組む地区に選定された古平漁港のある古平町においては、水産業を核とした地域再生を図るため、本年7月に、漁業協同組合、商工会、観光協会などで構成する古平町海業推進協議会を設立し、海の資源を最大限利用した取組について地域が一体となった検討を進めており、オブザーバーとして水産庁と後志振興局職員が参画しております。

協議会では、漁港内にある一時滞在型施設を活用し、今後、教育学習や観光プログラムを推進することに加え、地元水産物を使った新たな地域産品を開発し、販売することなどを目指し、11月下旬には2回目の協議会が開催されたところであり、本年度末までに海業事業計画を策定するため、地域の現状や課題を踏まえた今後の具体的な取組内容などについて協議を進めているところでございます。

○今津寛史委員 道内では、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活用した海業に関心を持ち、様々な取組を行いたいと考えている地域がある一方で、海業について十分に理解されていない地域もあると思われま。

海業に対する理解を深め、海業を推進するために、道としてどのような取組を行っているのか、また、地域には、海業に取り組むに当たってどのような課題があるのか、伺います。

○山本漁港漁場課長 これまでの道の取組などについてであります。道では、新たな取組である海業の制度などについて、道内に広く周知し、地域の方々の理解を深めるため、7月中旬から8月下旬にかけて全道を8ブロックに分け、沿岸域の市町村や漁業協同組合などを対象に説明会を開催し、漁港区域内の土地や水面などの活用促進を図るために新たに創設された漁港施設等活用事業制度の内容や、全国の海業の取組事例などについて丁寧に説明を行い、意見交換などを実施してきたところです。

また、道内で行われている海業に関連する取組について、現状と課題や今後の意向などを把握するため、8地区での説明会において参加者を対象にアンケート調査を実施したところであり、道としては、地域が積極的に海業に取り組む上では、人材や予算の確保に加え、国へ応募するための計画立案への支援が必要なことや、活用できる事業メニューへの助言や漁港利用計画の変更など漁港施設の有効活用に対する助言が必要なことなどが課題であると考えております。

○今津寛史委員 道内では、海洋環境の変化などによって、アキサケ、昆布など主要魚種の水揚げ減少が続く中、漁業者の所得向上を図るとともに、人口減少が進む漁村地域のにぎわいを創出し、活性化を図っていくためには、地域の意向や課題を踏まえ、対応していくことが必要と考え

ます。

道として、今後どのように海業の振興を図っていくのか、最後に伺います。

○小泉真志副委員長 水産基盤整備担当局長山口知子さん。

○山口水産基盤整備担当局長 今後の対応についてでございますが、人口減少や高齢化が進む本道の漁村において、アキサケなどの主要魚種の低迷が続く中、市町村をはじめとする地域の関係者が一体となって、豊かな自然や新鮮な水産物といった地域ならではの価値や魅力を最大限に生かした海業の取組を進めることは、地域の活性化を進める上で有効な方策と認識してございます。

このため、道といたしましては、アンケート調査などで把握した地域の課題や意向を踏まえ、市町村や漁業協同組合などを対象に、先進的な取組の共有などを進める勉強会を開催するとともに、海業に取り組む地区として国から選定されるよう、その応募に必要な海業取組計画づくりを支援するほか、漁港施設の有効活用等の助言や海業の推進に対する支援事業の紹介などを行う海業振興支援窓口を新たに設置するなど、水産業を核とした漁村地域の活性化に向け、地域の特色ある取組が進むよう海業の振興に努めてまいります。

○今津寛史委員 次に、担い手対策についてですが、本道の漁業就業者は減少傾向にあることに加え、後継者がいない漁業者も多くなっていると聞いています。漁業就業者の減少は、産業基盤の弱体化や漁村地域の活力低下などを招き、本道の漁業と漁村の持続的な発展に影響を及ぼす懸念があり、担い手の確保が重要な課題となっています。

そこで、漁業就業者の確保に向けたこれまでの取組や今後の対応について、以下、伺ってまいります。

本道は、少子・高齢化の進行により、様々な分野で労働力人口が減少しておりますが、漁業でも同様の状況にあると聞いています。

そこでまず、本道における漁業就業者数はどのように推移しているのか、また、新規就業者数の推移についても併せて伺います。

○小泉真志副委員長 水産経営課長住岡理さん。

○住岡水産経営課長 漁業就業者の状況についてであります。国が5年ごとに、水産業を営む全ての世帯や法人を対象に調査を実施している漁業センサスによりますと、本道の漁業就業者数は、平成25年は2万9652人でありましたが、30年は2万4378人、令和5年は1万9939人となっております。10年間で約9700人減少しております。

また、新規就業者数につきましては、道が毎年実施している「新規漁業就業者に関する調査」では、10年前の平成25年度は216人でありましたが、直近5か年におきましては、令和元年度171人、2年度156人、3年度144人、4年度128人、5年度138人となっており、近年、減少傾向が続いております。

○今津寛史委員 ただいま報告がありましたが、10年間で約9700人減少ですから、1年間で約1000人が減少する中で、新規就業者は平均して150人ということで、この1000と150という数字か

ら850人、このギャップが減少につながっていることと思います。漁業就業者の減少は、漁業生産体制の弱体化につながり、本道が将来にわたり安定的に水産物供給地域としての役割を果たしていくためにも、漁業就業者の確保が求められています。

本道の漁業就業者が減少傾向にある要因について、どのように考えているのか、伺います。

○住岡水産経営課長 漁業就業者の減少についてであります。本道では、全国を上回るスピードで少子・高齢化が進み、若年労働力人口が減少し、多くの業種において人手不足が深刻化している中、漁業におきましては、収入が水揚げに左右されることや、様々な天候条件の中で行う海上での作業など厳しい労働環境にあることなどから、人材の確保が難しい状況にあり、加えて、新規就業者の一定数が短期間で離職していることや、後継者のいない経営体が増加していることも就業者の減少傾向が続いている一因と考えております。

○今津寛史委員 現在、鹿部町に設置している漁業研修所において、漁業を志す漁業後継者やU・Iターンなどで漁業への就業を希望する新規就業希望者を対象として研修を実施しており、研修を修了した方々は道内各地の漁業現場で活躍していると承知しています。

近年の研修生の推移を伺うとともに、現在どのような研修が行われているのか、伺います。

○住岡水産経営課長 漁業研修所の取組などについてであります。漁業研修所における研修修了者数は、10年前の平成25年度は195人でありましたが、直近5か年におきましては、令和元年度101人、2年度95人、3年度95人、4年度113人、5年度79人と、100人前後で推移しており、修了者は、即戦力として全道各地で漁業に従事しております。

こうした中、研修所では、漁業を志す若者などを対象に、漁業法令をはじめ、海洋環境や栽培漁業、資源管理などの基礎知識のほか、実習船を用いた漁労技術の習得に加え、漁船の操船に必要な小型船舶操縦士や海上特殊無線技士などの資格取得、さらには、漁家経営や環境保全など、研修生が修了後、将来にわたり安定的に漁業経営を行う上で必要となる知識や技術を幅広く身につけることができる総合的な研修を行っているところでございます。

○今津寛史委員 本道では、現在、少子・高齢化の進行に伴い、様々な分野で労働力が不足しており、漁業の分野も例外ではありません。地域の基幹産業である漁業を維持するためにも、人材の確保が重要と考えます。

道では、様々な取組により漁業就業者の確保に努められてきたと承知しておりますが、漁業研修所における魅力ある研修の実施、研修生のさらなる確保やSNSでの情報発信などが必要と考えます。

今後、道としては、漁業の担い手確保や育成に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 水産林務部技監藤田瑞代さん。

○藤田水産林務部技監 今後の取組についてでございますが、本道の基幹産業である水産業が将来にわたり持続的に発展していくためには、漁業の担い手となる人材の確保育成を図ることが喫緊の課題であると認識をしております。

【第2分科会 12月5日 第2号】

このため、道では、水産関係団体と連携し、新規就業者の確保に向けて、就業を希望する方と漁業者とのマッチングを行う漁業就業支援フェアの開催や、道外における移住促進イベントにおいて積極的なPR活動を行うとともに、新規就業者の育成に向け、漁業者の下で漁労技術を習得する長期研修への支援に取り組んできたところでございます。

また、漁業研修所におきまして、漁業の基礎知識や資格取得に加え、スマート水産業に関する講義など研修内容の充実を図るとともに、今年度からは、漁業に関心を寄せる学生や転職希望者など、幅広い年齢層の方々に向け、実習風景などを研修生の声とともに紹介するなど、ホームページやSNSを効果的に活用し、研修生の確保に努めているところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取組により漁業の担い手の確保育成対策を進めることはもとより、新規就業者が意欲を持って働くことができるよう、漁業現場における就労環境の整備改善や、スマート技術の導入による作業の省力化、効率化といった施策の充実を図るなど、将来にわたって本道の漁業を支える人材の確保育成に積極的に取り組んでまいります。

○今津寛史委員 続いて、太平洋クロマグロの資源管理について伺います。

太平洋クロマグロは、過去に、資源状況が悪化したため、国際的な取決めに基づき、平成30年から、漁獲可能量、いわゆるTACによる管理が行われていますが、漁業関係者からは、クロマグロの資源は増えている、沖でクロマグロを多く目撃するが、枠がなくて漁獲できないとの声も聞いています。

先般、国際的な取決めを行う中西部太平洋まぐろ類委員会、いわゆるWCPCFの年次会合がフィジーで開催され、来年からの漁獲枠の増枠が決まりましたが、今後、本道に配分されるこの枠をいかに有効に活用できるかが課題と考えますので、以下、太平洋クロマグロの資源管理について伺います。

初めに、これまで、クロマグロの漁獲枠が少ないため、漁業者は厳しい数量管理を行ってきたと承知していますが、TAC管理導入以降の道内の漁獲枠と漁獲量の推移はどうなっているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 漁業管理課長高橋研司さん。

○高橋漁業管理課長 クロマグロの漁獲枠などの推移についてであります。国では、水産資源の持続的な利用を図るため、魚種ごとに漁獲可能量を定め、漁業者がその漁獲枠を超えないように管理する、いわゆるTAC管理を進めており、道におきましては、国が管理する大中型まき網漁業など17種類の大規模漁業や、個別に漁獲枠の配分を受ける漁業を除く本道漁業者が行う全ての漁業に関し、TAC管理の対象魚種の数量管理を行っているところでございます。

太平洋クロマグロについては、平成30年度からTAC管理魚種とされており、これまでの年度末における道内の漁獲枠と漁獲量は、30キログラム以上の大型魚と30キログラム未満の小型魚を合わせ、平成30年度は、漁獲枠216.7トンに対し漁獲量81.7トン、令和元年度は、240.3トンに対し195.5トン、2年度は、367.3トンに対し327.9トン、3年度は、366.3トンに対し364.5トン、4年度は、383.4トンに対し377.2トン、5年度は、398.2トンに対し392.5トン、6年度は10月末

現在で、漁獲枠529.3トンに対し漁獲量は速報値として298.8トンとなっております。

以上でございます。

○**今津寛史委員** 漁獲枠を守ることは当然のことではありますが、配分された枠を有効に活用することも極めて重要と考えます。

枠配分はどのような方法により国から道へ配分されているのかを伺うとともに、道では、漁獲枠の有効活用に関して、これまでどのように対応してきたのか、伺います。

○**高橋漁業管理課長** 漁獲枠の配分方法などについてであります。国においては、漁獲枠の算出に当たっては、TAC管理導入前の漁獲実績を基準とすることとしており、小型魚については平成22年から24年、大型魚については平成27年から29年のそれぞれの実績を基に漁獲枠を設定し、都道府県に配分しているところでございます。

また、国では、漁獲枠に対し、未利用分が生じた際には、当初配分された漁獲枠の10%を上限に次年度へ繰り越すことに加え、他の都道府県に漁獲枠を譲渡した場合は、当初配分の7%を上限に譲渡した数量を次年度に、また、漁獲枠の消化率が8割を超える場合には、国の留保枠の中から次年度に追加配分を受けられることなどの仕組みを定め、枠の有効活用を促しています。

道といたしましては、こうした国の仕組みも活用しながら、資源の来遊や漁獲の状況に応じ、道内外で漁獲枠を柔軟に融通できるよう漁業関係者などとの調整に取り組んできたところであり、平成30年に37.7%であった消化率は、年々向上し、令和5年には98.6%となるなど、漁獲枠は有効に活用されているところでございます。

以上でございます。

○**今津寛史委員** 国から道への配分の仕組みはよく分かりました。

そして、去る3日、WCPFC年次会合が閉幕し、太平洋クロマグロの漁獲枠について、大型魚、小型魚ともに増枠されることが合意され、来年の漁期から我が国の漁獲枠が増枠となりました。

都道府県への枠配分はこれからと考えますが、今回の増枠を踏まえ、国はどのように枠配分を行おうとしているのか、伺います。

○**高橋漁業管理課長** 道への漁獲枠の配分についてであります。今般のWCPFC年次会合での合意により、来年度からの漁獲枠が、小型魚は4007トンから4407トンに、大型魚は5614トンから8421トンに増加することを受け、国では、都道府県への配分に当たり、小型魚は、令和3年度から5年度の漁獲実績のシェアを用いて算出することを基本とすること、大型魚については、令和6年度の漁獲枠に当たる5614トンは令和3年度から5年度の漁獲実績のシェアを用いて配分することや、増枠分である2807トンは令和6年度の漁獲枠を下回る都道府県に優先的に振り分けることといった考え方を示しているところでございます。

国においては、今後、関係者との意見交換会や審議会での審議を経て漁獲枠を決定することとしており、道といたしましては、道内漁業関係者と連携しながら、本道沿岸漁業の実情を踏まえた適切な配分を国に求めていく考えでございます。

以上でございます。

○**今津寛史委員** 来年以降の増枠が決まったところですが、漁業者からは、まだまだ十分ではないといった声も聞かれます。また、他県ではTAC報告をせずに流通させていた事例が発生しているとも伺っています。

今後も太平洋クロマグロを利用していくために、道内向けの漁獲枠のさらなる確保を実現するとともに、しっかりと資源管理に取り組む必要があると思いますので、道としては今後どのような対応をしていくのか、最後に岡嶋部長に伺いたいと思います。

○**小泉真志副委員長** 水産林務部長岡嶋秀典さん。

○**岡嶋水産林務部長** 今後の対応についてでございますが、アキサケやスルメイカなど主要魚種の漁獲量が減少する中、資源が増加傾向にあるクロマグロにつきましては、本道の漁業者の皆様が持続的に利用するためには、適切な漁獲枠の管理はもとより、漁獲枠の有効活用やより一層の確保を図ることが重要でございます。

このため、道といたしましては、今後、国が進めるTAC報告の厳格化や陸揚げ検査体制の構築などのクロマグロ資源の管理強化の取組と連携をし、適切な管理を図るほか、引き続き、漁獲枠の消化率が高まるよう、資源の来遊や漁獲の状況を踏まえながら、道内外で漁獲枠の融通を進めるとともに、小型魚を含めたさらなる増枠について様々な機会を捉えて国に求めるなど、本道漁業者の皆様によるクロマグロの持続的な利用を促し、漁業経営の安定につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○**今津寛史委員** ありがとうございます。

終わります。

○**小泉真志副委員長** 今津委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

梶谷大志さん。

○**梶谷大志委員** それでは、水産業の振興について、私から伺ってまいります。

本道の水産業は大変厳しい状況に置かれており、今年度においては、本道を代表する昆布やアキサケの不漁が見込まれ、また、ホタテガイについても、依然として中国における日本産水産物の禁輸緩和が進まない状況であります。加えて、担い手である漁業就業者数は減少傾向であり、水産業の衰退が大変危惧をされるわけであります。今後も持続可能な産業としていくためにも、各般の施策に取り組んでいくことが大変重要であると考えられるわけであります。

まず、道として、本道水産業が置かれている現状と課題についてどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○**小泉真志副委員長** 企画調整担当課長石川傑さん。

○**石川企画調整担当課長** 本道水産業の現状と課題についてであります。全国の漁業生産量の3割を占める本道においては、近年、海水温の上昇など海洋環境の変化により、マイワシやブリなど増加する資源がある一方で、アキサケについては、来遊数の減少に加え、種卵が不足してい

る地区もあるほか、昆布は、地域によっては1年目の昆布の根が抜けたことや、流氷の接岸の影響により本年は漁獲量が過去最低となる見込みであり、さらに、ホタテガイは、へい死や成長不良が発生するとともに、稚貝の採苗が不振となるなど、主要魚種の生産は大変厳しい状況にあります。

また、漁業生産を支える漁業者については、本道の全地域において高齢化が進み、減少傾向にある中、厳しい労働環境などにより新規就業者の離職が見られるなど、主要魚種の生産回復と安定化に加え、漁業の担い手の育成確保が喫緊の課題となっております。

○梶谷大志委員 海洋環境の変化など大変厳しい状況にあり、担い手の育成確保も喫緊の課題であるということでもあります。

その中であって、主要魚種の生産回復についてでありますけれども、海洋環境の変化によって、マイワシやブリなど、これまであまり取れていなかった魚種の漁獲量が増えているわけがあります。しかし、主要魚種であるホタテガイや昆布、アキサケなどの生産回復が要でありまして、漁業者の皆さんも切望しているわけがあります。

道として、主要魚種の生産回復に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○石川企画調整担当課長 主要魚種の生産回復についてであります。道では、本道を代表する魚種であるアキサケ、昆布、ホタテガイの生産回復と安定化に向け、アキサケについては、DHAを配合した餌を与えて遊泳力を強化した稚魚の適期放流に取り組むとともに、昆布については、石材の設置による漁場造成や雑海藻の駆除など昆布漁場の保全に、また、ホタテガイは、波浪に強い沖合での漁場づくりや養殖管理マニュアルに基づく適正管理の促進、稚貝の生育状況の把握や養殖技術の指導強化に取り組んでまいります。

さらに、昨今の海洋環境の変化などを踏まえて、アキサケについては、海水温が低下する10月以降に来遊する親魚からの資源づくりの強化といった取組について、また、昆布は、試験研究機関などを構成員とする対策検討会議において、各地域の資源状況や減少要因を踏まえた対策について、それぞれ鋭意検討を進めているところであり、こうした検討状況を踏まえて、主要魚種の早期回復と安定化に向け、各般の施策を総合的に進めてまいります。

○梶谷大志委員 今、各般の施策を総合的に進めていくということでありました。維持発展のために、しっかり対応していただくように求めておきたいと思っております。

生産回復の対策と併せて、水産業を支える人材確保が重要な取組であります。昨今、ほとんどの産業において人材不足の問題がクローズアップされているわけでありましたが、就業者数の減少は、その産業基盤の根本を揺るがしかねない課題であります。確保に向け、早急かつ重点的に取り組まなければならないと思っておりますが、所見をお伺いいたします。

また、本道水産業が次の世代につながる魅力ある産業としていかなければなりません。どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○小泉真志副委員長 水産局長近藤将基さん。

○近藤水産局長 今後の取組についてであります。本道の漁村地域の基幹産業である水産業に

つきまして、魅力あふれる産業として次の世代に引き継いでいくためには、漁業就業者の確保育成に加え、漁業生産の早期回復、安定化に取り組むことが何より重要でございます。

このため、道では、水産関係団体と連携し、就業を希望する方と受入れを希望する漁業者とのマッチングを行う漁業就業支援フェアの開催のほか、漁業研修所による漁労技術や船舶に関する資格の取得促進など、本道漁業を支える担い手の確保育成に積極的に取り組んでまいります。

また、海洋環境の変化や漁業就業者の減少など、本道水産業をめぐる状況変化に対応した持続可能な生産体制の構築に向けまして、アキサケやホタテガイといった主要魚種の早期の生産回復と安定化はもとより、資源が増えているマイワシなどの沿岸域での操業体制づくりに加えまして、サケ・マス類の海中養殖やウニの陸上養殖といった地域の特性に応じた、つくり育てる漁業や、ICTを活用した省力化や生産性の向上を図るスマート水産業、さらには、全国一の面積を有する藻場を活用したブルーカーボンの取組を一層推進するなど、本道水産業が持続的に発展し、全ての漁業者の方々が意欲を持って将来にわたり安心して漁業を営むことができるよう取り組んでまいります。

○梶谷大志委員 これまでいろんな取組をしてきてくださっているのは随時見てきたわけですが、残念ながら、漁業の就業者数については減少傾向にあるわけでありまして。

また、主要魚種の生産回復についても同様でありますし、様々な事業をやりながらこういった対策をしているわけでありまして、やはり、このままではなかなか厳しい状況にあると。この現状をしっかりと認識していただいて、新年度に向けて、これまで以上の新しい様々な考え方、取組、事業、そういったものにしっかりと対応していただくように求めておきたいと思っております。

次に、林業・木材産業の振興について伺います。

本道では、カラマツやトドマツの人工林が利用期を迎えております。また、今年度は、道東地域に大規模な木材加工工場の建設が決定されるとともに、道においても、J-クレジット制度を活用しながら、道有林における森林由来クレジットの創出、販売の取組を全道に展開するなど、今後の林業・木材産業を取り巻く環境に変化をもたらす現象が生じているわけでありまして。

まず、本道における林業・木材産業の現状と課題について認識を伺います。

また、今後、林業・木材産業を取り巻く環境の変化にどのような課題が生じるものと考えているのか、併せてお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 林業木材課長本阿彌俊治さん。

○本阿彌林業木材課長 林業・木材産業の現状と課題についてであります。本道では、カラマツやトドマツなどの人工林資源が本格的な利用期を迎えており、計画的な伐採と着実な植林を進め、森林の若返りを図るとともに、生産された木材を有効に活用するなど、森林資源の循環利用を推進することが重要であります。

こうした中、道内では、近年、人口減少が急激に進み、林業労働者の不足が懸念されるとともに、輸入材の安定調達への懸念から道産建築材に転換する動きが見られる中、釧路市に大規模な木材加工工場の建設が計画されるなど、今後、道産木材の需要の増加が見込まれるほか、地球温

暖化防止に向けて、森林由来クレジットの創出や販売による森林の付加価値向上に対する期待が高まっているところです。

このため、道といたしましては、森林づくりを支える人材の育成確保に加え、スマート林業による森林整備や木材生産の効率化などを通じた原木の供給力の強化を図ることや、市町村や森林所有者等による、さらなる森林整備につなげるためのJ-クレジット制度の活用を促進することなどの課題が生じていると認識しております。

○梶谷大志委員 次に、担い手確保について伺います。

北森カレッジの入学者は、令和3年度と4年度は40名の定員をしっかりと確保しておりましたが、その後は定員割れの状況が続いているわけであり、令和7年度においては、現段階で14名であり、今後、2回目の一般入学試験を行うということですが、大変厳しい状況であると言わざるを得ません。

即戦力となる人材を全道各地に輩出するという北森カレッジの目的にいま一度立ち返って、熱意を持って担い手の確保に取り組んでいくべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 林業振興担当課長沓掛徳宗さん。

○沓掛林業振興担当課長 担い手の確保についてであります。全国的に高校生の卒業生数が減少傾向にあり、道外で林業大学校の新設が相次ぐ中、道では、先般、北森カレッジにおける令和7年度の入学生を確保するため、推薦入学試験と第1回一般入学試験を実施したところ、定員40名に対して15名が応募し、合格者は14名でございました。

北森カレッジでは、林業・木材産業の即戦力となる人材を育成、輩出しており、関係業界からの期待は大きく、入学生の安定的な確保は大変重要でありますことから、来年2月に実施する第2回一般入学試験に向けて、道内高校への個別訪問のほか、首都圏における電車内の広告やSNS等を活用した広報活動等の取組の強化など、入学定員を確保するための受験生の掘り起こしに取り組んでいるところです。

また、本年7月に設置した有識者による検討会議において、創立5年目を迎える北森カレッジの運営状況の点検、検証や、入学生の安定的な確保に向けた方策の検討を行っているところであり、今後、こうした検討状況を踏まえ、速やかに施策に反映するなど、北森カレッジが本道の森林づくりを担う人材育成の拠点として、将来にわたってその役割を果たせるよう積極的に取り組んでまいります。

○梶谷大志委員 今の北森カレッジの入試の状況は、非常に厳しい状況であるということは当然認識していると思います。そもそも子どもたちの数が減っている中で、他県でも同様の学校があって、そことの競争というのもしっかり考えなければいけないわけであり、

今後の方策を検討しているということですが、この推移については、時間に限りのある委員会での議論ですから、ここまでにさせていただきますけれども、しっかり対応されるように求めておきたいと思っております。

森林環境譲与税はもとより、今後は、森林由来クレジットの販売収入も見込まれるわけであり

【第2分科会 12月5日 第2号】

ます。それらを活用しながら、豊かな森林を守り、育て、次世代に引き継ぐことができるよう取組を進めていく必要があると考えますが、所見をお伺いいたします。

○小泉真志副委員長 水産林務部長岡嶋秀典さん。

○岡嶋水産林務部長 今後の森林づくりについてでございますが、全国一豊かな本道の森林を次世代に引き継いでいくためには、森林資源の循環利用の推進に向けて、林業の担い手の育成確保やスマート林業の定着による道産木材の供給力の強化などを図ることが重要でございます。

このため、道では、引き続き、森林環境譲与税などを効果的に活用しながら、北森カレッジによる人材の育成に加え、新規就業者の確保、定着に向けた労働環境の整備に取り組むとともに、造林や伐採作業の効率化が図られるよう、成長の速いクリーンラーチ等の優良種苗や、植付けが容易なコンテナ苗の増産を進めるほか、面積当たりの苗木本数が少ない低密度の植林の普及をはじめ、自走式下草刈り機械やICTハーベスタといった高性能林業機械の導入に対する支援などを行ってまいります。

また、森林の付加価値の向上を図るため、森林由来クレジットの活用が広がるよう、道有林で先導的に取り組んでいるノウハウを市町村や森林所有者等に普及し、森林資源の循環利用を一層推進するなど、本道の林業・木材産業の持続的な発展に向け、ゼロカーボン北海道の実現にも貢献する100年先を見据えた森林づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○梶谷大志委員 先ほどの水産業のところでも申し上げましたけれども、この森林においても、資源をしっかりと守っていくこと、そして、担い手を確保するためにも、こういう人口減少が進んでいる中でその方策をしっかりと考えること、そういう意味で、新たな財源というのいろいろな形で検討することも可能なわけでありますから、新年度に向けた新たな事業、新たな取組、こういったものがしっかりと打ち出されるように求めまして、私の質問を終わります。

○小泉真志副委員長 梶谷委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

前田一男さん。

○前田一男委員 前田一男です。

中国の禁輸措置を受け、東京電力は逸失分を賠償することとしました。あれから1年が過ぎましたが、加工流通業のほうでは、商慣行の複雑さもあって、賠償手続で後から追加書類の提出が何度も何度も求められて、出口が見えない中、申請を諦めるといふ企業も出ていると聞いています。

現状について御説明ください。

○小泉真志副委員長 水産食品担当課長小林成行さん。

○小林水産食品担当課長 東京電力による賠償についてでございますが、東京電力は、ALPS処理水の海洋放出の影響による賠償金について、10月末現在、全国で合計310件、約450億円を支払ったと公表しております。道内の漁業者につきましては、生産者団体が一括して請求を行い、賠償は比較的順調に進んでいると承知しているほか、加工流通業者につきましては、加工

団体から、一部事業者を支払われたとの情報がある一方で、東電による状況把握や書類の確認に時間を要している事業者もいると伺っているところでございます。

○前田一男委員 引き続き、この加工流通業のほうには注意を払っていただきたいと思います。

次は、今後の賠償についてでございます。

中国の禁輸措置はそのままでありますけれども、これまで、国や道が中心となって消費拡大に努めてきました。そして、仕向地の拡大にも努めてこられました。これが一定の成果を上げていると思います。また、来年度以降の生産量の不足という懸念もあってなのですが、昨年よりも生産単価が高くなるのではないかという見通しがあります。

このような状況変化の中、前回設定していた漁協ごとの賠償基準価格はどうなっていくのでしょうか。また、加工、流通業の賠償の考え方については、手続の煩雑さの見直しを含めて、変更や改善などが行われるのどうか、その見通しをお聞かせください。

○小林水産食品担当課長 今後の賠償の基準などについてはありますが、東京電力は、漁業についてはALPS処理水の海洋放出前の水産物価格を、加工流通業については売上高を基準として賠償を行っていること承知しておりまして、今後もこの基準は変わらないと国に確認しているところでございます。

道といたしましては、加工流通業者の賠償に時間を要している現状を踏まえ、引き続き、国に対し、事業者の切実な声を伝えるとともに、迅速かつ適切な賠償の実行について東京電力を指導するよう働きかけてまいります。

○前田一男委員 価格が上がって賠償が必要なくなるという状況が出てくるのであれば、それはそれでいいことだというふうに思うのですが、一方で、過去の賠償についてはしっかりと行っていくようお願いしたいと思います。

噴火湾の浜は、もう外も寒くなっておりますが、稚貝の本分散も終わって、年明けの水揚げに向けて、本来であれば期待感が広がっていくところなのですが、今年はやや不安のほうで先行しているような気がしております。浜では、全道的な稚貝不足にあって、再来年の生産に対する不安があります。長年、ホタテ漁をやってきた生産者の中にも、将来のホタテ生産について、これからもやっていけるのだろうかという不安があるようです。

これまで、採苗は、年間の作業工程の中で天然採苗という形で自前でやってきました。前浜で稚貝が足りない年は、ほかの地域から買ってくることでしのいできたわけではありますが、今年は全道的な稚貝不足で、なかなか融通も難しくなっている、これがまた来年以降も続いていくかもしれないという可能性もあります。

ですから、天然採苗だけではなくて、一定量を水槽等で行う人工採苗にも取り組んでみる時期に来ているのではないかというふうに思います。特に、ホタテ漁を養殖でやっている地域は、こういった人工採苗がこれから必要になってくると思うのですが、これに対して、道は何かアクションを起こしていかないのでしょうか。

○小泉真志副委員長 先端技術担当課長西恒法さん。

○西先端技術担当課長 採苗の安定化についてであります。ホタテガイは、本道の漁業生産額の約4割を占め、漁業のみならず、水産加工業など地域産業を支える重要な魚種となっておりますことから、養殖に必要となる稚貝の確保は生産の安定化を図る上で重要であります。

このため、道では、今般の採苗不振を受けまして、道総研水産試験場と連携し、生産地域の稚貝の生育状況を把握しながら要因分析を進めるとともに、来期の採苗に向けてリスク分散対策の検討を進めるほか、養殖技術の指導や浮遊幼生の発生状況のモニタリングを強化するなど、ホタテガイの採苗の安定化に取り組んでまいります。

○前田一男委員 ホタテは重要だという現状認識については共有するところなのですが、そのアクションの部分で、何とか予算確保も頑張ってもらって、一歩進んだ取組を期待したいと思います。

さらに、品種改良で環境変化に負けない強いホタテをつくっていくことも必要だと私は考えています。農業では、10年サイクルで米や麦などの品種改良を行って収量の安定を図ってきました。本道の主要産業になったホタテについても、強いホタテづくりに着手していくべきではないかと思えます。アカザラガイやイタヤガイなどの二枚貝で、どんな掛け合わせをしたら有効なのか、強いホタテができるのか、研究してみてもどうかと思えます。そういったことをやっている機関が、この日本の中に、世界の中にないとすれば、ぜひ北海道でやっていただきたい、そういうふうな思いがありますが、いかがでしょうか。

○小泉真志副委員長 水産林務部森と海の未来づくり推進監生田泰さん。

○生田水産林務部森と海の未来づくり推進監 海況の変化などへの対応についてでございますが、近年、国の研究機関や民間企業におきましては、高成長なブリやマダイなどの品種改良に関する技術開発は行われておりますものの、イタヤガイなど二枚貝の掛け合わせに関する試験研究には取り組まれていないものと認識してございます。

道といたしましては、ホタテガイ養殖業の生産体制づくりを漁業者が取り組める形で進め、高水温化などの変化に対応する必要があると考えておりまして、海洋環境の情報を漁業者へ提供しながら、高水温時期の作業の回避や、施設設置水深の調整などの養殖技術の指導を行いますとともに、試験研究の情報収集に努めますなど、本道のホタテガイ漁業の生産安定を図ってまいります。

○前田一男委員 終わります。

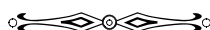
○小泉真志副委員長 前田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、水産林務部、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会並びに内水面漁場管理委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩



午後2時43分開議

○小泉真志副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 農政部所管審査

○小泉真志副委員長 これより農政部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

村田光成さん。

○村田光成委員 それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきたいと思います。

今夏、昨年の高温などの影響による米の供給量の減少や地震、台風に備えた買い込みなどにより全国的に米が品薄になる中、消費者の方々の不安も高まっております。今年度の新米が出回る時期となった現在も、価格の高騰が続いております。米の需給をめぐる急激な変化は、需要の減退、それにより価格が下落するといった混乱を招きかねないと考えます。

そこで、国民の主食である米の安定的な生産に関し、以下、伺ってまいります。

まず初めに、米の需給動向の現状に関し、5年前と比較して全国の主食用米の需要や生産がどのように推移しているのか、伺います。またあわせて、道内における米の生産量の推移についても伺います。

○小泉真志副委員長 水田担当課長植村一郎さん。

○植村水田担当課長 主食用米の需要と生産動向についてであります。全国の主食用米の需要量は、国の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」によりますと、令和元年6月までの1年間では735万トンでありましたが、国民1人当たりの米消費量の減少などにより、6年には705万トンと、5年間で30万トン減少しております。

また、全国の生産量は、国の作物統計によりますと、元年産は726万1000トンでありましたが、6年産では679万2000トンの生産が見込まれておりまして、5年間で46万9000トン減少しているところでございます。

こうした中、北海道米の生産量は、元年産の55万3900トンから、6年産では49万5500トンと、5年間で5万8400トン減少しております。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、価格の動向について伺います。

米の過去5年の全国平均価格と、北海道の主要品目である「ななつぼし」の価格の推移について伺います。

○植村水田担当課長 米の価格動向についてでございますが、国が公表している出荷業者と卸売業者の取引価格、いわゆる相対取引価格では、全銘柄平均価格は、2年産の60キログラム当たり1万4529円から、3年産は1万2804円に落ち込みましたが、その後、上昇に転じまして、6年産は2万3191円となっております。

また、北海道米の主要品種であります「ななつぼし」の価格は、2年産の1万4382円から、3年産は1万2687円に下落しましたが、6年産は2万4063円と上昇しております。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、生産費の動向についてでありますけれども、同様に、全国と北海道の過去5年の米の10アール当たり生産費の推移について伺います。

○植村水田担当課長 米の生産費についてでございますが、国の農産物生産費統計によりますと、個別経営体における10アール当たりの物材費、労働費などの費用に支払い利子、地代を加えた全算入生産費は、全国では、令和元年産の12万9505円からほぼ横ばいで推移してまいりましたが、5年産では、肥料費の増加などから、元年産に比べ3358円上昇し、13万2863円となっております。

また、北海道では、元年産の11万2751円から11万円台で推移してまいりましたが、5年産では、元年産に比べ2960円上昇しまして、11万5711円となっております。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、水田作経営の農業所得についてであります。

米の価格と生産費の推移についてそれぞれ今伺ってまいりましたけれども、道内の水田作経営の農業所得の推移について、どのようになっているのか、伺います。

○植村水田担当課長 農業所得の推移についてでございますが、国の農業経営統計調査によりますと、本道の水田作経営における個人経営体の農業所得は、令和元年の278万8000円から、2年では392万4000円まで増加いたしました。その後、米価が下落したことや肥料価格の高騰などから、最新の統計調査である4年では、249万3000円と約4割減少しております。

以上でございます。

○村田光成委員 主食用米の価格高騰により、加工用、それから米粉用、輸出用などのほかの用途の生産にも影響が出かねません。

道としては、こうした多様な米生産に対してどのように取り組んでいくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 生産振興局長牧野充さん。

○牧野生産振興局長 多様な米生産についてでございますが、全国的な品薄を背景に米の価格が上昇し、道内の米産地において食用米への生産意欲が高まる中、稲作経営の安定のためには、食用米のみならず、加工用や米粉用、ホールクロップサイレージ用稲など、需要に応じた米生産を推進することが重要でございます。

このため、道では、関係機関・団体と一体となって、国の需給見通しや産地の作付意向などを踏まえ、7年産の生産の目安を設定いたしますとともに、加工用米などの安定生産に向け、水田活用直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金の全道枠を活用して、直播栽培や機械の共同利用など、低コスト、省力化の取組を支援し、多様なニーズに応えた米生産に取り組んでまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 今後の米生産に向けては、生産、消費双方がお互いに納得できる関係の下、安定的な価格、量で取引できることが重要と考えますので、丁寧な情報発信を行っていくことが非

常に必要だと思います。

米は、全国的な対応が必要な課題でありますけれども、全国でも有数な米の主産地である北海道として、将来にわたり安定的な米生産を進めていくため、どのように対応していくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 農政部長水戸部裕さん。

○水戸部農政部長 北海道米の安定生産についてであります。全国的な品薄を背景に米の需給や価格への関心が高まる中、北海道米の需給と価格の安定を図るためには、生産、消費双方が互いに納得をしながら、需要に応じた北海道米を安定的に生産、供給することが重要であると考えております。

このため、道では、米の生産状況や販売動向など、お米に関する適切な情報を発信するとともに、卸売団体等と連携をし、価格の動きや端境期の需給状況等について情報共有を行うなど、米の円滑な流通に向けて取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、関係機関・団体と一体となって、主食用米をはじめ、加工用や輸出用など多様なニーズに応えた米生産を進めるとともに、計画的な基盤整備やスマート農業技術を活用した生産性の向上、北海道米の消費拡大や輸出促進、さらには、国に対し、合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みづくりと消費者の理解醸成を求めるなど、本道における水田農業の持続的な発展に取り組んでまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、畑作振興について伺ってまいります。

本道の畑作の主要産品である小麦、大豆、てん菜、バレイショは、いずれも生産量が不動の全国1位となっており、日本の食卓を支えていると言っても過言ではないと思います。道内の畑作物生産は、農業産出額全体の約14%を占める主要な部門の一つとして、地域経済、そして社会にも大きな役割を果たしております。日本の食料安全保障を支えるためにも、本道畑作の持続的な振興が必要だと考えますので、以下、伺ってまいります。

まずは、作付状況の推移についてでありますけれども、初めに、本道の畑作の主要な産品である小麦、大豆、てん菜、バレイショの4品について、それぞれの近年の作付状況の推移を伺います。

○小泉真志副委員長 農産振興課長花岡弘毅さん。

○花岡農産振興課長 作付状況の推移についてであります。農林水産省の作物統計によりますと、小麦の作付面積は、令和3年産の12万6100ヘクタールから、6年産では13万1800ヘクタールと5700ヘクタール増加し、大豆は、3年産の4万2000ヘクタールから、6年産では4万6800ヘクタールと4800ヘクタール増加しています。

また、農業団体の調査によりますと、てん菜の作付面積は、令和3年産の5万7500ヘクタールから、6年産は4万8850ヘクタールと8650ヘクタール減少し、バレイショは、3年産の4万4050ヘクタールから、6年産は4万6250ヘクタールと2200ヘクタール増加しているところです。

以上でございます。

○村田光成委員 畑作地域においては、バレイショや豆類等の需要が高まる一方で、労働力不足への対応などが課題となっております。

こうした課題に対応するための取組を支援することを目的として、国では、令和5年度の補正予算で持続的畑作生産体制確立緊急支援事業が措置されておりますけれども、事業の実施状況について伺います。

○花岡農産振興課長 持続的畑作生産体制確立緊急支援事業の実施状況についてであります。道では、本事業を活用し、畑作地域において、省力作業機械の導入による労働負担の軽減や需要のある作物への転換などの取組を支援するため、種バレイショ生産において、ドローンやAI画像認識技術を活用しました異常株発見システムの実証に取り組んでいるところです。

また、JAや地域協議会など道内の221事業実施主体に対しまして、バレイショの収穫作業の省力化を図る倉庫前選別機の整備や、てん菜の播種機の導入による直播栽培の推進、さらには、バレイショや小豆、インゲンなど需要の高い作物への転換や、ソバの複数年の契約取引の拡大などを支援しています。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、小麦、大豆といった輸入依存度が高い農作物については、食料安全保障の観点からも、国内シェア拡大に向けた取組の推進が必要になってくると思います。

道として、生産拡大に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○牧野生産振興局長 小麦や大豆の生産拡大についてでございますが、国内需要の約8割を海外に依存している小麦や大豆の国内シェアを高めていくためには、全国一の生産量を誇る北海道が実需者ニーズに的確に対応しながら、生産拡大や品質の向上を図り、安定的な供給体制を整備していくことが重要でございます。

このため、道では、普及センターによる栽培技術指導をはじめ、作付拡大に必要な農業機械の導入や、排水性を改善する基盤整備、スマート農業技術の活用による省力化、集出荷貯蔵施設の整備など、生産基盤の強化に取り組んでいるところでございます。

こうした取組に加え、製パン業者などが求める新品種の開発普及、農業団体や製粉会社などと連携した道産小麦の需要拡大に向けたPR、さらには、豆腐や納豆など大豆加工業者に向けて道産大豆の販路拡大を進めるなど、生産から消費に至る施策を総合的に展開しながら、道産小麦や大豆の生産力の強化と安定供給に努めてまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、てん菜についてでありますけれども、砂糖の消費量が消費者の嗜好の変化などから減少傾向にある中、てん菜の生産について、国では、令和4年12月に「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」を策定し、令和8年の指標面積を5万ヘクタールと設定しております。

先ほどの答弁では、既に本年の作付面積はその指標面積を下回っているとのことであります。

れども、現在、こうしたてん菜生産の現状を踏まえ、今後どのように対応していくのか、伺います。

○牧野生産振興局長 てん菜生産の現状についてでございますが、砂糖の原料であるてん菜は、小麦や豆類、バレイショとともに本道の畑作農業に欠かせない基幹作物であり、製糖工場は、地域の雇用や経済を支える重要な役割を果たしており、適正な輪作体系を維持していく上でも、てん菜の安定的な生産が必要になっております。

こうした中、国は、令和4年に、てん菜糖への交付金の対象数量を令和8年産までに段階的に削減する方針を決定いたしました。担い手の高齢化に伴う労働力不足や、近年の資材価格の高騰などにより、てん菜の作付面積が大きく減少しているところでございます。

このため、道といたしましては、関係機関・団体と連携し、直播栽培の拡大に向けた機械の導入やスマート農業技術の活用など、省力・低コスト生産とともに、猛暑にも対応した栽培技術や、耐病性に優れた品種の開発普及を進めるほか、国に対し、輪作体系の維持に必要な事業の拡充や予算の確保を求めるなど、てん菜の安定的かつ持続的な生産に取り組んでまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、バレイショの病害虫対策についてでありますけれども、全国の生産量の8割を占めているバレイショについては、ジャガイモシストセンチュウ、いわゆるG_rの道内全域における防疫対策が重要となっております。

抵抗性品種の開発推進が重要と考えますが、どのように取り組んでいるのか、見解を伺います。

○小泉真志副委員長 技術普及課長原俊彦さん。

○原技術普及課長 ジャガイモシストセンチュウ対策についてであります。ジャガイモシストセンチュウの防疫対策では、バレイショの抵抗性品種を組み入れた適正な輪作を維持することが有効な手だてとなっております。

こうした中、品種開発に当たっては、シストセンチュウの抵抗性はもとより、優れた食味や加工適性を有することが重要であり、これまで、道総研農業研究本部などでは、生食用の「ゆめいころ」や「スノーマーチ」に加え、加工用の「ハロームーン」、でん粉原料用の「コナヒメ」などを開発してきたところです。

道としては、引き続き、消費者や実需者ニーズの把握に努め、民間を含めた道内の試験研究機関と連携、情報共有を図りながら、各用途に求められる収量や品質を併せ持った抵抗性品種の開発に取り組んでまいります。

以上です。

○村田光成委員 次に、バレイショの病害虫については、ただいま伺いましたジャガイモシストセンチュウ、いわゆるG_rに加え、平成27年に国内で初めて確認されたジャガイモシロシストセンチュウ、いわゆるG_pの発生地域において徹底した防除対策が急務であると考えます。

防除対策の実施状況などについて伺います。

○原技術普及課長 ジャガイモシロシストセンチュウ対策の実施状況についてであります。道では、平成27年に国内で初めて網走市において発生が確認されたジャガイモシロシストセンチュウについて、植物防疫法に基づき、「ポテモン」などの対抗植物による緊急防除をはじめ、機械洗浄や野良生えの除去などの蔓延防止対策を実施し、これまでに発生した330圃場、1236ヘクタールの9割以上の圃場で検出限界以下となったところです。

道といたしましては、引き続き、国や関係市町、農協、生産者と連携し、緊急防除はもとより、機械洗浄や野良生えの除去、さらには、外国人などの観光客の圃場への侵入防止対策など、周辺圃場への蔓延防止対策の徹底を図るとともに、国に対し、必要となる予算の確保と併せ、海外からの侵入を防ぐための水際対策の徹底、生産者が求めるさらなる抵抗性品種の開発促進などを求めてまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 本道の畑作物のさらなる発展を目指していくためには、地域の輪作体系を確立しながら生産性を向上していく取組を行っていくことが非常に重要と考えます。

今後、本道畑作の安定的な発展に向けてどのように取り組んでいくのか、部長の所見を伺います。

○水戸部農政部長 本道畑作農業の振興についてであります。本道農業が我が国の食料供給地域としての役割を果たしながら安定的に発展をしていくためには、小麦や豆類、バレイショ、てん菜を中心とした適切な輪作体系の下で、環境に配慮した持続可能な生産活動を進めながら、需要に応じた畑作物を安定的に生産し供給していくことが重要でございます。

このため、道では、関係機関・団体と一体となって計画的な基盤整備による生産性の向上や、共同利用施設の整備などによる生産・出荷体制の強化をはじめ、スマート農業技術を活用した農作業の効率化、ジャガイモシロシストセンチュウや褐斑病など病害虫に対する抵抗性品種の導入や蔓延防止対策の徹底、さらには、需要の高い加工用バレイショや豆類の生産拡大を図るなど、適正な輪作体系の維持確立を進めながら、本道畑作農業の持続的な発展に努めてまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、農業・農村整備の推進について伺ってまいります。

農地や農業水利施設は、農業生産の基盤であるとともに、食料安全保障や国土の保全にも寄与しております。世界的な人口増による食料需要の増大や異常気象による農産物の生産減少など、我が国の食料の安定供給に対するリスクが顕在化している中、これからも食料を安定的に供給していくためには、生産基盤の整備、保全を計画的に進め、良好な営農条件を整えながら生産性の向上を図ることが重要と考えます。

道では、農業・農村整備をどのように推進していくのか、以下、数点伺ってまいります。

まずは、整備の状況についてでありますけれども、農業従事者が減少する中、本道農業の生産力や競争力を一層強化していくためには、農業・農村整備により農作業の効率化や生産性、品質向上などを進めていく必要がありますので、近年、道ではどのような整備を重点的に進めている

のか、伺います。

○小泉真志副委員長 農村設計課長槇研一さん。

○槇農村設計課長 整備の状況についてであります。農家戸数の減少や高齢化の進行、自然災害の頻発、世界的な食料需要の増大など、我が国の食料安定供給のリスクが高まる中、本道農業の一層の生産性の向上を図るとともに、異常気象にも備える農業・農村整備を進めることが重要であります。

このため、道では、地域からの整備要望を踏まえながら、農作業の効率化やスマート農業技術の効果を最大限発揮させる農地の大区画化、輸入に依存している麦、大豆、飼料作物の生産拡大を図る排水対策や飼料生産基盤の整備、さらには、農業用水の安定供給や雨水の速やかな排出を図る農業水利施設の計画的な整備、保全などを重点的に進めております。

以上でございます。

○村田光成委員 道の重点的な取組について伺いました。

そうした整備を着実に進めていくためには、地域の将来像を踏まえた整備構想づくりが重要と考えますが、地域では人材が不足しており、苦慮しているとの課題もあると聞いております。

そのような地域への取組を道が支援していくことが必要と考えますが、道はどのように取り組んでいるのか、伺います。

○小泉真志副委員長 農村計画課長鈴木仁志さん。

○鈴木農村計画課長 整備構想についてであります。農業・農村整備を計画的に進めていくためには、市町村や土地改良区などが中心となり、地域における将来の整備構想を策定していくことが重要ですが、近年、農業・農村整備に精通した職員が減少し、関係者の合意形成や整備構想づくりなどに苦慮しているものと承知しております。

このため、道では、市町村等の職員を対象とした各種研修の実施により、農業・農村整備に関する知識や技術力の向上を図るほか、地域関係者が整備構想を検討する場におきまして、今後の課題を見える化するために必要な農地や施設の整備履歴と担い手の耕作状況などを重ね合わせた地図情報を提供するとともに、整備手法に関する技術的な助言を行うなど、地域主体の整備構想づくりが円滑に進められるよう支援しているところです。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、道が実施している農地の大区画化や農業水利施設の整備などについては、国営事業でも進められております。

整備を効果的に進めていくためには、道と国が連携する必要があると考えますが、道ではその調整をどのように進めているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 国営調整担当課長伊藤隆之さん。

○伊藤国営調整担当課長 国営事業との連携についてであります。農地や農業用施設の整備に当たりましては、地域が策定した整備構想などを踏まえ、国をはじめ、市町村や関係団体と連携し、整備の目的や内容、規模などに応じまして、国営事業や道営事業等を効果的に活用しながら

進めていくことが重要であります。

このため、道では、各振興局において、国との連絡協議会を定期的に開催し、それぞれの地域における整備要望や新規採択等に関する情報を共有するとともに、国営事業の実施に当たりましては、市町村や関係団体などが参画する推進検討委員会を地区ごとに開催し、整備内容や費用負担等についての協議を行うほか、国営事業の進捗状況や関連する道営事業等との整合性を確認するなど、国営、道営双方の事業が効果的、効率的に実施されるよう国との調整に努めているところであります。

以上でございます。

○村田光成委員 この効果ですけれども、生産性の向上に向け、様々な整備を進めているとのこととであります。

基盤整備により、どのような効果が発揮されているのか、また、地域の農業者からはどのように評価されているのか、伺います。

○小泉真志副委員長 農村振興局長大西峰隆さん。

○大西農村振興局長 農業・農村整備の効果についてであります。道が行った基盤整備の有効性調査では、大区画化を行った水田では農作業の効率化が図られ、水稻の年間作業時間が2割削減するほか、暗渠排水を整備した農地では、排水性の改善により、小麦やてん菜などの収量が1割から2割増加することや、大雨が降った後に行う機械作業が平均で3日程度早く開始できることが確認されております。

また、畑地かんがい施設を整備した畑では、干ばつ時におきましても用水の安定供給が図られ、タマネギの収量が5割増加し、L以上の大きなサイズの割合も増加することが確認されております。

このほか、地域の農業者の方々からは、農地の大区画化や暗渠排水などの整備を契機といたしまして、野菜などの高収益作物を導入したことで農業所得が増加した、スマート農業を導入し、農作業の大幅な省力化につながった、また、農業経営が安定し、子どもが戻り、跡を継いでくれたといった声が寄せられるなど、農業・農村整備の実施により高い評価をいただいているものと認識をしております。

以上でございます。

○村田光成委員 今、高い評価をいただいているというお答えでありました。

食料の安定供給の重要性が再認識される中、人口減少下においても必要な農地、農業用水等を確保するなど、農業・農村を取り巻く情勢の変化に対応しながら、食料安全保障の確保を図る必要があると考えます。

道として、今後、農業・農村整備の推進にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○水戸部農政部長 農業・農村整備の推進についてであります。農家戸数の減少や気候変動による災害リスクの増加など、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、本道農業が我が国の食料供給地域としての役割を果たしていくためには、農業の生産力の強化や、近年、異常気象などにも

効果を発揮する農業・農村整備を着実に進めていくことが重要であると考えてございます。

このため、道では、生産性の一層の向上を図る農地の大区画化や排水対策はもとより、異常気象による大雨や高温少雨に備える農業水利施設の整備、保全などを進めるとともに、地域の整備構想づくりを担う地元関係機関・団体を積極的に支援するなど、事業の円滑な推進に向けて取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、地域から寄せられます多くの整備要望に応えていくため、必要な予算の確保や農家負担の軽減に努めるとともに、国とも連携を図り、農業・農村整備を計画的に推進しながら、本道農業・農村の持続的な発展と我が国における食料安全保障の確保に貢献してまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、家畜衛生対策について伺います。

本道では、乳用牛、肉用牛を合わせて全国一の約141万頭を飼育されております。これらの家畜に伝染病が発生した場合には、畜産農家の経営に大きな影響を及ぼすこととなります。道内での家畜伝染病の蔓延防止に向けた家畜衛生対策の取組実施状況について、以下、伺います。

まず初めに、牛などの家畜に慢性の下痢を引き起こすヨーネ病については、家畜伝染病予防法によって法定伝染病として指定されており、法に基づく検査や病気が発生した場合には、牛の淘汰などにより対策は進めていると承知しております。

近年のヨーネ病の発生状況について、まず伺います。

○小泉真志副委員長 家畜衛生担当課長小田茂樹さん。

○小田家畜衛生担当課長 牛のヨーネ病の発生状況についてであります。本病は、ヨーネ菌の感染により乳牛や肉牛に慢性的な下痢を引き起こし、生産性を大きく阻害することに加え、治療法やワクチンなどの予防手段がなく、牛の移動などによって農場内や他の農場の牛に被害が拡大するおそれがあるため、家畜伝染病に指定されており、感染牛は殺処分しなければなりません。

令和元年からの道内における本病の発生頭数は、元年は945頭、2年は722頭、3年は845頭、4年は997頭、5年は945頭でありまして、毎年、全国の発生頭数の約9割を占めております。

以上です。

○村田光成委員 今お答えをいただきましたけれども、依然としてヨーネ病が相当数発生しているとのことでもあります。これが減少しないのはどのような課題があると考えているのか、伺います。

○小田家畜衛生担当課長 ヨーネ病対策の課題についてであります。道では、家畜伝染病予防法をはじめとする関係法規に基づきまして、5年ごとの定期検査において感染牛が確認された農場は、発生農場としまして継続的に検査を行うこととし、感染牛の殺処分や畜舎の消毒などの蔓延防止対策を実施しているところでございます。

こうした中、本病の発生が減少しない要因としましては、潜伏期間が長く慢性化する本病の特性に対しまして、確実に感染牛を検出できる検査方法がないことに加えまして、農場の大規模化

【第2分科会 12月5日 第2号】

による畜舎の大型化や飼養頭数の増加に伴い、道内外からの導入や預託が増え、広域的に頻繁に牛が移動していることが大きいと考えております。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、牛のサルモネラ症について伺います。

本病についても、発症した場合、生乳の出荷制限や牛舎内の清浄化対策により農家の負担がかなり重くなり、離農の決断につながりかねない、そういう声もお聞きいたします。

近年のサルモネラ症の発生状況について伺います。

○小田家畜衛生担当課長 牛のサルモネラ症の発生についてであります。本病は、サルモネラ菌の感染により、乳牛や肉牛に発熱や下痢、流産などの様々な症状を引き起こし、生産性を大きく阻害する病気であり、治療法やワクチンはありませんが、農場や他の農場の牛に被害が拡大するおそれがあるため、家畜伝染病予防法で発生時に届け出ることが義務づけられております。

近年、道内では、令和元年は118頭、2年は230頭、3年は193頭、4年は362頭、5年は561頭が届出されております。

以上でございます。

○村田光成委員 牛のサルモネラ症対策についても、依然として相当数の発生があるとのことでもありますけれども、これまた、減少しないのはどのような課題があると考えているのか、伺います。

○小田家畜衛生担当課長 牛のサルモネラ症対策の課題についてであります。本病の発生農場では、生産者はもとより、地域の関係機関や団体が連携して継続的に検査を行うとともに、感染牛の隔離及び治療や牛舎の清掃、消毒といった清浄化対策を行っているところです。

また、本病は、体力の低下、栄養不良、ストレスなどによって牛の免疫力が低下し、菌に感染しやすくなって発病するとされておりまして、発生が増加している要因としましては、ヨーネ病と同様に、農場の大規模化に伴う畜舎の大型化や飼育頭数の増加に加えまして、近年の夏の猛暑や大雨などの気象の変化が牛にとって大きなストレスになっているためと考えております。

以上でございます。

○村田光成委員 今、それぞれお答えをいただきました。本道の酪農、畜産は、良質な牛乳・乳製品や食肉などを全国に供給してきており、安定的に生産を続けることが食料安全保障の確保を図る上でも重要であります。

牛の伝染病の蔓延防止に向けて、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 農政部食の安全・みどりの農業推進監山口和海さん。

○山口農政部食の安全・みどりの農業推進監 牛の伝染病院に係る今後の対応についてであります。本道の酪農、畜産の生産基盤の維持強化を図り、将来にわたって安全、安心な乳製品や牛肉を安定的に供給していくためには、農場における家畜の伝染病の発生防止に向けた取組を着実に進めていくことが重要となります。

このため、道では、関係機関や団体と連携しながら、生産者などの方々に対して、消毒など衛

生対策はもとより、畜舎の温度管理や良質な飼料の給与といった適切な飼養管理について丁寧な技術指導を行うほか、地域の衛生管理体制の整備や清浄化対策についても助言等を行っているところでもあります。

また、近年の農場の大規模化による飼養頭数の増加などに応じた適切な対策を講じる必要がありますことから、国に対し、引き続き、それぞれの病気の特性や、移動牛の検査体制を踏まえた現行の法令等の見直しをはじめ、農場や地域が取り組む衛生管理に関する経済的負担への支援の拡充、さらには、確実に感染牛を検出できる検査法の開発について求め、家畜の伝染病の蔓延防止に努めてまいりたいと考えております。

○村田光成委員 次に、ホッカイドウ競馬について伺います。

今シーズンのホッカイドウ競馬は、4月17日に開幕し、11月7日に84日間の開催日程を終了しております。今年度も発売額が500億円を超えるなど、引き続き好調に推移しておりますけれども、来年度以降も発売額を維持拡大できるよう、人手不足や老朽化した施設などの課題を解決し、新たなファンサービスの検討などを不断に行っていく必要があると考えます。以下、ホッカイドウ競馬の今後に向けて伺ってまいります。

まず初めに、今シーズンのホッカイドウ競馬開催結果の概要について伺います。

○小泉真志副委員長 競馬事業室参事庄司好明さん。

○庄司競馬事業室参事 ホッカイドウ競馬の開催結果についてであります。今年のホッカイドウ競馬は、4月17日から11月7日までの間、前年より2日間多い84日間開催し、発売額は543億6567万円と、前年より30億8476万円の増となったほか、1日当たりでも6億4721万円と前年を2183万円上回り、いずれも過去最高となりました。

競走数については981レースと前年より1レース少なく、出走頭数は9640頭と171頭少なかったため、1レース当たりの出走頭数は9.8頭と、前年より0.2頭少ない結果となりました。

また、門別競馬場の入場人員については5万8339人と、前年より2334人増加したところでございます。

以上でございます。

○村田光成委員 ただいま、好調な結果であったとの説明を伺いました。

その要因についてどのように分析しているのか、伺います。

○庄司競馬事業室参事 発売額増加の要因についてであります。今年は、前年に比べ開催日数が2日間多かったこと、また、発売額のうちインターネット発売が9割以上を占める中、JRAの発売システムの発売日数が4日間増えたことに加え、南関東地域のスポーツ紙や競馬専門紙へのレース情報の掲載拡大、さらには、賞金、諸手当の拡充や重賞競走の新設などレース番組の充実に努めてきたことなどが大きな要因と考えております。

加えて、競馬ファンとのレース予想や、屋内坂路の調教タイムなどを提供する公式ユーチューブ番組のチャンネル登録者数が、情報発信の強化や登録キャンペーンなどにより2万4000人を超えたほか、競馬ファンにイベントなどをお知らせする公式LINE登録者が1万8000人を超える

【第2分科会 12月5日 第2号】

など、こうしたインターネット発売に対応した情報発信の取組などの効果もあり、発売額の拡大や本場入場者数の増加につながったものと考えております。

以上でございます。

○村田光成委員 今、その要因について伺いました。発売額については好調に維持されているということですが、先ほどもお答えを聞きましたが、年間レース数や出走頭数が前年を下回っております。今後とも発売額を確保するためには、出走馬の確保が重要と考えますが、特に冬期間、競馬を実施していない中で、出走馬確保に向けどのように取り組んでいくのか、伺います。

○庄司競馬事業室参事 出走馬の確保についてであります。ホッカイドウ競馬は、11月中旬以降、降雪や凍結により、冬期間、競馬が開催できないことから、閉幕後、多くの2歳馬が他の競馬場に移籍するため、春先の3歳馬確保が課題となっているところでございます。

このため、道では、馬主に対しまして、3歳馬までホッカイドウ競馬に所属することを条件に市場で購入する馬の助成補助をするとともに、冬期間、他の競馬場に移籍しない馬への保留手当、他の地方競馬に出走する場合の輸送費と出走奨励金を支給しているところでございます。

さらには、冬期間に他の競馬場に所属していた馬が春先にホッカイドウ競馬に所属する際、他の競馬場からの輸送費の補助などを行っているところであり、引き続き、こうした各種対策を一層推進するなど出走馬確保に努めてまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 様々な分野で人手不足が進む中、ホッカイドウ競馬においても、騎手や厩務員などの確保に苦勞していると聞いておりますが、道としてはどのように取り組んでいくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 競馬事業室長安田貞彦さん。

○安田競馬事業室長 騎手や厩務員など人材の確保についてであります。競馬事業を安定的に運営するためには、調教師や騎手、馬の飼養管理を行う厩務員など、厩舎関係者の人材確保が重要でございます。

このため、道では、騎手養成センターへの勧誘活動や、新人騎手に対します馬具の購入などに必要な支度金の支給をはじめ、競馬が開催されない冬期間の騎手、厩務員に対する特別手当に加えまして、優秀な成績を収められた調教師や騎手、厩務員の方々への表彰や、近年増加しております外国人厩務員に対する日本語講習会や生活相談など、人材確保に向けて取り組んでいるところでございます。

今後とも、こうした各種対策を進めますとともに、老朽化した厩舎や住居などの施設整備を計画的に行うなど、安全で安心して生活し、業務に従事できる環境づくりを通じながら、厩舎関係者の安定的な人材確保に努めてまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 門別競馬場の施設整備については、令和9年度末の完了を目指し、計画的に進

めていると承知しておりますけれども、今年度の厩舎地区の施設整備について、現在までの進捗状況と、今後の門別競馬場の基幹施設整備の見込みについて伺います。

○安田競馬事業室長 門別競馬場の整備についてでございますが、道では、現在、第3期北海道競馬推進プランに基づきまして、厩舎、業務、住居の三つのエリアに区分し、調教師や騎手、厩務員などの厩舎関係者の方々が住みやすく働きやすい職場環境や、効率的な施設配置など、競馬の公正確保が図られるよう、令和9年度末の完了に向けて整備を進めているところでございます。

このうち、厩舎エリアにつきましては、用地造成や敷地内の道路整備を行うとともに、現在、厩舎や飼料倉庫といった建物の基礎工事を進めているところでございます。

また、業務エリアにつきましては、5年度に実施いたしました基本設計を基に、整備内容の精査や競馬関係者からの御意見を伺いながら実施設計に取り組みますとともに、住居エリアにつきましては、設計や施工方法の検討を行っているところでございまして、引き続き、令和9年度の完了を目指し、門別競馬場の計画的な施設整備を進めてまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 ホッカイドウ競馬が来年度以降も好調な馬券の販売額を維持していくためには、今こそ人材不足や老朽化した施設整備などの課題の解決に取り組み、将来に備えるべきだと考えます。

今後の競馬の安定的な開催に向け、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○水戸部農政部長 今後のホッカイドウ競馬の取組についてであります。ホッカイドウ競馬は、馬産地に立脚した競馬場として、地域の雇用や経済を支える重要な役割を果たしており、今後とも多くの競馬ファンに支持をされながら発展していくことが重要と認識をしております。

こうした中、今年は、ファンの皆様はもとより、馬産地をはじめ、多くの関係者の皆様の御支援と御協力によりまして、門別競馬場に多くの皆様に足を運んでいただくなど、発売額も過去最高となったところでございます。

道としては、こうした結果に甘んじることなく、インターネット発売に対応した情報発信の強化や多彩なイベントなどを通じ、新たなファンの掘り起こしや発売拡大により一層取り組むとともに、施設の効率的な配置や厩舎関係者の働きやすい環境づくりに向けて競馬場の基幹施設の整備を計画的に進めるなど、時代の変化に対応しながら、将来にわたって安定的な競馬事業の運営が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 終わります。

ありがとうございました。

○小泉真志副委員長 村田(光)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時34分休憩

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農政部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

小泉真志君。

○小泉真志委員 それでは、よろしく願いいたします。

まず、通告に従いまして、米政策からスタートさせていただきます。

今年の夏は、米の価格高騰、店頭から米がなくなるという状況で、令和の米騒動と言われる方もいらっしゃいました。政府は、新米が出回れば価格が下がるというふうに言っておりましたが、それはなかなか合っていなかったのではないかというふうに思っております。

それで、米の今年の生産者価格は60キロ当たり約1万6000円程度でしたが、今年になりまして60キロ当たり低く見積もって約2万円、今年の消費者価格は5キロで約2000円のもの、今年では5キロで約3000円という状況になっております。この消費者価格と生産者価格の差を比較しますと、昨年が134円であったものが、今年では267円と約2倍になっている、流通の部分でこれだけ上がっているという状況でございます。

私は、生産者の方々の所得が上がることには異存はございませんが、流通経路の経費の跳ね上がりには違和感しか感じ得ません。この状況を道としてどのように捉えているのか、お伺いをします。

○久保秋雄太委員長 水田担当課長植村一郎君。

○植村水田担当課長 米の価格の上昇と対応についてでございますが、全国的に米の価格が上昇する中、本年10月における集荷業者と卸売業者との取引価格である相対取引価格は、北海道米の「ななつぼし」では、60キログラム当たり2万5241円と、前年の1万5520円に比べ63%上昇しており、また、小売価格は、道の消費生活モニター価格動向調査によりますと、本年11月における「ななつぼし」の全道平均価格が10キログラム当たり7151円と、前年の4048円に比べ77%高く推移しております。

こうした中、米の価格については、需給バランスなど民間の取引環境の中で決まっていくことを基本といたしまして、生産者と消費者などが納得しながら米を流通することが重要と考えており、国に対しまして、生産や流通の合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みづくりや、農産物の価格転嫁に対する消費者の理解醸成について求めているところでございます。

以上でございます。

○小泉真志委員 今、生産者と消費者などが納得しながら米を流通することが重要である、農産物の価格転嫁に対する消費者の理解醸成について求めるとありました。先ほども言いましたけれども、昨年と今年の米価を比較すると、生産者価格は1.25倍、消費者価格は1.5倍です。ということは、流通経費は約2倍なのですね。私は、このことを消費者に理解してもらおうというのは無理だというふうに思っております。

ただ、この部分につきましては、農政部の範疇を超える部分もあると思いますので、再度お聞きはしませんけれども、道として、流通経費の大きな値上がりというのは米離れにつながると思っていますので、強い懸念を示さなければならないということを指摘させていただきます。

続きまして、次年度への対応なのですけれども、2023年産のお米は、前年産よりも9万トン少ないというふうに向っております。それに、猛暑の影響で20万トン減少しておりますので、供給量は前年より29万トン少ない。さらに、農林水産省によると、インバウンド等で消費は11万トン増加しているということですから、合計で40万トン、これが米の不足量になるのではないかと思います。今年は、この部分を早期米で補いましたけれども、また来年、同じような状況になるのではないかとというふうに想定されます。

国は、今年のような米不足に対して備蓄米を放出しなかったために、米を購入できない消費者を数多く見てきました。このようなことが繰り返されないために、道としてどのような対応を講じていくのか、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 生産振興局長牧野充君。

○牧野生産振興局長 米の安定供給に向けた対応についてでございますが、全国的な品薄を背景に米の需給動向に関心が高まる中、北海道米を安定的に生産、供給し、消費者の皆様安心していただくためには、需要に応じた米生産を進めながら、米に関する適切な情報提供を行っていくことが重要でございます。

こうした中、国では、このたびの品薄状況に係る分析結果を踏まえ、今後、新米が出回る前の6月から週ごとの在庫量調査を行うほか、米穀店などへの定期的なヒアリングや消費者にも分かりやすい情報発信などを実施するとしてとらえてございます。

道といたしましては、関係機関・団体と一体となって、主食用米や加工用米など多様なニーズに応えた生産を推進するとともに、米の生産状況や販売動向などの情報発信に加え、卸売団体などと連携し、価格の動きや国の分析結果について情報共有を行うなど、米の円滑な流通に向けて取り組みながら、消費者の皆様安心して北海道米を食べていただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○小泉真志委員 年金生活者からは、米が高くて買えない、シングルマザーの方からは、食べ盛りのお子にお米を我慢してもらっているという声が数多く私のところに届いております。道は、新米が順次供給され、円滑な米の流通が進めば一定の価格水準に落ち着くものと見込んでおりましたが、現在は米の高止まりというふうには押さえております。

米価格の高騰は米離れを促進させることから、昨年実施されましたお米券や牛乳券の配付事業などの検証をする必要はあると思いますが、同様の施策を講ずるなど、農政部として消費拡大に向けた対策を講じていく必要があると考えますが、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 農政部食の安全・みどりの農業推進監山口和海君。

○山口農政部食の安全・みどりの農業推進監 米の消費拡大についてであります。人口減少や

【第2分科会 12月5日 第2号】

食生活の変化に伴い、米の需要が減少する中、本道における水田の生産力の維持強化を図るためには、北海道米の安定的な生産供給に努めながら、新たな需要を確保していくことが重要です。

このため、道では、北海道米の道内食率やブランド力の向上に向け、農業団体や量販店などと連携をしながら、新米発表会でのトップセールスやテレビCMなどのプロモーションの実施とともに、海外では、精米・販売拠点の設置や、飲食店と連携した料理提案を合わせた試食商談会の開催など、国内外の需要拡大に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、こうした取組に加え、新たな用途が期待される米粉の普及や道産酒米の利用拡大、さらには、多収で中食・外食向け新品種「そらきらり」の本格デビューに合わせた、消費の伸びが期待される業務用や冷凍米飯などの加工用ユーザーに対する売り込みの強化など、北海道米の消費拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉真志委員 米の価格高騰によって米離れが増えていくことが想定されるというふうには私は指摘をさせていただきました。それについてのお答えがなかったので、再度お答えを求めます。

○山口農政部食の安全・みどりの農業推進監 米の消費拡大についてでございますが、道では、農業団体と連携しながら、テレビCMや地下鉄での広告掲示、スーパー、コンビニでの北海道米使用商品の店頭展開などのプロモーション活動、さらには、海外での精米・販売拠点の設置や、飲食店と連携した料理提案を合わせた試食商談会を開催するなど、米の価格が上昇する中で、これ以上、米離れが進まないよう、国内外における消費拡大に積極的に取り組んでまいります。

○小泉真志委員 ちょっとうまくかみ合っていないような気がするのですが、この部分につきましては、知事に直接お伺いをしたいと思いますので、委員長におかれましては取り計らいのほどをお願いいたします。

続きまして、酪農の振興についてお伺いをします。

中央酪農会議によりますと、北海道における指定団体別出荷農家戸数は、2019年4月が5306戸だったものが、今年10月では4338戸と、5年半で約1000戸減少したということになっています。

このことに対する認識と、この酪農危機に対して、道は、2022年、2023年と対策を講じてこられましたけれども、その効果をどのように評価しているのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 畜産振興課長佐々木秀弥君。

○佐々木畜産振興課長 酪農の現状と対策の効果についてでございますが、本道の指定団体別出荷農家戸数は、中央酪農会議によりますと、2019年4月の5306戸から2024年10月には4338戸と、この5年間で約1000戸減少しており、要因としては、高齢化と後継者問題による離農が最も多く、近年は、配合飼料価格の高止まりやぬれ子価格の下落に起因する負債問題を理由とした離農が多くなっております。

このため、道では、飼料価格の高止まりによる影響が大きい酪農経営の安定を図るため、令和4年度と5年度において、国の配合飼料価格安定制度における生産者積立金の全額支援や、酪農

家における優良な乳用牛の確保対策を措置するとともに、自給飼料の生産拡大などの取組に支援を行ったところでございます。

この2年間における道独自対策の効果については、本道における標準的な搾乳牛80頭規模の酪農経営で試算しますと、1戸当たり約170万円を支援しており、酪農家や農業団体などからは、経営の安定や継続に大きく役立ったなどの評価をいただいております。

以上でございます。

○小泉真志委員 次に、ぬれ子の価格低迷について伺いをします。

十勝中央家畜市場におけるぬれ子の平均取引価格ですが、本年6月、1頭当たり13万7818円だったものが、8月には1万7613円、9月が1万4064円、10月は1万3269円と、僅か4か月の間に10分の1程度まで下落をしております。

この価格低迷は、2022年の8月から翌年の1月までに匹敵するものというふうに私は考えますけれども、この価格の低迷の要因、そして、今後の見通しについて所見を伺います。

○佐々木畜産振興課長 ぬれ子の販売価格についてであります。道内の家畜市場における乳用雄子牛、いわゆるぬれ子の平均取引価格は、本年6月に1頭当たり11万7147円でしたが、直近の10月には、1頭当たり1万3176円と、10万円以上の大きな下落となったところでございます。

こうした価格動向について農業団体と意見交換を実施したところ、昨年夏の猛暑の影響で乳牛の受胎時期がずれたことにより、夏に分娩が集中し、市場の出回り量が急増したことが要因と考えられており、また、今後の見通しについては、これから年末の枝肉需要期に向けて肥育素牛農家における初生牛の引き合いが強まる時期を迎えますが、飼料をはじめとした生産資材価格の高止まりを背景に、肥育素牛農家が初生牛の導入を控えていることなどから、価格動向を見通す状況にないものと考えております。

以上でございます。

○小泉真志委員 実は、11月の平均取引価格も最近出たのでお聞きをしましたら、さらに下がって1万860円ということで、この4か月で過去最低を記録しております。しかも、取引価格だけでは見えない状況というのを把握されておりますでしょうか。通常、1週間で、大体、私が見ている市場では1000頭以上のぬれ子が売買されておりますけれども、10頭程度は取引されないのがあるのですが、最近は200頭以上も取引されない、こういう状況が続いているということでもあります。また、家畜市場に持っていけない、そういうぬれ子が多数いると。そういうぬれ子は全部淘汰されていく、そういう状況であるということで、大変厳しい状況ということを押さえていただいていると思いますけれども、ぜひ、その厳しい状況を把握していただきながら、今後、対策を打っていただきたいと思っております。

次に、所得について伺いたいと思います。

国の農業経営統計調査によりますと、道内の酪農経営における農業所得は、2019年が1経営体当たり1944万円であったものが、2022年には130万7000円になったということで、この3年間で9割が減少になったというふうに承知をしております。

【第2分科会 12月5日 第2号】

この所得状況をどのように認識しているか、また、2023年、2024年の酪農家の農業所得はどのようなものになると見通しているのか、お伺いします。

○佐々木畜産振興課長 酪農経営の所得についてであります。国の農業経営統計調査によりますと、本道の酪農経営は、近年、生乳の生産抑制や飼料をはじめとした生産資材価格の高止まりに加え、ぬれ子の販売価格の下落などから、令和元年の酪農経営の農業所得は1経営体当たり1944万円でしたが、令和4年では130万7000円と、この3年間で9割以上減少しており、厳しい状況にあると認識しております。

こうした中、令和5年度には乳価改定を3度行ったことにより、プール乳価は4年度に比べ13円35銭高くなる一方で、夏の記録的な高温などから暑熱ストレスにより採食量が落ち込み、生乳生産量が減少したこと、6年度もプール乳価が5年度に比べ3円2銭高くなる見込みであります。生乳の計画生産が継続していることなどから、いずれの年も厳しい経営環境にあるものと考えております。

以上でございます。

○小泉真志委員 再確認なのですが、道として独自の酪農対策を講じていただいたときの状況と現在の状況は、同等もしくはそれ以上のものであるというふうに私のほうで認識しているのか、そこの部分の再確認をお願いいたします。

○佐々木畜産振興課長 酪農経営の状況についてであります。令和6年の酪農経営については、プール乳価が5年度に比べ高くなる見込みであるものの、今もなお円安による配合飼料の工場売渡価格の高止まりが続いていることや、本年4月以降のぬれ子価格の下落など、引き続き厳しい経営環境が続いているものと考えております。

以上でございます。

○小泉真志委員 何回聞いても同じなので、大変厳しいというふうに私のほうでは押さえさせていただきますが、その上で、本道酪農は、生乳の生産抑制、それから、配合飼料の高止まり等から大変厳しい状況が続いており、非常に将来に対する不安を酪農家は持っているという状況であります。

それに対して道は独自措置を行ってまいりましたけれども、今、配合飼料の価格安定制度は機能していない、そして、個体の価格は大幅に下がり続けていること、さらに、個体の輸送コストも大変上がっているという状況を考えたときには、やはり、酪農家の所得はさらに減少するだろうというふうに考えます。

道として、新たな支援策を早急に講ずるべきと考えますけれども、所見をお願いいたします。

○牧野生産振興局長 今後の対策についてでございますが、配合飼料価格の高止まりやぬれ子価格の下落など本道酪農にとって厳しい状況が続く中、今後とも酪農経営の安定的な発展を図るためには、生産者の方々が将来にわたり安定的な経営環境を確保することが重要でございます。

このため、道では、これまで、飼料価格の高騰による酪農経営への影響を緩和する対策や、優良な乳用牛群を確保するための経費を支援する事業などを緊急的に措置してきたところでござい

ます。

また、国に対しては、経営安定対策に必要な予算の確保や、配合飼料価格安定制度の持続的な制度運用を求めるなど、本道の酪農経営の安定と体質強化を図ってまいります。

以上でございます。

○小泉真志委員 国で緊急対策が閣議決定をされました。

道として、緊急対策に取り組む場合には、優先して酪農対策を行うというふうに考えていいのか、再度伺います。

○牧野生産振興局長 今後の対策についてでございますが、本道酪農にとって厳しい状況が続く中、道では、これまで、地域の経営実態に即して飼料価格の高騰対策や優良な乳用牛の確保に必要な経費を助成するなど、道独自の支援策を講じてきたところでございます。

また、国に対し、令和6年度補正予算の確保に向けて、加工原料乳生産者補給金制度における再生産可能な単価の設定や必要な予算の確保、さらには、配合飼料価格安定制度の持続的な制度運用などを求めてきたところであり、こうした国の制度を活用しながら、本道酪農経営の安定と体質強化を図ってまいります。

以上でございます。

○小泉真志委員 今、ここで何かを言うということができないのはよく分かっております。ただ、他県では、そういうものがなくても支援をしている県があるということ、多分、御存じだと思いますし、自治体もやっているところがたくさんあります。今、北海道は大変厳しい状況でありますので、その部分については、皆さんも把握をしていただいて、ぜひ支援策を講じていただきたいというふうに思います。

次に、バターについてお伺いします。

農水省は、6月に、国家貿易による輸入枠、いわゆるカレントアクセスにつきまして、今年度はバターを4000トン追加輸入するというふうに発表しました。生乳換算にしますと5万トンですから、上限である13万7000トンが18万7000トンに拡充されるということになりました。経営が厳しい中で、生産基盤の回復に向けて懸命に取り組んでいる酪農家の方々の理解は得られるとは思えませんし、また、生産意欲に大きな水を差すというふうに私は考えております。

今回の国が取った措置に対する所見を伺いたいと思いますし、道は、国に対してどのような行動、対応を取ってきたのか、お伺いをいたします。

○佐々木畜産振興課長 バターについてであります。バターは堅調な需要がある一方で、国は、本年6月、昨年夏の猛暑による生乳生産への影響により、バターの在庫が低い水準で推移していることから、全国的なバターの需要を満たしつつ、バター製造時に発生する脱脂粉乳の供給が過度とならないよう、4000トンのバターの輸入枠数量を追加で設定したものと承知しております。

こうした中、道では、国に対し、脱脂粉乳の在庫削減に向けて、全国の生産者と乳業者が拠出して行う国産の脱脂粉乳の飼料への転用や輸入調製品などとの置き換え、海外向けの輸出などの

推進を求めているところでございます。

以上でございます。

○小泉真志委員 バターが足りないところで、やっぱり、輸入するというのはあると思うのですよね。ただ、私がお聞きをしている、生産意欲に水を差すということの指摘に対してのお答えをいただいておりますので、改めて所見を伺いたいことと、また、バターの輸入という部分は生産抑制につながっているということでもありますから、そういう指摘に対して、そもそも、生産抑制を行いました、これは検証されていないと思うのですけれども、そのことに関してどのように考えているのか、検証されたのか、お伺いします。

○佐々木畜産振興課長 バターについてであります、令和5年度の生乳生産量は、生産目標数量の399万トンに対して、道内の酪農家の皆様が一丸となって計画生産に取り組んだことにより、391万トンの生産実績となりました。

こうした中、国は、バターの在庫が低い水準で推移していることから、全国的な需要を満たしながら、脱脂粉乳の供給量を踏まえた上で、バターの輸入枠数量を追加で設定したものと承知しております。

道としては、こうした国家貿易の対応に加え、生乳の増産につながる脱脂粉乳の在庫削減に向けて、国産脱脂粉乳の飼料用への転用対策や消費拡大の取組などの推進が重要と考えております。

以上でございます。

○小泉真志委員 私はもう聞きませんけれども、ここに生産者の方がいたときに、今の御答弁でどのように思われるかというところを考えていただきたいと思うのです。そこを本当に考えてください。今ここで言えないことはあるのでしょうかけれども、本当に皆さんは大変な思いをしているということだけはお伝えをしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、脱脂粉乳についてお伺いします。

酪農の危機の大きな原因の一つは、バター不足に起因します脱脂粉乳の在庫量が増えるということだと思います。ですから、脱脂粉乳の消費拡大を進めていくこととし、道も取り組んでいらっしゃると思います。以前からあるものもあるのですけれども、最近、東京のちょっとおしゃれな企業が脱脂粉乳を利用した高級スイーツを作っている、そういうことで、北海道に脱脂粉乳を求めに来ているというのがあったりとか、また、脱脂粉乳を練り込んだ繊維で衣類を作って販売をしたりとか、私もタオルとかを使わせてもらっていますけれども、そういう企業がたくさん出てきているというふうにお聞きをしております。

道として、脱脂粉乳を積極的に活用する、そういうような企業に対しての支援というのでも考えていく必要があるのではないかと思いますけれども、所見を伺います。

○佐々木畜産振興課長 脱脂粉乳の需要拡大についてであります、脱脂粉乳は、ヨーグルトなどの発酵乳や乳酸菌飲料、乳飲料、アイスクリーム類のほか、菓子類などに使用されており、近年は、脱脂粉乳の在庫低減対策として、子牛の粉ミルクなどの飼料用に利用されているところで

ございます。

国は、国産脱脂粉乳を活用した新商品の開発や製造、販売への取組など、支援対策を措置しており、道としては、関係機関・団体と連携し、こうした国の事業を効果的に活用しながら、道産のヨーグルトといった牛乳・乳製品の消費拡大や輸出促進など、新たな需要拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○小泉真志委員 次に、乳価について伺います。

過日、酪農業界の方々と意見交換をした際に、北海道の酪農業を守るためには、生産者に対する飲用乳の本州への運賃負担をなくすとか、補給金の大幅改定、あとは、生産者が行う出口対策などをやめるなどが必要だという指摘をされていました。その中で言われていたのは、一番効果的なのは、北海道の生乳と都府県の生乳の価格差をなくす、つまり、全国一律の乳価にする、全国プール乳価にすることが一番手っ取り早くて分かりやすいのだというふうに強調されておりました。

道として、全国プール乳価の導入に向けて、意見を他都府県に発信していくべきだと考えますけれども、所見を伺います。

○牧野生産振興局長 プール乳価についてでございますが、生乳は、飲用や乳製品向けに仕向けられる用途別取引が行われており、飲用向けや貯蔵性のある乳製品向けそれぞれに乳価が設定されております。

このため、ホクレンなど全国の10指定生乳生産者団体では、生産者の乳価に差が出ないように、用途別乳価を平均したプール乳価をそれぞれ設定しており、北海道におきましては、乳価が低く設定されている乳製品向けに仕向けられる割合が約8割と高いことから、飲用を主体とする都府県と比べてプール乳価が低くなっているところでございます。

なお、プール乳価につきましては、民間取引環境の中で指定生乳生産者団体ごとに決まってくるものと考えております。

以上でございます。

○小泉真志委員 確かに、価格は民間で決まっていくのだと思います。それは否定しません。ただ、そういう状況をそのまま見ていたときに、北海道の酪農家を守れるのでしょうか。潰れてから何かやっても無理だと思うのですよね。私は、そういう部分で、北海道の生産者の方々の声をしっかり受け止めて——いろいろな意見があるでしょう。そして、例えば、プール乳価の部分が一本化になれば、ぜひそれを発信していくべきではないかと。介入するわけではないけれども、そういう考え方を入れていかななくてはならないと思っています。

もっと言いますと、現在の乳価制度を妥当だと本当に道庁の皆さんは考えているのでしょうか。そもそも同じ牛乳でありながら、なぜ本州の牛乳と北海道の牛乳では20円も25円も手取りが違うのでしょうか。そのことに生産者の方々は怒りの声を上げているわけであります。

私は、やはり、全国プール乳価にすべきだと考えますけれども、改めて、もう一度お伺いをし

ます。

○**牧野生産振興局長** プール乳価についてでございますが、プール乳価は、全国の指定生乳生産者団体が、生乳の用途別取引において生産者の乳価に差が出ないように、乳業メーカーと交渉し、設定しております。民間の取引環境の中で決まっていくものと承知しております。

以上でございます。

○**小泉真志委員** 今はゼロ回答ですけれども、これではちが明きませんので、この部分については、後ほど知事にお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、飼料の備蓄についてお伺いをします。

日本の酪農は、海外からの飼料を輸入して成り立っている部分が大きくあるというふうに思っております。だから、円安や海外の情勢で大きな影響を被るというふうに考えております。そもそも、飼料の備蓄はどうなっているのでしょうか。食料安全保障を掲げるのであれば、備蓄についてもしっかりと準備しなければなりません。

日本の生乳の約60%を生産する北海道の実情についてお伺いをします。

○**久保秋雄太委員長** 環境飼料担当課長安藤邦也君。

○**安藤環境飼料担当課長** 飼料の備蓄についてでございますが、海外からの生産資材の調達リスクが高まる中、トウモロコシなど輸入依存穀物の供給が途絶えることに備え、国内において一定量の備蓄を行うことが重要でございます。

こうした中、配合飼料メーカー等が、海外からの一時的な輸入の停滞や配合飼料工場の被災などの不測の事態に備え、飼料原料穀物の約1か月分の需要量に相当する約100万トンを備蓄しており、このうち、過去の大災害に匹敵する事態にも対応可能な水準である75万トン分を対象に、国が保管経費等の一部を補助しているところでございます。

なお、道内においては、釧路港や苫小牧港などにおいて、飼料原料穀物の備蓄が行われているところでございます。

以上でございます。

○**小泉真志委員** 次に、今後の酪農振興についてお伺いします。

北海道の酪農家は、来年度のうちに4000戸を切るのではないかと指摘をする酪農家があります。また、20年後には、昔、北海道で牛を飼っていたのだよという時代が来ると真顔で話す酪農家もいます。

今春、人口戦略会議は、北海道の117市町村を消滅可能性があるとして指摘をしておりますが、1次産業の振興こそ、地域を消滅させない最大の取組と考えます。その中核にあるのが酪農や農業であるというふうに考えますけれども、今後の酪農振興についての所見を伺います。

○**久保秋雄太委員長** 農政部長水戸部裕君。

○**水戸部農政部長** 今後の酪農振興についてでございますが、我が国の生乳生産量の約6割を占める酪農王国・北海道が、今後もその役割を果たしながら、乳業や運送業など裾野の広い関連産業とともに地域を支える基幹産業として持続的に発展していくためには、酪農家の方々が安心し

て生産できる環境を整えていくことが重要であると考えてございます。

このため、道では、酪農経営の体質強化に向けまして、緊急的な配合飼料価格の高騰対策や優良牛群の確保に向けた取組をはじめ、計画的な草地改良やコントラクターなどの営農支援システムの整備、スマート農業技術の活用による省力化や耕畜連携の加速化、さらには、農業生産者団体や乳業メーカーと一体となった牛乳・乳製品の輸出を含めました消費拡大に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、引き続き、関係機関・団体と連携をし、国に対し、こうした取組に必要な予算の確保をはじめ、本年度末に策定されます「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」におきまして、本道の実情が反映されるよう働きかけるなど、本道の酪農経営の安定と体質強化を図ってまいります。

以上でございます。

○小泉真志委員 ホルスタインがいなくなれば、和牛にも大きな影響を及ぼすというふうに思っております。耕畜連携にも大きな影響が出るというふうに思っております。牧場は、鳥獣と人間の緩衝地帯とは言いませんけれども、そういう部分のあつれきを解消するために大きな役割を果たしているというふうに思っております。

これ以上、酪農家が減らないように私も意見を上げていきたいと思っておりますので、ぜひ、しっかり取り組んでいただくことをお願い申し上げます。さらに、先ほど言いましたプール乳価についても、また、これから議論をさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次に行きます。

持続可能な農業についてお伺いいたします。

まず最初に、道内の農業従事者の現状についてお伺いをします。

2023年のデータになりますが、日本の農業従事者は116万人、平均年齢は68.4歳、70歳以上が58.7%、60歳以上が79.6%という形で数字が出されておりますが、このような方々が引退されますと、日本の農業は立ち行かなくなると指摘をされております。

そこで、道内の新規就農者の現状も過去最低を更新していると承知をしておりますけれども、実態についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 農業経営課長佐藤孔則君。

○佐藤農業経営課長 道内の農業従事者の現状についてであります。国の農業構造動向調査によりますと、本道における令和5年の基幹的農業従事者は6万7600人となっており、平均年齢は59.1歳で、70歳以上が29.4%、60歳以上が52.5%となっております。

○小泉真志委員 次に、道内の農業所得についてお伺いをします。

過日、十勝管内のある農協に訪問した際に、肥料や飼料、農業機械の高騰、燃油高騰により、2019年、いわゆるコロナ前と2023年の農業所得を比較したら、その単体の農協では平均で23%下がっていたというふうにお話をいただきました。

農水省の経営収支統計によりますと、水稻経営の2021年、2022年の所得は1万円、酪農経営で

【第2分科会 12月5日 第2号】

は所得はマイナス、特に最大規模階層につきましては赤字が2000万円を超えているというデータもありますけれども、本道の農業所得はどのように推移しているのか、お伺いをいたします。

○佐藤農業経営課長 道内の農業所得の推移についてであります。国の農業経営統計調査によりますと、道内の全農業経営体の農業所得は、コロナ前である令和元年の645万4000円に対し、2年が604万円、3年が563万円、4年が458万9000円と推移しています。

営農類型別に見ますと、水田作経営では、元年の281万5000円に対し、2年が390万円、3年が271万6000円、4年が241万8000円と推移し、酪農経営では、元年の1944万円に対し、2年が1429万4000円、3年が873万円、4年が130万7000円と推移しておりまして、このうち、最も大きい規模である搾乳牛頭数200頭以上の階層では、元年の7607万5000円に対し、2年が2450万1000円、3年が1675万9000円、4年がマイナス2623万9000円と推移しています。

○小泉真志委員 次に、肥料高騰対策について伺います。

道においては、昨年、一昨年と、それぞれ20億円規模の肥料高騰対策を講じていただきました。肥料をはじめ、農業資材の高止まりが続く中、農業従事者の所得は高まる兆しが見えませんが、農業環境が変わらない今、昨年、一昨年と行いました肥料高騰対策を講ずるべきと私は考えますけれども、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 食の安全・みどりの農業推進局長鈴木章代君。

○鈴木食の安全・みどりの農業推進局長 肥料高騰対策についてであります。本道農業が今後とも持続的に発展していくためには、国際的な需給環境の影響を受けやすい化学肥料を減らし、農業経営の影響が可能な限り軽減されるよう、堆肥などの国内資源を有効に活用した土づくりを継続して行うことが重要と考えております。

こうした中、肥料価格は、令和3年度の半ばから大幅に高騰し、5年度は4年度に比べ19.4%の減となったものの、依然として高止まりが続いていることから、道では、農業生産活動に影響を及ぼすことがないように、国に対し、影響緩和対策を講ずることや国内資源の利用拡大の推進に必要な予算を確保することなどを求めているところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした国への要望に加え、農業者の方々が土壌診断による適切な施肥や、堆肥や稲わらといった国内資源を有効に活用した土づくりに積極的に取り組めますよう、普及センターによる技術指導や普及活動を進めますとともに、消費者の皆様に対しては、生産や流通段階における合理的な費用を考慮した農産物の価格設定について理解の醸成を図ってまいります。

以上でございます。

○小泉真志委員 農業環境が大きく好転していないという状況、それから肥料の高止まりがずっと続いているという状況を考えますと、確かに、化学肥料を軽減していくとか、堆肥を使っていくということは本当に大事な部分だと思いますけれども、私は、本当に今厳しい状況の皆様方をきちんと把握していただいて、必要なところに支援が行く、そういう形をぜひお願いしたいということを指摘させていただきます。

次に、規模拡大に関わって質問をさせていただきます。

離農する農家の歯止めがかからない状況の現在、1戸当たりの耕地面積は増え続けております。食料供給者としてのプライドや自分の地域から耕作放棄地を出さないといった農業者の皆さん方の使命感で、現在の耕作面積を維持しているというふうに私は認識をしております。

しかし、所得が減少し続ける中で、農業機械を更新することができない、現状のままでは規模拡大を求められても労働の負担が増えるだけなので規模拡大はできない、また、スマート農業の推進と言っても、通信環境が100%整備されていなければ推進はできないという農業者の具体の声にどのように応えるのか、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 技術支援担当局長丸子剛史君。

○丸子技術支援担当局長 規模拡大への対応などについてであります。道内においては、農家戸数の減少や高齢化が進行する中、意欲ある担い手が経営規模を拡大していくためには、農作業の大幅な省力化や効率化などが期待されるスマート農業技術の円滑な導入が重要と考えております。

こうした中、地域からは、高額な機械の導入に当たっての支援の充実や効果を最大限発揮させる圃場の大区画化などの基盤整備に加え、電波の不感農地の解消を図る通信環境の整備が必要などといった声があるものと承知しております。

このため、道では、普及センターに相談窓口を設置し、地域の課題に応じたきめ細やかな対応を行うとともに、関係機関や団体と連携し、国の補助事業などを効果的に活用しながら、スマート農業機械の導入をはじめ、データ分析やドローンによる農薬散布などの作業受託などを行う農業支援サービス事業体の育成を支援するほか、国に対して、こうした取組に必要な予算の確保、新たな技術や機械の開発、改良、電波の不感農地の解消を求めるなど、スマート農業技術のより一層の普及と定着に向け、取り組んでまいります。

以上です。

○小泉真志委員 いつもお聞きをしている答弁ということは言いませんけれども、今の答弁を農業者の方々が聞いたときに、どういうふうに思うのかということだと思っております。

先ほども言いましたけれども、所得を増やせない、増やすことができないければ、農業機械の更新は難しい、幾ら補助があってもその補助にいけないというふうにお話を聞いております。

また、通信環境が99%までいっても、やっぱり、100%でないと無理なのだと、これは農政部の皆さんに言っても難しい部分だとは思っておりますけれども、そういう部分で、農業者、生産者の方々の意欲をしっかりとかき立てられるような施策を進めていかなければならないと思います。この部分につきましては、知事に直接お伺いをしたいと思っておりますので、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

次に、価格形成についてお伺いをします。

食料・農業・農村基本法に盛り込まれました、食料の合理的な価格形成の実現に向けて、農水省は、2025年中に法制化を目指していると承知をしております。今年の夏の米価の高騰が合理的

な価格形成に当てはまるかどうかは判断が大変難しいところではありますが、生産者の所得向上には寄与しているというふうに私は思っております。

ただ、その一方で、2025年産の国産麦の播種前入札では、前年度よりも13.8%下がっているとか、大豆についても10.3%下がっているという状況でございます。いずれも、世界の情勢や戦火の不安からの国際価格の下落や国内の需給状況が要因と指摘をされています。

国内外の情勢により価格が大幅に変動することは、生産者からしますと、価格対策をしていただければ良かったものではないというふうにお聞きをしております。合理的な価格形成を掲げておりますけれども、現実は大変難しいと私は思っていますが、その部分は可能と考えているのか、道の所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 農政部次長大浦正和君。

○大浦農政部次長 合理的な価格形成についてであります。農産物や食品の価格については、需給事情や品質評価が適切に反映されつつ交渉が行われ、最終的には関係者間で決定しております。

一方、近年の資材価格などの高騰は、生産から消費に至る各段階に幅広く影響を及ぼしていることから、国では、持続的な食料供給に必要な合理的な費用が考慮された価格形成のための法制度の検討が行われており、現在、農業者や食品産業の事業者、消費者などの食料システムの関係者が一堂に集まる「適正な価格形成に関する協議会」のワーキンググループにおいて、豆腐、納豆及び飲料牛乳のコスト指標の作成や、その活用方法などの議論が行われているとともに、本年10月には、新たに米と野菜についても対象品目となったところです。

道としましては、こうした国の検討状況を注視しながら、その実現に向けて、食料システム関係者による合理的な費用を考慮した価格形成に向けた仕組みづくりと、消費者をはじめとする関係者の理解醸成について政策提案を行うとともに、引き続き、農業者の方々が再生産可能な所得を確保しまして、安心して営農を続けられる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○小泉真志委員 私は、価格形成につきましては、やっぱり、価格は市場で決めて、所得は政策で守るべきだと思っております。そのことは、指摘とさせていただきますと思います。

次に、農畜産物の輸送についてお伺いをします。

今年度の4月から、トラックの運転手らの残業規制強化、いわゆる2024年問題で輸送能力が低下し、農産物の産地でも対応が急務というふうになっております。特に、出口の問題より入り口の部分で私は今回ちょっと質問させていただきますが、現在、十勝におきましては、ビートの搬入が大変盛んに行われておりまして、気になっていることがあります。ビートを搬入するトラックが非常に大きくなってきており、従前のストックポイントには大変出入りしづらくなっているという状況を感じております。また、天候によってはストックポイントに入れないという懸念も出ていることから、ストックポイントを広くするなどの整備が急がれます。

道として、ビート等のストックポイントの整備に関わる支援を講ずるべきというふうに考えま

すけれども、所見を伺います。

○牧野生産振興局長 てん菜のストックポイントの整備についてでございますが、車両やドライバー不足などから、輸送トラックの大型化が進む中、てん菜を効率的に製糖工場に出荷するためには、円滑な輸送や保管体制づくりを進めていくことが重要でございます。

このため、道では、糖業・農業団体と連携しまして、てん菜の安定した輸送体制の確保に向け、糖業における早期出荷など収穫期間の延長、道発注の公共事業での早期発注や夏工事の促進による年間の工事時期の平準化、国の事業を活用し、産地と遠距離にある製糖工場との中間地点に受入れ貯蔵施設を整備することなどを進めておりますとともに、てん菜輸送の効率化に向け、生産圃場において大型車両により積込みが可能なストックポイントの整備などにつきまして、国に対し、支援を求めるなど、原料てん菜の安定的かつ効率的な出荷体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○小泉真志委員 国に、そういうメニューとか、何か使えるようなメニューがあれば、ぜひそれを紹介していただきたいですし、もしそれが難しければ、何らかの形で支えていただけるような形をつくっていただきたいなと思いますので、その部分をお願いしたいと思います。

次に、A I の活用について伺います。

トラックの台数がこれから増えることはあり得ないというふうに思っております。今後は、限りあるトラックを有効活用していかなければならないと思います。トラックの配車を従前どおりにやっていくのではなくて、天候や農作物の生育状況、ストックポイント等の水分量を加味しながら搬入経路を導き出す、そういうような形になってくるというふうに思っております。

この搬送を支えるためにも、A I の活用が必須だと考えますけれども、道の支援について伺います。

○久保秋雄太委員長 食品政策課長小谷馨一君。

○小谷食品政策課長 農産物の輸送におけるA I の活用についてであります。大消費地に遠く、広大な面積を有する本道においては、農産物を生産者の圃場から集出荷場まで効率的に輸送することが重要であり、産地においては、センシングなどのスマート技術を活用してコンバインを効率的に運行させる小麦の適期収穫システムや、ストックポイントの設置によるバレイショやてん菜などの集荷の効率化、さらには、A I を活用して最短の集荷経路を選定する取組などが行われております。

こうした中、国では、令和7年度からA I を活用した貨物情報のマッチングや、センサー、画像解析を通じた荷積みの最適化など、物流のさらなるイノベーションの実現に向けた実証を進めていくこととしております。

道といたしましては、国や農業団体と連携し、こうしたA I 等を活用した農産物の輸送の効率化に向けた優良事例の収集と共有に努め、セミナー等を通じて横展開を行うとともに、国の事業を活用してデジタル化などに必要な設備や施設の整備を支援するなど、本道における安定的かつ

【第2分科会 12月5日 第2号】

効率的な農産物の輸送体制の構築に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○小泉真志委員 よろしくお願いたします。

それでは、次に、温暖化対策についてお伺いします。

昨年の十勝の農業は、災害級の酷暑で、ビートの糖分や生乳の生産量、小豆の品質は大打撃を受けました。今年は、前年ほどの酷暑には見舞われませんでした。干ばつ傾向や曇天、集中豪雨など、月や日によって天候が極端で、農作物によっては影響が出ました。小麦などは、中央部において細麦傾向に見舞われまして収量が減ったりとか、逆に、沿岸部とか山間部では過去最高の収穫を記録している等々もありました。また、ビートについても、湿地のところで非常に収量が増えたということもお聞きをしております。明らかに温暖化の影響ではないかというふうに指摘をされております。

今後、温暖化が収まるとは考えづらいことから、対策を講じていらっしゃると思いますけれども、どのように対応しているのか、将来のビジョンも併せてお伺いします。

○丸子技術支援担当局長 温暖化への対応についてであります。昨年の猛暑では、てん菜の根中糖分の低下や褐斑病の発生、小麦の倒伏や赤さび病の発生など、多くの農作物に生理障害や病害虫の発生が見られたほか、乳用牛の採食量の減少などにより生乳生産量が減少したところです。

このため、道では、本年1月と5月に、試験研究機関や農業団体などと「地球温暖化に対する技術開発・普及に関する検討会」を開催し、猛暑による農作物ごとの影響や対応事例などを共有するとともに、今後を見据えた試験研究や技術指導の在り方について意見交換を行ったところです。

道としては、引き続き、必要に応じて検討会を開催するとともに、気象情報に留意しながら普及センターを通じたきめ細やかな技術指導を行うほか、中長期的には、道総研農業研究本部と連携し、耐冷性を備えつつ、高温や多発が想定される病害虫にも強い品種や栽培技術の開発などに取り組んでまいります。

以上です。

○小泉真志委員 過去の資料を調べたら、十勝などでは、今は小麦が非常に作られておりますが、60年前にはほぼ小麦は作られていなかったというふうに資料で見ました。本当にいろいろ作っていくものが変わってくるのだろうなということで、それは気候だけが要因ではないのだと思いますけれども、ただ、これだけの状況がありますし、また、過去の議論では、根室管内でも畑作が進められようとしているとか、また、牛の品種もカリブ海のものを使うとかという話も何か聞いたりもしておりますけれども、様々な対応をしていかななくてはならないというふうに思っております。

道でも対応されていると思いますが、農林水産省では、専属のそういう部局が設置されて活動されていると思いますので、ぜひ、そこと連携をしながら体制を整えていただくことをお願い申

申し上げます。

最後に、持続可能な農業につきましてお伺いいたします。

私は、第2回定例会の一般質問で、北海道の意見として、農業予算を多く求めていかなければならない、国の予算を多くして、そして、それを全国に分けていくということを質問させていただきました。あわせて、国の予算を多くして北海道の農業予算を減らしていただくことは当然なのですが、北海道の農業予算についても、25年前には農業予算が一般会計の8%から9%あった北海道が、現在は4%になっているという状況であります。様々な要因はあるのでしょうけれども、北海道は、第1次産業、特に農業が非常に大事な要素だと思っております。ぜひ、農家の皆様方の所得をしっかり守っていく観点からも、北海道の予算をしっかり増やしていく必要があると思っております。

そのときの答弁としては、知事からは、引き続き必要な対策を行っていきますということで、具体的なものはございませんでしたが、改めて、この部分についてどのように考えているのか、答弁を求めます。

○水戸部農政部長 持続可能な農業の実現に向けた対策についてでございますが、本道農業に対する我が国の食料供給地域としての期待がより一層高まる中、本道がその期待に応えながら持続的に発展をするためには、農業者の方々が安心して営農を続けられる環境づくりが重要だと考えてございます。

このため、道では、担い手の育成確保などを図るとともに、基盤整備の推進やスマート農業の導入の加速化などの生産性の向上対策に加えまして、品目別の経営安定対策や農業保険などのセーフティーネット対策、条件不利地域に対する日本型直接支払い、さらには、農産物の付加価値向上など、所得確保に向けた様々な取組を進めてきたところでございます。

道としては、引き続き、関係機関・団体と一体となってこうした取組を進めますとともに、国に対し、基本法改正後の農業構造転換集中対策期間の初年度となる令和7年度当初予算における必要な予算額の確保や、現在検討されている新たな基本計画におきまして、本道の実情が反映されるよう政策提案を行うなど、多様な担い手が再生産可能な所得を確保しながら、将来に意欲を持って営農に取り組み、安心して暮らし続けることのできる魅力ある本道農業・農村の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○小泉真志委員 今、部長のほうから御答弁をいただきました。ただ、国に対して必要な予算を確保という部分が強いのかなと思っております。

私も、この部分につきまして、道の予算、農政部だけの要求で通らないというのは重々分かっておりますけれども、この部分につきましては、知事に直接お伺いをしたいと思っておりますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしく申し上げます。以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○久保秋雄太委員長 小泉委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

白川祥二君。

○白川祥二委員 通告に従い、順次質問してまいります。

政府は、国民への食料供給を確実にするため、農業が抱える課題を徹底的に洗い出し、10年先を見据えた農政の指針となる食料・農業・農村基本計画を策定中です。

本計画は、食料安全保障の確保を理念に掲げ、農地の確保や食料自給率の向上が重要な課題とされており、北海道は食料基地として大きな役割が求められています。そこで、具体的に伺ってまいります。

まず初めに、農地の確保についてですけれども、改正基本法の最大の目玉は、食料安全保障の確保を理念として掲げた点にあります。それを実現する上で最も重要なのは、食料の生産インフラの維持であり、その根幹にあるのが農地確保です。にもかかわらず、日本の農地面積は、2023年には430万ヘクタールと、ピークの1961年比で3割も減っております。国民が必要とする食料を供給するには、ただでさえ狭い農地のこれ以上の減少を食い止める必要があります。そこで、以下、伺います。

まず初めに、道内の過去30年の農用地区域内の農地面積の推移を伺います。

○久保秋雄太委員長 農地調整課長渡邊哲君。

○渡邊農地調整課長 農用地区域内の農地面積の推移についてでございますが、国の「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査」などによりますと、道内の農用地区域内の農地面積は、道において、これまで、国のガイドラインに基づき、確保すべき優良農地の積極的な農用地区域への編入を進めてきたことから、30年前の平成6年の109万2000ヘクタールから、令和4年は112万4000ヘクタールと増加しております。

以上でございます。

○白川祥二委員 この数字を見ると、本当に3万ヘクタール増やしているのですよね。問題は、北海道の総耕地面積は114万ヘクタールで、以前より6万ヘクタール減っているという状態です。ただ、大事なことは、農用地区域という絶対に守らなければならない面積を確保している、このことについては各市町村の農業委員会が努力されているのだろうなというふうに思っております。

次に、農地転用の許可件数などの推移について伺います。

同じく、過去30年の農地転用の許可件数と転用面積の推移を伺います。あわせて、大規模農地転用として、国との協議が必要な4ヘクタールを超える件数の推移はどのようになっているか、伺います。

○渡邊農地調整課長 農地転用の許可件数などについてでございますが、国の「農地の権利移動・借賃等調査」などによりますと、道内における農地転用の許可件数と、公共転用など許可以外によるものを含めた転用面積は、30年前の平成6年の3224件、2843ヘクタールから、23年の933

件、906ヘクタールまでは減少傾向で推移しましたが、以降はおおむね1000件前後、700ヘクタールから1000ヘクタール程度で推移しておりまして、直近の令和3年は991件、851ヘクタールとなっております。

また、国との協議が必要な4ヘクタールを超える農地転用は、30年前の平成6年度は14件、9年度までは十数件、以降は1桁台で推移しておりまして、直近の令和3年度は7件となっております。

以上であります。

○白川祥二委員 北海道では、転用がかなり少なくなっているということがうかがえます。

次に、権限移譲について伺います。

農地転用許可の権限は市町村に移譲されているが、現在、幾つの市町村に移譲されているのか、また、今後の移譲の見通しと併せて、市町村ごとで考え方にばらつきが生じないように対応すべきと考えますが、どのような取組を行っているのか、伺います。

○渡邊農地調整課長 農地転用許可の権限移譲についてであります。本年11月末現在、道内では、市町村の要望に基づき、142市町村に対し、道から農地転用の許可権限を移譲しており、その他の市町村につきましては、現時点において許可権限の移譲を要望する見込みはないものと承知しております。

また、農地転用の事務の適切な運営を図るため、国では、都道府県や市町村農業委員会の職員を対象とする研修会を毎年開催するとともに、道におきましても、北海道農業会議と連携し、研修会などを通して農地転用許可事務の留意点について周知徹底を図るなど、許可の判断水準が一定となるよう取り組んでいるところでございます。

以上であります。

○白川祥二委員 次に、改正農地関係法について伺います。

現在、熊本県では、大規模な半導体関連工場の進出により、農地の転用が増えていると聞いております。そのような国内情勢の中、本年の通常国会で成立した改正農地関係法により、農用地区域からの農地の除外が厳格化されると承知しております。

改正農地関係法において、具体的にはどのようなことが行われるのか、それらを踏まえ、道としてどのように対応していくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 農業経営局長小原啓吾君。

○小原農業経営局長 改正農地関係法についてでございますが、本年の、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法の改正では、食料の安定供給の確保に向けて必要な農地を確保するため、都道府県の基本方針における面積目標の対象を農用地区域内の農地として明確化し、農地の総量確保のための措置が強化されたところでございます。

具体的には、農用地区域からの農地の除外に関する市町村からの協議の際、都道府県の同意基準に、都道府県が定める面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないことなどが追加されるとともに、国は、除外面積が5ヘクタールを超える場合、都道府県に対しまして、関係資料の提出や

【第2分科会 12月5日 第2号】

説明を求めるとともに、必要に応じて勧告や是正の要求を行うなど、国の関与に係る手続が整備されたところでございます。

道といたしましては、市町村や農業委員会に対しまして研修会などを通じて改正内容の周知徹底を図るなど、農地の確保に向けて新たな制度の適切な運用を図ってまいります。

○白川祥二委員 食料安全保障という重要な観点から、より厳しくなったという内容だというふうに思います。

次に、道内において、半導体関連の事業費が数千億円との景気の良い話題もありますが、将来、肥沃な農地があれば、我々の子孫も食料に困窮することはないのではないのでしょうか。

今後とも、道内の112万ヘクタールの豊かな農地を守っていくことが何より重要だと考えますが、今後の農地政策について、部長の見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 今後の対応についてであります。本道農業が将来にわたり我が国の食料供給地域としての役割を果たしていくためには、良好な営農条件を備えた優良農地の確保が重要であると認識してございます。

こうした中、このたびの農振法の改正では、農地の総量確保のための措置として、農用地区域からの農地の除外につきまして、都道府県の同意基準の追加や国の関与に係る手続の整備が行われたところでございます。

道といたしましては、市町村や農業委員会と一体となって、改正農振法の適切な運用とともに、農用地区域への優良農地の編入を進めながら、農地の効率的な利用を図るため、省力化に向けたスマート農業の導入や農作業の効率化に向けた基盤整備、さらには、農地バンクを中心とした担い手への農地の集積・集約化を推進し、優良農地の維持確保を図ってまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、食料自給率の向上について伺います。

まず初めに、輸入依存作物の増産についてです。

焦点になるのが小麦や大豆、飼料用トウモロコシなど、輸入に依存する穀物の増産です。稲作と比べて作業時間が少なくて済むので、少ない人手で広い農地を守ることにつながりますし、食料自給率が向上するというメリットもあります。増産についての道の認識と取組状況について伺います。

○久保秋雄太委員長 農産振興課長花岡弘毅君。

○花岡農産振興課長 輸入依存作物の生産拡大についてであります。世界的な食料の安定供給リスクが高まる中、我が国の食料供給地域である本道が輸入に大きく依存している小麦や大豆、飼料用トウモロコシなどの生産を拡大し、食料自給率の向上に寄与していくことが重要です。

このため、道では、国産への置き換えが求められている小麦や大豆などの生産拡大に向けて、計画的な基盤整備による農作業の効率化や集出荷貯蔵施設の整備をはじめ、新品種の開発や普及センターによる栽培技術指導、スマート農業技術の活用による省力化、さらには、水田地帯にお

ける子実用トウモロコシや酪農地帯でのサイレージ用トウモロコシの作付拡大など、関係機関・団体と一体となって輸入依存穀物の生産体制の強化に向けた取組を進めてきたところです。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、肥料の自給率についてですけれども、ウクライナ戦争を機に、肥料の確保という新たな課題も浮上しています。肥料の輸出大国であるロシアが当事者にあつたことで、国際相場が高騰し、肥料の多くを輸入に頼る日本の農業が圧迫されています。

このため、基本計画では、下水汚泥に含まれる肥料の成分の活用や国内原料で製造できる有機肥料の増産の道筋を明確に示すべきと考えますが、道の所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 食の安全・みどりの農業推進局長鈴木章代君。

○鈴木食の安全・みどりの農業推進局長 肥料の自給率向上についてであります。近年、世界的な食料の安定供給リスクが高まる中、本道農業が持続的に発展していくためには、海外依存度が高く、国際的な需給環境の影響を受けやすい化学肥料を減らし、堆肥や稲わら、下水汚泥など、国内資源の利用を拡大していくことが重要と考えております。

このため、道といたしましては、全国に先駆け、平成3年度から取り組んできたクリーン農業をはじめとする環境保全型農業のさらなる推進に努めますとともに、国に対し、土壌診断による適正施肥や土壌の力を最大限に発揮し、国内の資源を有効に活用した土づくりを基本に、堆肥等のペレット化など、広域流通に必要な施設整備の推進と、原料供給者や肥料製造事業者、農業者等の利用者の皆様の連携を促進し、肥料の自給率を向上させるよう働きかけてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、人の確保などについて伺います。

今定例会の一般質問において、我が会派の同僚議員から、第6期北海道農業・農村振興推進計画の進捗状況について伺い、おおむね順調との評価をしているとのことですが、新規就農者の確保など、最も重要な根幹部分については、遅れているとの評価です。以下、人の確保に関わる施策の推進状況を伺います。

初めに、新規就農者の確保について、第6期計画においては、令和12年度を目標年として670人とされていますが、近年は、410名前後と、目標とは程遠い状況で推移しています。

人口が減少する中、大変難しい目標であると理解はするが、高齢化などによる過疎化の進展を食い止めるには、道内で年間600人規模の新規就農者が必要であると考えております。新規就農者の目標に対する進捗状況の認識について伺います。

○久保秋雄太委員長 技術普及課長原俊彦君。

○原技術普及課長 新規就農者の確保についてであります。道では、令和2年度に策定した第6期北海道農業・農村振興推進計画において、令和12年度を目標年として、毎年670人の新規就農者を確保することとしていますが、近年、新規就農者数は400人台で、目標を下回って推移しています。

この要因といたしましては、農家戸数の減少により農家子弟が減少していることに加え、農業

【第2分科会 12月5日 第2号】

法人の増加や規模拡大による雇用就農の増加などによるものと考えており、さらに、近年は生産資材価格の高止まりなどによる就農環境の悪化や道内他産業への就業者数の増加なども相まって新規就農者数が過去最低水準になったものと認識しています。

以上でございます。

○白川祥二委員 人の確保のことについて、今のは直近の話ですよ。

では、過去10年間、多分、第4期、第5期も含めてになると思いますが、新規就農者の目標と実績数について伺います。

○原技術普及課長 新規就農者の確保についてであります。平成27年度に策定した第5期北海道農業・農村振興推進計画では毎年770人、令和2年度に策定した第6期計画では毎年670人の新規就農者を確保することとしており、平成26年度から令和5年度までの10年間における新規就農者数の実績は5087人となっております。

以上でございます。

○白川祥二委員 目標に大きく及ばないということですよ。まず、そのことだけはちょっと頭に入れておいてください。

次に、新規就農者などの育成に指導的な役割を担う指導農業士について、女性の割合が低迷しています。女性の新規就農者を増やしていく観点からも、女性指導農業士の割合を増やしていくことが重要だと考えていますが、目標達成に向けてどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 技術支援担当局長丸子剛史君。

○丸子技術支援担当局長 女性指導農業士についてであります。道では、新規就農希望者などの受入れをはじめ、地域農業の振興に関する助言や協力など、地域のリーダーとして活躍が期待される農業者を市町村長からの推薦により指導農業士として認定しており、とりわけ、女性指導農業士については、地域をリードする女性農業者の育成や農業経営における女性の参画促進などに向けて重要な役割を果たすものと認識しております。

こうした中、第6期北海道農業・農村振興推進計画の目標では、令和12年度に指導農業士の女性割合を25%としておりますが、全体として、経営主である男性が推薦されることが多いことから、女性の人数は年々増加しているものの、その割合は4年度で8.2%と伸び悩んでいるところでは。

道としては、引き続き、市町村や農協等の関係機関・団体に対し、指導農業士としてふさわしい女性人材の推薦や夫婦での同時認定を促すなど、市町村をはじめとした関係機関・団体と連携しながら、女性指導農業士の認定促進に取り組んでまいります。

以上です。

○白川祥二委員 次に、農業法人について伺います。

農業経営の法人化は、正社員の福利厚生が厚くなり、社会信用度も上がるため、求職者にとっても魅力が上がるなど、人手不足の解消につながり、積極的に推進していくことが重要でありま

す。

農地所有適格法人の現状と課題、そして、道の支援状況を含め、伺います。

○小原農業経営局長 農業法人についてでございますが、担い手の減少や高齢化が進む中、農業経営の法人化は、地域における雇用就農の受皿や離農跡地の引受けといった様々な効果が期待されることから、積極的に推進していくことが重要と認識しております。

こうした中、道内の農地所有適格法人数は年々増加しており、令和5年1月現在で4045経営体と、10年前の2834経営体と比べ、43%の増加となっております。

一方、法人経営におきましては、近年は、高齢化や人材不足に伴う労働力の確保に加えまして、生産資材価格の高止まりによるコスト増加への対応などが課題となっているものと承知しております。

このため、道では、法人の設立手順や経営分析を通じた経営改善策、人材確保のための働きやすい環境づくり、規模拡大を見据えた経営ビジョンの策定などに関しまして、必要な情報提供や専門家による助言指導を行うなど、法人の設立と経営の安定、発展に向けた支援に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○白川祥二委員 今、私からは課題ということを質問したのですけれども、この課題については、今日のこの時間だけではなかなか難しいので、後日、改めて適格法人について伺っていきたいと思います。

次に、今後の取組についてであります。

人と農地の確保について伺ってきましたが、農業がより魅力ある職業となるためには、所得の確保や働きやすい職場環境づくりなど、様々な施策を進める必要があると考えます。

現在、国においては、食料・農業・農村基本計画の改定に向けて検討を行っており、道としても積極的な働きかけを行っていることと承知しています。

本道の農業・農村の振興のため、新規就農者を含む担い手確保が何よりも重要です。道としてどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

○水戸部農政部長 担い手確保に向けた今後の取組についてでございますが、本道の農業・農村が持続的に発展をしていくためには、新規就農者をはじめとする多様な担い手の育成確保が何よりも重要であると認識してございます。

このため、道では、就農相談や技術指導などの新規就農対策や雇用就農の受皿となる法人化の推進などに加え、基盤整備事業の計画的な推進やスマート農業の加速化による生産性の向上、品目別の経営安定対策やセーフティーネット対策の着実な推進など、再生産が可能となるよう、農業所得の向上と安定化を図るとともに、雇用人材の確保のための働きやすい環境づくりを進めるなど、様々な施策に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、引き続き、関係機関・団体と一体となりましてこうした取組を進めますとともに、国に対し、必要な予算の確保や、現在検討中の食料・農業・農村基本計画におきまし

【第2分科会 12月5日 第2号】

て、本道の実情が反映されるよう働きかけを行うなど、地域農業を担う多様な担い手の育成確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 今回の食料・農業・農村基本計画において、人の確保ということもありますので、これについては知事に直接伺いたいと思います。委員長、よろしくお願いします。

続きまして、スマート農業について伺います。

気候変動や国際紛争などにより、食料の確保が不安視されており、このため、先ほども触れましたが、食料自給率の改善を進めるなど、食料安全保障の強化が急務となっております。こうした課題を克服するためには、農地の保全はもとより、先端技術を最大限に活用したスマート農業の普及が鍵を握ると言われており、10月にはスマート農業技術活用促進法が施行されたところです。そこで、以下、伺います。

まず、スマート農業技術の普及について、政府は今後5年間で産地への技術導入を集中的に進める方針と承知していますが、この方針に基づき、具体的にどのような取組が実施されるのか、特に中山間地域などの通信基盤の整備を含め、お聞かせ願います。

また、法人税や所得税の特別償却、日本政策金融公庫による低利融資などが受けられるとのことですが、その概要についても併せてお聞かせ願います。

○原技術普及課長 スマート農業技術の導入に向けた取組についてであります。国は、本年10月、スマート農業技術活用促進法に基づき、スマート農業技術の活用と新たな生産方式の導入をセットで行う生産方式革新事業活動や、スマート農業技術の開発と開発された機械やサービスなどの供給を一体的に行う開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項などを定めた基本方針を公表したところです。

この基本方針により、生産方式革新事業活動の実施計画や開発供給事業の実施計画の認定基準を定めるとともに、スマート農業技術の普及に不可欠な不感地帯の解消に向けた電波の中継基地局の整備なども促進することとしています。

また、農業者等が計画の認定を受けた場合、機械等を取得した際の特別償却を適用する税制上の特例や日本政策金融公庫が償還期限を25年以内とする長期低利な資金を融通する金融上の特例などが措置されたところです。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、新法の基本方針では、5%以上の労働生産性の向上が求められておりますが、この目標を達成するために具体的にどのような施策を講じていくのか、高齢の生産者や家族経営に対する支援策を含め、お聞かせ願います。

○丸子技術支援担当局長 労働生産性の向上についてであります。農業者等が生産方式革新事業活動の実施計画の認定を受けるためには、作付面積のおおむね過半で農業の生産性を相当程度向上させる事業活動に取り組み、原則、5年以内に労働生産性を5%以上向上させることが必要となっております。

このため、道といたしましては、これまでの人手を前提とした慣行の生産方式からスマート農業技術に適した生産方式への転換と併せ、スマート農業機械の導入を容易にする農地の大区画化などを進めるとともに、機械のレンタルや作業の受託などを行う農業支援サービス事業体の活用を促すなど、高齢者や家族経営を含む多様な農業経営体の生産性向上に向けた取組を支援してまいります。

以上です。

○白川祥二委員 初期投資の負担軽減策などについて聞きますけれども、先端農機はおおむね高額なため、新法では、共同利用を念頭に置いており、生産者間や産地内で調整を図り、初期投資の負担を抑えていくことが肝要だとされているほか、農機やソフトウェアなども提供する企業への依存が過度に強まることなどが懸念されています。

こうしたことについて、道は、どのように認識し、どのように対応していくのか、伺います。

○丸子技術支援担当局長 初期投資の負担軽減などについてであります。道としては、スマート農業技術の普及拡大をより一層推進するためには、必要となる機械の導入コストや維持費用などをできるだけ抑えていくことが重要であると認識しております。

このため、道では、スマート農業機械の導入を支援する各種補助事業の効果的な活用に加え、農業支援サービス事業体の育成と活用の促進、さらには、農業者とサービス事業者との連携に向けた情報発信などに取り組むとともに、維持費用を含む経営全体の経費削減などに向け、普及センターによる機械、施設等の適切な使用に関する指導や相談対応を行っているところであります。今後とも、こうした取組を進めながら、スマート農業機械の導入に係るコスト低減などに向け、関係機関などと連携しながら取組を進めてまいります。

以上です。

○白川祥二委員 生産者が契約を適正に結び、農機の操作を習熟しやすくなる仕組みづくりが欠かせません。このことに対する道の認識と今後の取組について伺います。

○丸子技術支援担当局長 先端農機の安全使用についてであります。スマート農業技術を効果的に活用するためには、農業者等が農業機械の操作技術の向上を図りながら、作業の安全性を確保することが重要と考えております。

こうした中、国では、平成29年にスマート農業機械の導入に当たっての基本的な考え方に加え、製造者や使用者などの関係者の役割、遵守すべき事項を定めた「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」を策定し、本年3月には、遠隔監視により使用するロボット農機の扱いを追加する改正を行ったところです。

このため、道では、メーカーと連携したスマート農業機械の活用相談会などを通じて、農業者等へ適正な操作や農業機械の仕様を伝えるとともに、関係機関と連携し、国のガイドラインの周知徹底を図りながら、スマート農業機械の操作技術の向上や安全性の確保に引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○白川祥二委員 今、スマート農業について種々御答弁をいただきましたが、スマート農業による省力化にも限界はあるだろうし、重層的な農業の基盤強化策が求められることには変わりありません。また、先端農機導入の妨げになっていると指摘される一方、農地を守る役割が再認識されている防風林の将来を含め、地域との調和にも留意して取り組んでいただきたいということを指摘しておきます。

次に、有機牧草の交付金について伺います。

農林水産省は、来年度から化学肥料や農薬を使わない有機牧草を生産する酪農家への交付金を、1ヘクタール当たり年間4万5000円から、3分の1の年間1万5000円に減らす方針を固めています。有機牧草の生産は、環境負荷が少なく、温暖化対策にもつながるとして、農水省も推奨し、有機牧草地は広がりつつあった中での唐突とも言える減額措置で、酪農関係者の間ではその流れが止まるとの懸念が広がっています。そこで伺います。

まず、農水省は、その減額理由として、生産性を重視した予算配分を挙げていますが、その具体的な背景や根拠についてお聞かせ願います。

○久保秋雄太委員長 環境飼料担当課長安藤邦也君。

○安藤環境飼料担当課長 有機牧草の支援についてでございますが、飼料など生産資材価格が高止まりする中、国では、有機飼料を含む良質な飼料のより一層の生産拡大に向け、令和7年度概算要求において、これまでの環境負荷軽減型持続的生産支援事業、いわゆるエコ畜事業を組み替え、交付金単価や対象要件を見直しすることとしたところでございます。

なお、交付金単価の見直しに当たっては、これまで、飼料作物の種類によらず一律の支援水準としてきましたが、新事業では、有機JAS認証を求めず認証費用等がかからなくなること、飼料作物の種類によって掛かり増し経費が異なる実態があることを考慮し、適切な支援水準とするとともに、一般的に、牧草は青刈りトウモロコシと比べて粗放的な管理が可能であり、有機飼料生産に取り組むことによる収量の減少も少ないと見込まれることから、掛かり増し経費が少ない実態を踏まえ、交付金単価が低く設定されたと承知しているところでございます。

以上でございます。

○白川祥二委員 有機牧草地は、2019年度の657ヘクタールから、2023年度には10倍を超える6687ヘクタールへと急速に拡大してきましたが、交付金の減額によって、今後、有機牧草地の拡大にどのような影響が出るとお考えか、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 食品政策課長小谷馨一君。

○小谷食品政策課長 交付金の減額についてであります。国は、令和7年度概算要求において、エコ畜事業を組み替え、有機牧草に対する交付単価を3分の1に引き下げ一方、有機JAS認証を取得していなくても有機栽培により生産をしている場合は支援対象とするなど、有機飼料のさらなる生産拡大に取り組む考えを示しているところであります。

こうした中、道では、今後の有機JAS牧草の生産に影響するなどの懸念の声があることも承知しており、国に対し、地域の実情を踏まえた対策とすることや予算の確保を求めるとともに、

事業内容の詳細について情報収集に努めながら、農家の皆様方に効果的な利用が図られるよう促してまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 有機JAS認証の条件緩和が、今後、牧草の品質や信頼性にどのような影響を与えるのかについて、心配や懸念の声が多く上がっています。このことを強く指摘しておきます。

次に、来年度からの有機牧草の交付金について、有機JAS認証を受けるという条件を外し、一定の基準を満たしていれば交付金の対象に加えると聞いておりますが、この変更の理由と期待される効果についてお聞かせ願います。

○安藤環境飼料担当課長 新たな制度の目的等についてであります。国では、輸入の肥料や飼料に過度に依存しない安定した酪農・畜産経営の確立を目的としまして、令和7年度から、これまでのエコ畜事業を組み替え、地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して良質な飼料生産をより一層進めるとの考え方が示されたところでございます。

具体的には、飼料の栄養価や収量の向上に向けて、地域協議会が作成する飼料生産計画に基づき、牧草から栄養価の高いサイレージ用トウモロコシへの作付変更や適切な草地更新などに取り組み酪農・肉用牛経営に対し、1ヘクタール当たり1万5000円を支援することに加え、有機飼料の生産に向けましては、有機JAS認証の取得によらず、みどりの食料システム法の環境負荷低減事業活動実施計画の認定、いわゆるみどり認定を受けた者の有機飼料の生産に対して、サイレージ用トウモロコシでは1ヘクタール当たり4万5000円、牧草では1万5000円を支援することとされました。

以上でございます。

○白川祥二委員 有機農法に限定しない新たな牧草生産の交付金制度が設けられました。

この制度の目的や内容についてお聞かせ願います。また、新制度が有機農法の推進にどのような影響を及ぼすかについても併せて伺います。

○鈴木食の安全・みどりの農業推進局長 有機農業への影響についてでございますが、道では、平成20年に北海道有機農業推進計画を策定して以降、15年間にわたって有機農産物や有機飼料などの拡大に向けた取組を進めてきたところであり、特に、近年は、酪農地帯を中心に、国のエコ畜事業を活用した有機牧草地の面積が増加しています。

こうした中、国では、有機飼料の生産拡大に向け、概算要求において、新たに有機JAS認証の取得を要件としない、より取り組みやすい支援制度とする考えを示したところであり、道といたしましては、本制度について、国の動きを把握しつつ、市町村などへの周知を図り、効果的な制度の活用と併せ、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する国の環境保全型農業直接支援対策事業や、有機農産物への理解醸成や販路拡大を進める道独自のオーガニック農業普及・販路拡大推進事業の活用を図りながら、より多くの作物で有機農業への転換や参入を促進することができると考えております。

以上です。

○白川祥二委員 最後ですけれども、交付金の減額により酪農家が受ける影響についてどのように認識しているのか、所見を伺います。

また、減収を補うための具体的な対応策についても併せて伺います。

○水戸部農政部長 今後の対応についてでございますが、本道酪農が地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、有機牧草などの良質な自給飼料の生産拡大を進め、外的要因に左右されにくい生産基盤を構築していくことが重要であり、国では、令和7年度概算要求におきまして、良質な飼料のさらなる生産拡大に向けて、これまでのエコ畜事業を組み替え、交付単価の見直しや対象要件を拡充することとしたところでございます。

こうした中、地域からは、有機飼料栽培に取り組みやすくなることが期待される一方で、一部の酪農家からは、交付金単価の見直しに伴い、今後、有機JAS牧草の生産意欲が減退するといった懸念の声もあるところでございます。

このため、道では、国に対し、地域の実情を踏まえた対策となることや必要な予算の確保を求めますとともに、関係機関・団体と一体となって、有機牧草の生産拡大に向けて、草地の整備改良やコントラクターなどの営農支援システムの整備、スマート農業技術の活用による省力化など、自給飼料基盤に立脚した体質の強い酪農経営の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 有機飼料の問題で、有機JASを求めなくてもできるというのは分かります。確かに取り組みやすくなるのは事実だと思います。ただ、問題なのは、北海道という大地の中での有機JASで生産された酪農・畜産品は、やはり、世界的にも評価が高まるし、北海道の付加価値も上がると思うのですよ。それについて、有機JASがない、それでも有機なのですよと言ったときに、本当に有機JASを追求する酪農家の方々のモチベーションが下がるのではないのか、もしくは、そこにグレーゾーンのもが出てくるのではないのか、そのような懸念もしております。ですから、そのことをしっかりと皆さん方も周知し、そして、まだ有機JASも必要ですよ、その代わり、高付加価値化して高く売れますよ、そういうようなことも進めていってほしいなと思います。以上で、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○久保秋雄太委員長 白川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

荒当聖吾君。

○荒当聖吾委員 それでは、本日の結びとなります。よろしく願いいたします。

初めに、農業の雇用労働力の確保についてであります。

高齢化などの進展により、農業の雇用労働力の確保が重要となっているところであります。

スマート農業など省力化が進んでおりますが、播種、移植、収穫、選別など、各工程において、依然として多くの労働力が必要となっております。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、雇用労働の現状についてであります。

トマト等の野菜類の栽培管理や芋類の収穫作業などには多くの手作業が必要であり、パート従業員の方々に従事していただく必要がありますが、農村地域では特に安定的な人の確保が難しくなっております。道内農業の雇用労働の現状について伺います。

○久保秋雄太委員長 農業経営課長佐藤孔則君。

○佐藤農業経営課長 道内の雇用労働の現状についてであります。国の農林業センサスによりますと、令和2年の道内の雇用労働者数は、従事期間が7か月以上の常雇いが1万5430人、従事している経営形態は、通年雇用がしやすい酪農、肉用牛、施設野菜の順に多くなっています。

また、従事期間が7か月未満の臨時雇いは9万3985人、従事している経営形態は、収穫時期に多くの労働力を必要とする稲作、露地野菜、施設野菜の順に多くなっています。

○荒当聖吾委員 次に、外国人材の受入れ状況などについてであります。

道内の農業分野で多くの外国人の方々が活躍をされております。農業への外国人材の受入れ状況について、その推移と主な在留資格や国籍別について伺います。

○佐藤農業経営課長 農業分野の外国人の受入れ状況などについてであります。北海道労働局の統計によりますと、道内の農業分野で受け入れている外国人労働者数は、毎年10月末現在で、令和3年は3758人、4年は4229人、5年は5107人と、年々増加しています。

また、令和5年で見ますと、在留資格別では、技能実習生が50%と最も多く、次いで、特定技能外国人が29%となっており、国籍別では、ベトナムが35%と最も多く、次いで、インドネシアが18%、中国が16%、フィリピンが10%となっております。

○荒当聖吾委員 次に、外国人材の確保についてであります。

外国人材の活用は、今後ますます重要になるものと考えます。外国人の方々に道内農業が選ばれるような環境整備が重要と考えますが、今後どのように外国人材の確保に向けて取り組んでいられるのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 農業経営局長小原啓吾君。

○小原農業経営局長 外国人材の確保についてでございますが、人口減少や高齢化の進行などにより人手不足が懸念される中、本道農業が持続的に発展していくためには、外国人の方々に選ばれるような働きやすい環境づくりを進めるなど、多様な人材の確保に向けた取組が重要と考えております。

このため、道では、関係機関・団体と連携し、農業者向けセミナーの開催やガイドブックの作成などにより、農業者の労務管理に対する意識の向上を図るとともに、住宅の確保に関する事例の情報発信などを行ってきたところでございます。

道といたしましては、引き続きこうした取組を進めるとともに、本年度から新たに、農業分野を含め、日本語教育の体制構築や職場環境の改善といった受入れ環境の整備を支援するモデル事業を実施し、その結果を普及するなど、外国人にとって働きやすい環境の整備を進め、多様な人材の確保に取り組んでまいります。

以上です。

○荒当聖吾委員 今回は農政部の皆さんに伺っておりますが、私も、空知地域選出の議員として、管内で外国人を雇用されているいろいろな事業主さん、生産法人さんにもお話を伺っております。経営者によると思うのですが、働いている外国人の方も家族のように大事にもらえる、そういうおおむね良好な印象を受けております。ただし、それは全部の事業者に聞いたわけではありませんし、中には、そうではない事例の報道も聞いたことがあります。くれぐれも農政部の皆様には目を光らせていただきたい、このように思う次第であります。

次に、農業経営の法人化についてであります。

農業経営の法人化は、新規就農を希望する方々の研修や雇用先など、地域農業の維持にも期待できると考えます。

道内における農地所有適格法人の現状と道の取組について伺います。

○佐藤農業経営課長 農業経営の法人化についてであります。担い手の減少や高齢化が進む中、農業経営の法人化は、地域における雇用就農の受皿や離農跡地の引受けといった様々な効果が期待されることから、積極的に推進していくことが重要と認識しています。

こうした中、道内の農地所有適格法人数は、毎年1月現在で、令和3年は3830経営体、4年は3880経営体、5年は4045経営体と、年々増加しています。

道では、農業経営相談所での相談対応に加え、法人の設立手順や人材確保のための働きやすい職場づくり、規模拡大を見据えた経営ビジョンの策定などに関し、必要な情報提供や専門家による助言指導を行うなど、法人の設立と経営の安定、発展に向けた支援に取り組んでいるところでございます。

○荒当聖吾委員 例えば、農業高校を卒業されたり、農業に従事したことのない未経験の方も農業をしたいと思ったときに、やはり、一番入りやすいのは農業生産法人、そして、通年で雇用してもらえる環境があることが大事だと思います。法人の設立支援や経営支援が大事だと思っておりますので、くれぐれもよろしく願いをいたします。

次に、今後の取組についてであります。

食料安全保障の確保を図るためには、農村地域で働く農業者の方々が必要です。道内の農村地域は、全国でも過疎化の進展が速い状況にあります。新規就農者や雇用労働力の確保に向け、道では今後どのように取り組んでいかれるのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 今後の取組についてでございますが、本道農業・農村が持続的に発展をしていくためには、新規就農者をはじめとする多様な担い手と、それらを労働力で支えるアルバイトや外国人など、多様な人材の育成確保が重要でございます。

このため、道では、就農相談や技術指導などの新規就農対策に加えまして、雇用の受皿となります法人化の推進など、地域農業を担う多様な担い手の育成確保を図りますとともに、労働力の確保に当たりましては、農業の魅力の発信やアルバイトアプリの利用促進、退職自衛官など新た

な人材の掘り起こし、さらには、外国人や障がい者といった多様な人材が活躍できる働きやすい環境づくりのほか、コントラクターなどの営農支援組織の育成など、様々な取組を進めてきたところでございます。

道としては、今後とも、関係機関・団体と一体となって、こうした取組を積極的に進めながら、多様な担い手と人材の確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 今回は触れなかったのですが、農業の雇用労働力の確保の中の一つに農福連携という言葉もあろうかと思えます。障がいの区分によっては、健常者が嫌がる単調作業にかなりの集中力を持続、維持させることができる方もいらっしゃるようですので、ぜひ御検討をいただければと思っております。

また、極めて個人的な話となりますが、大学生だった私の末っ子が、ある日、段ボール2箱に野菜を満載にして笑顔で帰ってまいりまして、どうしたことかと話を聞くと、アルバイトアプリを活用して近隣の農家の収穫作業のアルバイトをしてきた、B級品を持たせてくれたと。おかげでといいですか、彼の学部は農業系ではなかったのですが、ある農業系の法人に就職となりました。人生、何があるか分からないなど痛感をいたしました。

そして、外国人の方が自国にお帰りになったときに、日本は技術も経営もすばらしかったが、何より日本人の民度がすばらしかった、優しくしてくれた、そう言ってもらえることが日本とその国の友好に大きく貢献するものだと思います。一番の収穫になると思います。農政部の皆さんの尽力もよろしく願いをいたします。

続きまして、循環型農業の推進についてであります。

これまで輸入に頼ってきたリンなどの肥料原材料や配合飼料用トウモロコシの価格の高止まりが農業経営を圧迫し、その影響が長期化しております。国や道では、これまで、数度にわたり、経営安定のための緊急対策を講じてきたものの、以前のような安価で安定的な調達が見込めない状況にあると承知をしております。今こそ、堆肥などの国内資源の有効活用による土づくりと環境に配慮した生産活動の両面による循環型農業を推進していく必要があると考えます。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、堆肥の利用状況についてであります。

良質な土づくりには堆肥の利用が欠かせません。本道における家畜排せつ物のうち、堆肥としての利用状況や農地への散布状況について伺います。

○久保秋雄太委員長 環境飼料担当課長安藤邦也君。

○安藤環境飼料担当課長 家畜排せつ物の利用状況などについてであります。令和5年の道内の家畜排せつ物の発生量は、我が国の統計調査を基に推計したところ、約2000万トンで、このうち、乳用牛のふん尿が約1300万トン、肉用牛が約520万トンと見込まれ、全体の約9割が牛由来のものとなっているところでございます。

利用状況等については、発生した家畜排せつ物のうち、約6割が堆肥として利用され、約3割

【第2分科会 12月5日 第2号】

がスラリーなどの液肥として活用されるほか、放牧による農地への還元など、ほぼ全量が土づくり、草づくりに欠かせない貴重な有機質資源として活用されております。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 次に、国内肥料資源利用拡大対策事業についてであります。

国においては、肥料の国産化を進める国内肥料資源利用拡大対策事業がありますが、道内における実施状況について伺います。

○久保秋雄太委員長 みどりの食料システム戦略室長片岡幸治君。

○片岡みどりの食料システム戦略室長 国内肥料資源利用拡大対策事業についてであります。国では、肥料の国産化に向けて、堆肥など国内資源の肥料への利用拡大を図るため、令和4年度補正予算で本事業を設置したところであり、道では、JA北海道中央会、ホクレンと北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会を設立し、円滑に事業を進めているところでございます。

実施状況は、5年度に、肥料のペレット化などの施設整備が2件で事業費5億2000万円、圃場散布用のライムスプレッダーなどの機械導入が3件で4500万円、また、6年度は、堆肥舎などの施設整備が2件で2億6000万円、マニュアルスプレッダーの導入が1件で352万円となっております。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 次に、有機農業について伺います。

環境に配慮した生産活動に関し、究極の形とも言える有機農業に関する道内の取組状況と今後の対応について伺います。

○久保秋雄太委員長 食の安全・みどりの農業推進局長鈴木章代君。

○鈴木食の安全・みどりの農業推進局長 有機農業の取組状況と今後の対応についてであります。道では、令和2年に策定した第4期北海道有機農業推進計画において、道内の有機農業の取組面積を12年度までに1万1000ヘクタールとする目標を掲げているところであり、計画のスタート時に4817ヘクタールであった取組面積は、2年経過した令和4年度の時点で約2600ヘクタール増の7431ヘクタールと1.5倍に増加するなど、順調に推移しています。

道としては、今後も、有機農業の取組拡大に向け、慣行栽培から有機農業へ転換する際に必要な経費を支援する国の有機転換推進事業や、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する環境保全型農業直接支援対策事業の活用促進に努めますとともに、農業者を対象に有機農業への理解醸成や有機農産物の販路開拓をサポートする道独自のオーガニック農業普及・販路拡大推進事業を実施するなどして、有機農業への転換や参入を推進してまいります。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 答弁をいただきましたが、有機農業は、消費者に強いアピールができるとともに、しかし、収量や品質をなかなか安定させることができないというふうにも伺っております。有機JAS認証を取得するためには、3年間、化学肥料や農薬を使わない畑をつくることから

始まるそうで、国は、転換期間中有機農産物認証制度を用意しているそうでございますので、それも活用していただきますようお願いをいたします。

次に、放牧酪農について伺います。

畜産部門におきましては、放牧酪農が循環型農業の理想形と考えられていますが、道内での取組状況と道の認識について伺います。

○久保秋雄太委員長 畜産振興課長佐々木秀弥君。

○佐々木畜産振興課長 放牧酪農についてでございますが、放牧酪農は、本道の恵まれた自給飼料基盤を最大限活用できる経営形態でありまして、牧草収穫や家畜排せつ物処理の省力化など、低コストな飼養管理が可能となる一方、栄養価の高い牧草生産や高度な飼養管理技術が必要でありますことから、令和4年度では、全道において約270戸が営まれ、酪農家戸数全体の5%程度となっております。

道といたしましては、北海道酪農・肉用牛生産近代化計画において、目指すべき経営類型の一つに位置づけておりまして、配合飼料価格が高止まりする中、今後とも、本道の優位性を生かし、草地基盤に立脚した持続可能な放牧酪農を推進していく必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 ウクライナ情勢や円安による飼料価格の高騰などにより、答弁にもあるとおり、餌やりや餌代を抑えることができる放牧酪農に注目しております。ぜひ、推進をよろしくお願いいたします。

次に、今後の対応についてであります。

循環型農業を推進するためには、堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、環境に配慮しながら、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるクリーン農業の一層の推進が重要と考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 農政部食の安全・みどりの農業推進監山口和海君。

○山口農政部食の安全・みどりの農業推進監 クリーン農業の推進についてであります。道では、全国に先駆けて、堆肥等の施用による土づくりを基本としたクリーン農業に取り組んできたところでありますが、道内では、家畜ふん尿の偏在などにより有機物を活用しにくい地域があるほか、クリーン農業で作られた農産物の消費者の皆様へのPRが十分でないことから、有利販売につながっていないなどの課題もあると承知をしております。

こうした中、国は、本年6月、食料・農業・農村基本法を改正し、基本理念に、環境と調和の取れた食料システムの確立を掲げたほか、道でも、ゼロカーボン北海道の実現に向け、地域の脱炭素化につながる環境保全型農業を重点的に進める取組として位置づけているところでございます。

道といたしましては、現在、策定作業中の新たなクリーン農業推進計画に、道内の有機質資源の活用に向けたクリーン農業技術の開発や、農業団体と連携した学校給食への食材提供などのP

【第2分科会 12月5日 第2号】

R活動、生産者や消費者の皆さんに向けた、栽培方法やコストを含めたクリーン農業への理解醸成、さらには、検疫条件を踏まえた認証取得と輸出の促進などに重点を置いた施策を盛り込み、これらの施策を通じて、農産物の安定生産と環境負荷低減の両立を図るクリーン農業を一層推進し、循環型農業の確立を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**荒当聖吾委員** 時代は、持続可能な農業、循環型農業、また、今の答弁にありましたとおり、農水省も、環境保全型の農業と言っております。地域内でサイクルが回ることで自力を維持し、持続性の高い農業体系が実現できると思いますので、御尽力をいただきますよう、どうぞよろしく願いをいたします。

次は、高病原性鳥インフルエンザについて伺います。

今年、高病原性鳥インフルエンザが道内でも既に2件発生しております。全国的にも昨シーズンを大きく上回る発生件数であり、道内で本病が続発した令和4年から5年のシーズンと同様に発生することについて強い危機感を持っております。そこで、以下、防疫対応などについて伺ってまいります。

まず、発生状況などについてであります。

本年の全国での高病原性鳥インフルエンザの発生状況と、道内で発生した農場における防疫措置状況について伺います。

○**久保秋雄太委員長** 家畜衛生担当課長小田茂樹君。

○**小田家畜衛生担当課長** 高病原性鳥インフルエンザの発生状況などについてであります。この秋からのシーズン、国内の家禽では、10月17日に厚真町の肉用鶏飼養農場において本病が発生して以降、本日までに10道県で12事例が確認されているところです。

このうち、道内では、厚真町での発生のほか、先月12日には旭川市の採卵鶏飼養農場でも発生しており、厚真町の農場については、約1万9000羽の鶏の殺処分や埋却、清掃、消毒などの農場における防疫措置を10月20日までに完了し、もう一つの旭川市の農場についても、約4万4000羽の鶏の殺処分などの防疫措置を先月16日に完了したところでございます。

以上です。

○**荒当聖吾委員** 2022年の白老町では51万8000羽、2023年の千歳市では56万羽が殺処分となり、今季の発生件数は、全国26道県で過去最も多い82事例、合計1700万羽の殺処分と伺って、本当に耳を疑っております。道内のこの2件で、道内の2割を占めている採卵のための鶏がいなくなり、店から卵が消え、また、小売価格も跳ね上がり、御家庭での食事の材料や、卵を使うケーキ屋さんなどからも心配される声を伺っております。

次に、業務の委託についてであります。

本病が発生した場合には、多くの道職員の皆さんが動員されることとなりますが、職員の負担軽減を図るため、業務の一部を外部に委託して対応していくことが必要だと考えます。

一部の業務については民間企業に委託していると承知をしておりますが、その実施状況と効果

について伺います。

○久保秋雄太委員長 農政課長黒島誠計君。

○黒島農政課長 外部委託の実施状況などについてであります。高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、迅速に蔓延防止措置を講ずる必要があることから、道では、これまで、道職員はもとより、市町村や農業関係団体などからの協力も得ながら、心身ともに厳しい防疫作業に取り組んできたところでございます。

こうした中、この秋の厚真町及び旭川市での防疫作業に当たりましては、消毒ポイントにおける防疫措置終了までの消毒作業のほか、防疫従事職員の送迎バスや食事の手配に係る業務を民間企業に外部委託したところでございます。

道といたしましては、こうした取組が、消毒ポイントにおける防疫従事職員の動員数の削減につながったほか、バスの発生翌日の急な手配や直前のシフト変更、食事の在庫が不足した際の機動的な調達などの業務を委託先である民間事業者が対応したことにより、職員の業務負担の軽減につながったものと考えております。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 私どもはテレビで拝見することしかできなかったのですが、昼夜を分かつた御尽力をいただいておりますことに本当に感謝を申し上げます。

次に、要因分析についてであります。

令和4年秋から令和5年春のシーズンは、全国的に高病原性鳥インフルエンザが続発し、道内のスーパーでは、先ほど申し上げたとおり、卵が欠品状態になり、道民に大きな影響を与えました。

本病の発生要因についてどのように分析をしていらっしゃるのか、見解を伺います。

○小田家畜衛生担当課長 発生要因についてであります。国が昨年7月に公表しました「令和4年秋から5年春のシーズンの疫学調査報告」では、渡り鳥が持ち込んだウイルスに感染した野鳥などから、さらに猛禽類やカラスに感染が広がって、農場周辺環境のウイルス量が高まり、ネズミなどの小動物が農場内や鶏舎内にウイルスを持ち込んだ可能性が指摘されているとともに、昨年3月から4月にかけて、千歳市の3農場で発生しました事例につきましては、専門家から、例年に比べて早い雪解けにより活発化した野生動物の活動時期と、渡り鳥の本格的な北上が重なったことも要因として示唆されております。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 分析ですので、確定させることは難しいと思います。要因として示唆という表現であり、断定や断言という言葉ではないのは本当に仕方ないと思います。どこからやってくるか分からない、改めて恐ろしい病気であることがよく分かりました。

それでは最後に、今後の対応について伺います。

道内では、野鳥の高病原性鳥インフルエンザの感染が相次いで確認されるなど、発生リスクが高い状態が続いており、養鶏業者や関係者は緊張感を持って防疫対応に当たる必要があります。

また、本病が発生した場合の防疫対応は、災害発生時の対応と同様であり、道職員の皆さんの対応が必要だと考えます。しかしながら、そもそも、これら緊急的な対応に当たる道職員の本来業務に支障が生じることを考えると、今後、職員のなお一層の負担軽減に向け、業務の民間への委託を積極的に推進すべきと考えます。

道として、養鶏場における新たな発生防止に向けた防疫の強化や発生時における対応にどのように取り組んでいかれるのか、見解を伺います。

○山口農政部食の安全・みどりの農業推進監 今後の取組についてであります。道内では、この秋からの発生状況を踏まえますと、発生リスクが極めて高い状況が継続すると想定され、農場における本病の発生防止に向けた取組を着実に進め、最大限の警戒を維持していくとともに、万が一発生した際の防疫作業に従事する職員の安全や負担軽減を確保することが必要と認識しております。

このため、道では、市町村などと一体となって、農場や関係者に対し、鶏舎周辺の消毒の徹底をはじめ、国の疫学調査結果を踏まえた、より効果的な発生防止対策の実施について丁寧な技術指導を行うとともに、発生時における防疫作業の安全確保に向けた防疫マニュアルの改定を行ったところであり、今後は、さらなる職員の負担軽減に向けた外部委託について検討を行うなど、蔓延防止の徹底に向けて、より効果的な防疫対策に取り組んでまいります。

○荒当聖吾委員 例えば、穴を掘る重機の運転だとか、宿泊施設やそこまでの移動手段、防疫衣の装着補助や飲食物の提供など、外部人材にお願いしたい業務はたくさんあるかと思えます。そういうことは知っていらっしゃると思うのですが、あらかじめ洗い出して、それを発表しておくことで、例えば、人材を派遣する会社や人材を確保している企業、応援してあげようという企業の協力が受けやすくなるのではないかなと、素人考えですが、そう思う次第であります。

いずれにしても、養鶏業者さんにとっては、一夜にして、文字どおり、全てを失う可能性と向き合われているところであり、効果的な発生防止対策の徹底をよろしく願いいたします。

なお、この問題につきましては知事の考えを直接伺いたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。以上、終わります。

ありがとうございました。

○久保秋雄太委員長 荒当委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、農政部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保秋雄太委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

12月6日の分科会は午前10時から開きます。
本日は、これをもって散会いたします。

午後5時59分散会